

第4回 定例会

平成29年第4回中城村議会定例会会期日程表

開 会 平成29年9月8日

会 期 22 日間

閉 会 平成29年9月29日

日 次	月 日	曜日	開議時刻	会議名	事 項
第1日	9月8日	金	午前10時	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定 諸般の報告、行政報告 議案第35号に対する説明、質疑、討論、採決 議案第36号、37号、38号、39号、40号、41号、 42号、43号に対する説明 同意第3号、4号、5号、6号、7号、8号、 9号に対する説明、質疑、採決 報告第6号、7号、8号、9号、10号に対する 説明
第2日	9月9日	土	/	休 会	
第3日	9月10日	日	/	休 会	
第4日	9月11日	月	午前10時	本会議	認定第1号、2号、3号、4号、5号、6号、 7号及び議案第44号に対する説明
第5日	9月12日	火	午前10時	本会議	議案第36号、37号、38号、39号、40号、41号、 42号、43号に対する質疑、討論、採決
第6日	9月13日	水	午前10時	本会議	認定第1号、2号、3号、4号、5号、6号、 7号及び議案第44号に対する質疑（委員会付 託）
第7日	9月14日	木	午前10時	委員会	委員会審議
第8日	9月15日	金	午前10時	委員会	委員会審議
第9日	9月16日	土	/	休 会	
第10日	9月17日	日	/	休 会	
第11日	9月18日	月	/	休 会	敬老の日
第12日	9月19日	火	午前10時	委員会	委員会審議
第13日	9月20日	水	午前10時	委員会	午前 全員協議会 午後 委員長取りまとめ
第14日	9月21日	木	午前10時	委員会	委員会審議（連合審査）
第15日	9月22日	金	午前10時	委員会	委員会審議（連合審査）
第16日	9月23日	土	/	休 会	
第17日	9月24日	日	/	休 会	秋分の日
第18日	9月25日	月	午前10時	本会議	一般質問 4人
第19日	9月26日	火	午前10時	本会議	一般質問 4人
第20日	9月27日	水	/	休 会	
第21日	9月28日	木	午前10時	本会議	一般質問 4人
第22日	9月29日	金	午前10時	本会議	一般質問 3人 委員長報告、質疑、討論、採決及び陳情・意見 書等採決 閉会

目 次

(平成 29 年)

第 4 回定例会

第 1 日目 (9 月 8 日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
議案第35号 中城村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について	7
議案第36号 中城村税条例等の一部を改正する条例	12
議案第37号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	15
議案第38号 平成29年中城村一般会計補正予算 (第 3 号)	18
議案第39号 平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	22
議案第40号 平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	24
議案第41号 平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)	25
議案第42号 平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	27
議案第43号 平成29年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算 (第 1 号)	28
同意第 3 号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	29
同意第 4 号 農業委員会委員の任命について	31
同意第 5 号 農業委員会委員の任命について	35
同意第 6 号 農業委員会委員の任命について	36
同意第 7 号 農業委員会委員の任命について	37
同意第 8 号 農業委員会委員の任命について	38
同意第 9 号 農業委員会委員の任命について	39
報告第 6 号 平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	40
報告第 7 号 平成28年度決算に係る健全化判断比率について	41
報告第 8 号 平成28年度決算に係る資金不足比率について (中城村土地区画整理事業特別会計)	41
報告第 9 号 平成28年度決算に係る資金不足比率について (中城村公共下水道事業特別会計)	42

報告第10号	平成28年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計）	43
第2日目（9月9日） 休 会（土）		
第3日目（9月10日） 休 会（日）		
第4日目（9月11日）		
認定第1号	平成28年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	47
認定第2号	平成28年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	55
認定第3号	平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	60
認定第4号	平成28年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	64
認定第5号	平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	67
認定第6号	平成28年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	70
認定第7号	平成28年度中城村水道事業会計決算認定について	73
議案第44号	平成28年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について	82
第5日目（9月12日）		
議案第36号	中城村税条例等の一部を改正する条例	87
議案第37号	中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	87
議案第38号	平成29年中城村一般会計補正予算（第3号）	87
議案第39号	平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	98
議案第40号	平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	99
議案第41号	平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	99
議案第42号	平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	100
議案第43号	平成29年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）	100
第6日目（9月13日）		
認定第1号	平成28年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	103
認定第2号	平成28年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	109

認定第3号	平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	109
認定第4号	平成28年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	109
認定第5号	平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	109
認定第6号	平成28年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	110
認定第7号	平成28年度中城村水道事業会計決算認定について	110
議案第44号	平成28年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について	110

第7日目(9月14日) 委員会(木) 委員会審議

第8日目(9月15日) 委員会(金) 委員会審議

第9日目(9月16日) 休 会(土)

第10日目(9月17日) 休 会(日)

第11日目(9月18日) 休 会(月) 敬老の日

第12日目(9月19日) 委員会(火) 委員会審議

第13日目(9月20日) 委員会(水) 午前 全員協議会 午後 委員長取りまとめ

第14日目(9月21日) 委員会(木) 委員会審議(連合審査)

第15日目(9月22日) 委員会(金) 委員会審議(連合審査)

第16日目(9月23日) 休 会(土) 秋分の日

第17日目(9月24日) 休 会(日)

第18日目(9月25日)

一般質問

2番 比嘉麻乃 議員	115
3番 大城常良 議員	124
1番 石原昌雄 議員	135

7番 金城 章 議員	139
第19日目（9月26日）	
一般質問	
12番 新垣 博正 議員	151
8番 伊佐 則勝 議員	159
10番 安里 ヨシ子 議員	165
13番 仲座 勇 議員	170
第20日目（9月27日） 休 会（水）	
第21日目（9月28日）	
一般質問	
11番 新垣 徳正 議員	175
15番 宮城 重夫 議員	182
4番 外間 博則 議員	187
14番 新垣 善功 議員	192
第22日目（9月29日）	
一般質問	
9番 仲 眞 功 浩 議員	205
6番 新垣 貞 則 議員	214
5番 仲 松 正 敏 議員	227
認定第1号 平成28年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	236
認定第2号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	238
認定第3号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	239
認定第4号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	241
認定第5号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	242
認定第6号 平成28年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	244
認定第7号 平成28年度中城村水道事業会計決算認定について	245
議案第44号 平成28年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について	247
陳情第6号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）	248
陳情第7号 県産品の優先使用について（要請）	248

陳情第10号	こども医療費助成制度に係る意見書採択についての陳情	248
意見書第7号	こどもの医療費助成制度改善を求める意見書	248
陳情第11号	国保県単位化における国保制度改善を求める意見書採択についての 陳情	252
意見書第8号	国保財政の県移管における国保制度改善を求める意見書	252

平成29年第4回中城村議会定例会（第1日目）

招集年月日	平成29年9月8日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・ 閉会等日時	開会	平成29年9月8日（午前10時00分）		
	散会	平成29年9月8日（午後2時17分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	仲眞功浩
	2番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣徳正
	4番	外間博則	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	2番	比嘉麻乃	3番	大城常良
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・ 観光推進課長	屋良朝次
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	新垣正
	総務課長	与儀忍	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	知名勉	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	金城勉
	福祉課長	仲松範三	教育総務課 主幹	安田智
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	議案第35号 中城村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
第 6	議案第36号 中城村税条例等の一部を改正する条例
第 7	議案第37号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
第 8	議案第38号 平成29年中城村一般会計補正予算（第3号）
第 9	議案第39号 平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第 10	議案第40号 平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第 11	議案第41号 平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
第 12	議案第42号 平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
第 13	議案第43号 平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）
第 14	同意第3号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
第 15	同意第4号 農業委員会委員の任命について
第 16	同意第5号 農業委員会委員の任命について
第 17	同意第6号 農業委員会委員の任命について
第 18	同意第7号 農業委員会委員の任命について
第 19	同意第8号 農業委員会委員の任命について
第 20	同意第9号 農業委員会委員の任命について
第 21	報告第6号 平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について
第 22	報告第7号 平成28年度決算に係る健全化判断比率について
第 23	報告第8号 平成28年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計）
第 24	報告第9号 平成28年度決算に係る資金不足比率について（中城村公共下水道事業特別会計）
第 25	報告第10号 平成28年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計）

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。ただいまより平成29年第4回中城村議定会例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番 比嘉麻乃議員及び3番 大城常良議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日9月8日から9月29日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、本議会の会期は本日9月8日より9月29日までの22日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

平成29年6月9日より、平成29年9月7日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、平成29年6月、7月、8月の例月現金出納検査の結果報告がありました。

2 一部事務組合議会、介護保険広域連合議会及び後期高齢者医療広域連合議会の報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。

3 陳情、要請、意見書等の処理について

期間中に受理した陳情・要請・意見書等については7件受理し、9月6日の議会運営委員会で協議した結果、『地元産品奨励及び地元企業優先使用についての要請』と『県産品の優先使用についての要請』は、本会議で採

決いたします。『こども医療費助成制度に係る意見書採択についての陳情』及び『国保単独化における国保制度改善を求める意見書採択についての陳情』については、文教社会常任委員会に付託します。『全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情』、『地球で生き続ける為の地球社会建設希望決議についての陳情』及び『北朝鮮の核実験への抗議を求める要望』については、資料配付にいたします。

4 沖縄県町村議会議長会関係について

7月3日(月)臨時総会が自治会館で開催され、会長・副会長の補欠選挙が行われました。新会長に小渡久和宜野座村議長、副会長に比嘉義彦北中城村議長が選任されました。これは德里会長からの変更でございます。県も中部地区も德里会長からお二人へ交代ということです。

8月8日(火)正副議長・正副委員長研修会が、北谷町で開催されております。

5 中部地区町村議会議長会関係について

6月30日(金)臨時会が北中城村で開催され議長が出席しております。この日に中部地区町村議会議長も德里嘉手納町長議長から北中城村の比嘉義彦議長に交代しております。

7月5日(水)～7日(金)県内行政視察研修が南大東村、北大東村で開催され、議長、事務局長が参加しております。

8月18日(金)中部地区町村議会議員・事務局職員研修会並びに交流会が、読谷村で開催されております。

6 その他

その他の日程等については別紙をご参照下さい。

中部地区の町村議会議長会で北大東村、南大東村に行ったんですけども、新聞にも出てるとおり非常に離島苦を抱えているところであ

りまして、サトウキビの大量生産ということで、非常に農業は活発ではありますが、特に北大東村においては、このサトウキビ以外、ジャガイモとカボチャをまた別途集中して栽培しておりまして、このジャガイモから「ぼてちゅう」という焼酎をつくって、これがかかなり人気が出ているということで、ジャガイモも売り出せない分をまたまとめて処分するといろいろつくれるという非常に独特の試みをやっておりますので、いろいろ資料等、事務局にもございますので、御参照してください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 平成29年6月から8月までの行政報告から抜粋して御報告申し上げます。

まず6月でございます。6月4日に土砂災害防災訓練、これは奥間地区のほうで開催し、そこに参加をしております。

6月6日、大型MICE施設早期完成要請行動を翁長県知事に4町村一緒になって要請をしております。

6月23日には平成29年度の沖縄戦没者追悼式に参加をしております。

6月27日、28日は、サンライズ推進協議会、これは4町村ですけれども、与那原、西原町バイパス、そしてそこからの延伸及びMICEに関する要請活動を鶴保大臣初め、各国会議員に要請をしております。

7月に入りまして、7月8日、青少年深夜はいかい防止・未成年者飲酒防止中城村民大会を行っております。

7月21日は、社会を明るくする大会、これは中城村が今回大会場でございましたので、そこに参加をしております。

同じく7月31日は、中城湾地域振興協議会が設立されまして、設立総会を行っております。沖縄市、うるま市、南城市が新たに参加をして、

7市町村で構成をする協議会でございます。

8月2日は、海外短期留学出迎え式、那覇空港で出迎えをしております。本村からは9名の中高生を今回、派遣をいたし無事元気に帰ってまいりました。

8月18日、19日、20日には、中城村観光PR事業といたしまして、大阪府、これはガンバ大阪との交流でございます、本村のPR事業の一環でございます。本村の子供たち20名、そして護佐丸太鼓、獅子舞、総勢50数名の団を組みまして、ガンバ大阪の試合の前にPR活動、そして子供たちのガンバ大阪ジュニアチームとの吹田スタジアムでの試合などがあって、大いにいい経験をしてくれたんじゃないかなと思っております。以上でございます。

続いて平成29年度の主要施策の執行状況調書（第2・四半期分）でございます。読み上げて御報告申し上げます。

まず1ページのほうから総務課。事業名、契約年月日、契約方法、契約金額、落札率、契約の相手方の順に読み上げさせていただきます。御報告申し上げます。15節、平成29年度中城村防災行政無線機能強化事業施設整備工事、平成29年6月12日、指名競争入札、8,137万8,000円（98%）、有限会社比嘉電工。13節、公共施設総合管理計画継続支援業務（庁舎管理計画）、平成29年8月10日、随意契約、118万8,000円（100%）、株式会社諸井会計。13節、中城村公共駐車場整備に伴う物件等調査算定業務委託、平成29年8月23日、指名競争入札、243万円（97.8%）、株式会社沖縄ランドコンサルタント。

続いて企画課。13節、防災拠点及び地域交流施設実施設計業務、平成29年6月13日、指名競争入札、970万9,200円（97.1%）、オリジナル建築設計室。

企業立地・観光推進課。13節、中城村観光振興計画策定委託業務、平成29年8月16日、随意

契約、1,235万5,200円（98.9%）、NTCコンサルティング株式会社沖縄事務所。13節、護佐丸観光資源制作事業委託業務、平成29年8月10日、指名競争入札、858万1,680円（99.9%）、株式会社ファンファーレ・ジャパン。19節、世界遺産中城城跡プロジェクトマッピング実行委員会補助金、平成29年7月4日、補助金、1,300万円、同実行委員会。19節、中城村観光推進協議会補助金、平成29年8月10日、補助金、450万6,900円、中城村観光推進協議会。19節、中城村歴史文化振興発信事業実行委員会補助金、平成29年7月14日、補助金、1,464万円、中城村歴史文化振興発信事業実行委員会。

農林水産課。13節、中城第2地区農道調査測量設計委託業務、平成29年7月31日、指名競争入札、972万円（97.2%）、株式会社沖橋エンジニアリング。

都市建設課。13節、平成29年度中城村橋梁定期点検支援業務委託、平成29年7月11日、随意契約、1,397万5,200円（100%）、一般財団法人沖縄建設技術センター。13節、平成29年度南上原地区出来形確定測量委託業務、平成29年7月24日、随意契約、534万6,000円（90%）、株式会社与那嶺測量設計。13節、平成29年度調査業務（その3）、平成29年8月9日、随意契約、482万7,600円（89.9%）、株式会社与那嶺測量設計。15節、平成29年度防犯灯設置工事、平成29年6月7日、指名競争入札、3,885万8,400円（97.5%）、デルタ電気工業(株)。15節、平成29年度歩行者交通安全対策工事、平成29年8月2日、指名競争入札、399万6,000円（90%）、沖縄道路興業(株)。同じく都市建設課。15節、南上原地区坂田線整備工事（29-2工区）、平成29年7月3日、指名競争入札、3,714万8,760万円（93.5%）、株式会社五城。15節、南上原地区坂田線整備工事（29-3工区）、平成29年7月14日、指名競争入札、3,768万5,520万円（93.8%）、有限会社津城電気工事。15節、南

上原地区築造工事（29-4工区）、平成29年8月1日、指名競争入札、3,863万4,480円（93.6%）、有限会社渡久地建設。18節、観光地周辺環境美化事業 2tダンプ車購入、平成29年7月26日、指名競争入札、332万3,246円（67.6%）、沖縄日野自動車株式会社。18節、観光地周辺環境美化事業 管理作業機購入、平成29年7月26日、指名競争入札、74万880円（64.7%）、株式会社ヨシダ機器サービス。22節、村道久場前浜原線物件補償費、平成29年6月13日他、随意契約、2,745万円（100%）、久場地内2件。

上下水道課。13節、平成29年度配水管調査測量設計委託業務、平成29年6月21日、指名競争入札、1,139万4,000円（97.8%）、有限会社インプラン。15節、中城村内配水管布設工事（29-1工区）、平成29年8月14日、指名競争入札、2,569万9,680円（95%）、有限会社ピース造園土木。15節、南上原地内公共下水道工事（29-2工区）、平成29年7月7日、指名競争入札、2,662万2,000円（94.4%）、株式会社新栄組。15節、南上原地内公共下水道工事（29-3工区）、平成29年8月15日、指名競争入札、3,314万5,200円（99%）、有限会社仲建設工業。同じく上下水道課。13節、平成29年度公共下水道実施計画策定委託業務、平成29年8月1日、指名競争入札、178万2,000円（97.6%）、株式会社双葉測量設計。

生涯学習課。13節、中城村吉の浦公園等機能強化整備基本計画策定業務、平成29年8月17日、指名競争入札、993万6,000円（96.8%）、株式会社シビルエンジニアリング。15節、中城村吉の浦会館音響設備機能強化整備工事、平成29年8月16日、指名競争入札、972万円（99.06%）、株式会社沖縄科学AVセンター。18節、吉の浦公園管理作業車両購入業務、平成29年8月7日、指名競争入札、301万150円（75.3%）、沖縄日野自動車株式会社。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 続いて教育行政報告を行います。

教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 おはようございます。6月から8月までの教育行政報告を行います。主なものだけを報告します。

6月16日、第7回定例教育委員会を開催いたしました。幼稚園の設置について協議しました。今後、総合教育会議等で討議を進めていきたいと思っています。

29日、30日、千葉県旭市児童交流事業、旭市から小学生が20名、引率7名が来村して吉の浦会館での交流を行いました。30日は、中城南小学校での交流会、中城城跡の見学等を行っています。

7月7日、第8回臨時教育委員会議。

14日、第9回臨時教育委員会議では、平成28年度の授業の点検評価を行っています。教育総務課の13事業、生涯学習課の12事業でおおむね適切に事業が行われているという評価を受けました。課題に関しては、今年度少しでも改善できるようにしていきたいと思っています。

8日、青少年の深夜はいかい防止・未成年者飲酒防止 中城村民大会が行われました。夜は夜間パトロールを実施いたしました。今まで22時からパトロールを行っていましたが、この目的が深夜はいかいを防止するためのものですので、ことしのパトロールは午後8時から実施しております。補導されないように帰宅指導を中心に行うということで、議員の皆さんの御協力も第3金曜日よろしく願いいたします。

12日、3町村中学生フォーラムが吉の浦会館で行われました。各学校4校の生徒会役員が中心になって、学校の取り組み状況、そして課題等にいかに関心を持って取り組んでいくかという情報交換を行って、自治の力の向上に努め、よりよい学校生活を送るための話し合いを行っ

ています。

13日、中学生・高校生海外短期留学出発式に那覇空港のほうに行っていました。ことしは高校生が2名、中学生が7名、3週間のアメリカの短期留学に参加しています。那覇空港での出発式で本村の子供たちの激励を行ってきました。9月25日に参加者の報告会を持ちます。

21日、第10回定例教育委員会を行い、継続審議中の幼稚園の新設についての話し合い等を行っています。

29日から31日まで、福岡県福智町の児童との交流事業を実施しました。26名の児童が中城の児童と民泊を通して交流を深めています。新垣貞則議員にも民泊を引き受けてもらいました。大変ありがとうございました。

8月4日、15日に学識経験者による点検・評価を実施しました。同じように教育総務課13事業、生涯学習課12事業、おおむね適切に事業が行われているという評価でしたが、指導助言、アドバイスに関しては、今年度に生かしていけたらなと思っています。

14日、ESLキャンプオリエンテーションが名護青少年の家で1週間、小学生、中学生を対象に行われていますが、本村は小学生が9名参加しました。全て英語での生活学習を行っています。

18日、ヤクルトスワローズの選手(OB)による少年野球教室が行われました。小学生、中学生が一流の選手に触れるととてもいい機会となりました。

18日、第11回定例教育委員会議を行いました。各学校の評議員の確認、全国学力テストの結果、教育長報告等を行っています。

以上で、教育行政報告を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で行政報告を終わります。

休憩します。

休憩(10時26分)

~~~~~

再開（10時36分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第5 議案第35号 中城村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第35号 中城村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について御提案申し上げます。

議案第35号

中城村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について

中城村農業委員会委員の任命につき、委員の少なくとも四分の一を認定農業者等及び準ずる者としてほしいので、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年9月8日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合において、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2項を適用する場合は、議会同意を得る必要があるため。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから先ほど申し上げましたとおり、質疑等、討論、採決までいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

質疑ありますか。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 おはようございます。

3番 大城常良であります。議案第35号について質疑をいたしたいと思っております。

まず議案第35号に関しまして、これはことし3月議会で農業委員会の委員及び推進委員の定数を定める条例が可決され、11月1日より新たな農業委員会制度、そして農業委員会改革がスタートしてまいります。その中で農業委員の選出方法の変更があり、地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て、確実に農業委員に就任するようにするために、公選制を廃止し、村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改め、その際、農業委員の過半数は原則として認定農業者でなければならないというふう

にあります。そこで選任に当たって、推薦、それから募集を行ったと思いますけれども、推薦された方は何名なのか。募集は何名あったのか。それを伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それでは大城議員の質疑にお答えいたします。

一般推薦がお一人です。団体推薦が5人。応募が5名、合計11名です。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、推薦が1人、応募が5名、その中で今、提案されている議案第35号は、推薦募集の期間に定数に満たなかった場合には、推薦募集の期間を延長すること。それから農業者あるいは農業者が組織する団体、その他の関係者に対して積極的に働きかけるという旨のこともあり、これは定数を満たす努力を行わなければならないということがあるので、行政としてどれぐらいの期間を延長したのか。それと後はどれだけの応募を満たすために努力をしたのか、そこを伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えいたします。

第1回目、4月3日から5月2日、そこで応募をしましたがけれども、5名の応募者がいました。それで人数が足りませんので、第2回目、5月3日から5月31日、そこで11名の応募がありました。定数に足りなかった期間ですけれども、認定農業者やあとは団体等の方々にぜひ応募してくださいということで声かけをしております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、本村には認定農業者の資格を持っている人は個人で3名、あとは

村外の方が2名、あとは法人その方々が4社あるということで、そこから2名の方が今、認定農業者ということになっているんですけれども、過半数といえば、6名の半分だから3名ですね、1名足りないということになっているはずなんですけれども、9名の方々がいる中で、これの3名が探しづらい、本当はそれなりに農業認定者になりうる方々は本当は村内にいると私は思うんですけれども、若い方とかですね。そういう方に誠意を持って本当に本村の農業をこれから発展させるために農業認定者として農業委員になってくれませんかというようなことも行政として十分にやっていただいて、これができないからこういう議案が出てきたのかなと思う面もあるんですけれども、やはりこれは農業に対しての知識を持った方々、あるいは有能な若者、そういったのも十分踏まえて10月1日から始まる改革を、私はそれ相当の農業委員会に対しては期待をしておりました。新たな農業開拓ということで、旧態依然の農業委員会を潰してまでこの改革に移行すると、新しい農業委員会に移行するということに対して、それをまた現在、中城村にある耕作放棄地あるいはそういったさまざまな農業の衰退に対して、取り組んでいくんだらうというふうに感じておりましたけれども、そのスタートがこういう状況では私は本当にこれから先の農業に対して危惧しています。そこをぜひ考慮いただいて、本村の農業をいかに活性化させ、あるいはこれから農業をやられている方々に望みのある、これから農業をやってもいいんだなというぐらいの村からの提案をどんどん発信していかないと今後もまた衰退の一途をたどってしまうという危惧をしているものですから、ぜひすばらしい農業委員会を立ち上げていただいて、今後の農業に対する本村の農業者の方々に心改めてぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終了します。

ほかにありますか。

仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それでは、議案第35号についてお伺いいたします。

そもそもこの議案が出てきた背景には我々は土地改良を行った中において、広大な農地面積を持っておりながら、認定農業者が全然育ってこなかったということ、今さっき大城議員からありましたけれども、村内にはたった3名しかいないと、そういう非常に寂しい状況ですね、これが一番大きな原因です。ではそれはどうしてそういうことが起こってしまっているのかということが大きな問題として問われるはずなんですけれども、ちょっとお聞きしたいのは、この認定農業者制度というのは、平成5年に発足しているんですね。これは23年間ですか、そういう制度がありながら、たった3名しか認定できなかったということが非常に大きな問題。そもそもこの認定農業者というのは、村が農業の基本構想を立て、それに沿うように農業従事者を指導し育て認定農業者にしなさい、そういうことで、この認定農業者の認定枠というのは市町村に任されていますよね。これは市町村の問題なんですよ。市町村が認定農業者を育てなさいとそういうことを明確に言われているわけですよ。認定は市町村の責任ですよということなんです。にもかかわらず3名しか育っていないということは、村の基本構想が中城村の農業の実態に沿っていないのか、それで農業従事者は認定農業者になるのを躊躇しているのか、あるいは厳しい何かハードルがあるのか、いろいろな事情があるとは思いますが、その点を踏まえて、村としては認定農業者を育てるために基本構想に合わせて、どういう施策というんですか、事業を行ってきたか、認定農業者を育てるための農業施策はどういうものをこれ

まで実施してきたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(10時49分)

~~~~~

再開(10時51分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それでは、仲眞議員の質疑にお答えいたします。

今まで若い農業者を中心に認定農業者への呼びかけ、あとはJAを中心にしながらお互いにそういった認定農家をやらないかということで、5年計画で350万円以上の収入を上げなさいと、そういった説明もしながら村内の若い青年方に呼びかけをしてまいりました。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 ちょっとあまり具体的によくわからないことなんですけれども、この基本構想というのはこれは10年一遍ですか、あるいはちょっと期間を置いて、それを指名をして趣旨をしっかりと説明して、それに合うようにこの農業経営というものを先ほど言いました特に若い農業就農者を中心にやられるだろうと思いますけれども、この基本構想に沿うような形で、この認定農業者をつかって育てていく、これは村の義務なんですね、ある意味。この認定まで任せられるということは、これは村でちゃんと育てていきなさいと、そういうことなんです。ところがそれをあまり我々としては感じられないわけですよ。本当にこういう農業施策として取り組んでいるかというのは、さっき言ったように、もう23年間もこういう制度がありながらたった3名しか現在いないと。他市町村においては、就農支援センターとか、あるいは農業支援センターとかいろいろつくってです

ね、しっかりとこの育成のために取り組んでいるわけですよ。ところが本村は、どういうふうに取り組んでいるのかよくわからない。昨今の話では、そういう支援として、農業経営に関しては最近では複式簿記ですね、農業経営においても複式簿記の記入とかについてもちゃんとしっかりやりなさいというようなことで、各市町村この複式簿記についての勉強会とかいろいろ支援策を講じて、この認定農業者を育てようという動きがあるわけですよ、ところが実際、中城村においては本当に認定農業者を育てるためにどういう事業とかをやっているのか。ただ、課長は今、声をかけてやりましょうとか、そういうものをお話していますけれども、実際、農協とタイアップして講習会とか、あるいは皆さんがつくったこの基本構想に沿う形でこういういろいろ経営基盤とか、そういうものの確立、それについての指導、あるいは講習会、そういうものを本当にやってきたのか、その辺については非常に疑問があるわけですよ。そういうわけで23年かかって、たった3名しか認定農業者が育っていない。そういうものはやはり声かけをやるだけではなくて、実際に声かけたらそこに行ってちゃんと学習、勉強できるという場をつくってあげないとこれは絶対育たないわけですよ。そういうものについてやってきたのか。あるいはこれからやるのか、その辺をお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

勉強会は県の勉強会とかそういったのがあった場合には、認定農業者の皆さんにはお知らせをしています。現在、村として独自でやってきたかと言われれば、実際のところはやっておりません。今後、新農業委員会が立ち上がりますので、そこでまた議論をしながら、またJ

Aとも相談もしながら、いかに今後、認定農業者を育てるか、話し合いをしてみたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 課長、あなたの答弁ちょっとおかしいですよ。県のがあったら認定農業者に声をかけてやっていると今答弁されていますが、全くこれは私が聞いたのとは違いますよね。私は認定農業者がいないからそれを育てるためにどうしているのかと。既に認定農業者である方にこういうことをやっていっても、何の意味もないではないですか。その辺はしっかりと問題を把握して、認定農業者はどうしてふえないんだと、23年でたったこれだけしかできないかと、具体的な計画が中城村にないからですよ。あるいは施設も、読谷村、北谷町、あの辺ではしっかりした就農支援センターとかをちゃんとつくって、講習会とかもしっかり開いて、認定農業者になるための資格それを身につけさせようという事業をしているわけですよ。その辺をまずやるのが今後の問題だと思います。こういう状況ではいつまでも議案第35号でやるような過半数を確保できない状況が続くわけですよ。これは非常に恥ずかしい話なんです。こんな広大な農地面積を持っている中城村でこれだけしかできないと。他市町村はこんなに耕地面積がないところでも既に確保して認定農業者はそれに対応しているわけですよ。中城村は非常におくれています。そういう意味では村長、やはり本格的に村長が農業政策というものをしっかりと打ち出して、この基本構想に沿って中城村の農業従事者を皆さんがつくった基本構想に沿うような形で導いていくと、ゆくゆくは全てが認定農業者の資格を取れるぐらいの、政策というのを打ち出さないと、これはいつまでもこの特例でしか農業委員会の問題も対応できないと、いずれ追い込まれるだろうと思います。そういう意味では、ぜひこの現状を

踏まえて、現状打開のための農業政策というものをしっかりと作成していただきたいとそういうのを要望します。村長、よろしくお願ひします。

議長 與那覇朝輝 以上で仲眞功浩議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 今、農業委員の応募とか推薦とかが出ていますけれども、女性の農業の担い手が今、中城村では多いと思いますが、女性を出す努力がなされたかどうか、お聞きします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それでは安里ヨシ子議員の質疑にお答えします。

女性委員の応募を促したかどうかということですが、現在、農業委員の方で女性の方が1名おられます。その方にもぜひ応募するようにということで、声かけをいたしました。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 女性が変われば社会も変わると言われているほどでありますので、男性の中には今までの家父長制度の中で女性は口を出してはいけないとか、ミードゥヤーガーウタイナー、チガリンドーとかという話もありましたので、私が議員になった時期は、それが男性の頭の中にはそれが深く残っていると。表には女性の進出とかとおっしゃっていますけれども、それが根底にあるわけですね。だから女性の中にもそれがあると思います。イーイー、イナグヌナランシガとそういうふうな感じで、女性の中にそういった考えがあるんじゃないかと思ひますけれども、意識して女性を後ろから一歩ね、背中を押してあげるそういうことを

やって意識して女性を出すような形にしないと女性がなかなか出てこられないと。今、食と農を考えるとということで女性が一生懸命取り組んでいる方たちもいますので、この地産地消にしても、女性の考えというのを入れてほしいと思ひますし、農業をまた六次産業につなげていく。そのためにもやはり女性のそういった知識が必要ではないかと思ひますけれども、課長としてはどのように考えていますか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

安里ヨシ子議員がおっしゃるとおり、女性も農業委員の中に入れたほうが一番いいと思ひます。いろいろな面でまた女性の力をかりなければいけないと思ひますけれども、今回、何回か声かけをいたしましたけれども、今回の応募がなかったということで非常に残念に思ひています。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 今後、意識して女性が出てこられるような農業委員会であってほしいと思ひております。女性の働きというのは、やはりハード面はそれは男性が中心になってやらないといけないと思ひますけれども、子供を産み育てる母親として、子供たちに安全な食事ということで食と農を考えるそういった講演とか、女性農業者を集めて講演をするとか、女性の意識を変えていくためにも農業委員会として、女性のそういった集まり、講演会、勉強会とかを計画、努力をしてほしいと思ひます。

議長 與那覇朝輝 以上で安里ヨシ子議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第35号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 それでは議案第35号について、討論します。

私も3年間、農業委員として今月いっぱいですけれども、務めてまいりましたが、この新しく農業委員会発足について、ひとつ感想とまた行政側に対する指摘をして討論したいと思えます。これについては、賛成討論として受けとめてください。3カ年間経験してきましたけれども、特に言えることは農業委員会の事務局体制が全くなっていないと言っても過言ではないと思えます。今、農業委員会は事務局長兼務、係長兼務です。たった1人の係の方が頑張っていますけれども、それでは農業の振興はできないと思えます。先ほども3番、9番の議員からもありましたように、そういう農業振興、基本構想もつくってやるには、やはり事務局体制をしっかり確立しないと中城村の農業は衰退の一途をたどっていくと思えます。ですから新しく発足する農業委員会にあたって、ひとつこの農業委員会の事務局体制を強化してもらうこと

を指摘し、この議案に賛成します。ひとつ村長、よろしくをお願いします。

議長 與那覇朝輝 ほかにありますか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号 中城村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第35号 中城村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意については原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩(11時09分)

~~~~~

再開(11時21分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、日程第6 議案第36号 中城村税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第36号 中城村税条例等の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第36号

中城村税条例等の一部を改正する条例

中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年9月8日提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提 案 理 由

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、中城村税条例等を改正する必要がある。

中城村税条例等の一部を改正する条例

（中城村税条例の一部改正）

第1条 中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>附 則<br/>（個人の村民税の所得割の非課税の範囲等）<br/>第2条の3 当分の間、村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、村民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。<br/>2・3 （略）</p> | <p>附 則<br/>（個人の村民税の所得割の非課税の範囲等）<br/>第2条の3 当分の間、村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が 35万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、村民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。<br/>2・3 （略）</p> |

(中城村税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 中城村税条例の一部を改正する条例(平成26年中城村条例第11号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                     |          |                                                                                 | 改正前                                                                                                                                                                       |         |                                                                                 |         |        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------|---------|--------|
| 附 則                                                                                                                                                                     |          |                                                                                 | 附 則                                                                                                                                                                       |         |                                                                                 |         |        |
| <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る中城村税条例第82条及び附則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> |          |                                                                                 | <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る新条例第82条及び新条例附則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> |         |                                                                                 |         |        |
| 第82条第2号ア(イ)                                                                                                                                                             | 3,900円   | 3,100円                                                                          | 新条例第82条第2号ア                                                                                                                                                               | 3,900円  | 3,100円                                                                          |         |        |
| 第82条第2号ア(ウ)                                                                                                                                                             | 6,900円   | 5,500円                                                                          |                                                                                                                                                                           | 6,900円  | 5,500円                                                                          |         |        |
| a                                                                                                                                                                       | 10,800円  | 7,200円                                                                          |                                                                                                                                                                           | 10,800円 | 7,200円                                                                          |         |        |
|                                                                                                                                                                         | 3,800円   | 3,000円                                                                          |                                                                                                                                                                           | 3,800円  | 3,000円                                                                          |         |        |
| 第82条第2号ア(ウ)                                                                                                                                                             | 3,800円   | 3,000円                                                                          | 新条例附則第12条第1項の表以外の部分                                                                                                                                                       | 第82条    | 中城村税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第11号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条 |         |        |
| b                                                                                                                                                                       | 5,000円   | 4,000円                                                                          |                                                                                                                                                                           |         |                                                                                 | 5,000円  | 4,000円 |
| 附則第12条第1項                                                                                                                                                               | 第82条     | 中城村税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第11号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条 | 新条例附則第12条第1項の表第2号アの項                                                                                                                                                      | 第2号ア    | 平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア                                          |         |        |
| 附則第12条第1項の表第2号ア(イ)の項                                                                                                                                                    | 第2号ア(イ)  | 平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)                                       |                                                                                                                                                                           |         |                                                                                 | 3,900円  | 3,100円 |
| 附則第12条第1項の表第2号ア(ウ)aの項                                                                                                                                                   | 第2号ア(ウ)a | 平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a                                      |                                                                                                                                                                           |         |                                                                                 | 6,900円  | 5,500円 |
|                                                                                                                                                                         |          |                                                                                 |                                                                                                                                                                           |         |                                                                                 | 10,800円 | 7,200円 |
|                                                                                                                                                                         |          |                                                                                 | 3,800円                                                                                                                                                                    | 3,000円  |                                                                                 |         |        |
| 附則第12条第1項の表第2号ア(ウ)bの項                                                                                                                                                   | 第2号ア(ウ)b | 平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)b                                      | 5,000円                                                                                                                                                                    | 4,000円  |                                                                                 |         |        |
|                                                                                                                                                                         |          |                                                                                 | 3,800円                                                                                                                                                                    | 3,000円  |                                                                                 |         |        |

附 則

( 施行期日 )

第 1 条 この条例は、平成31年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条による改正後の中城村税条例の規定は、平成31年10月 1 日から施行する。

( 村民税に関する経過措置 )

第 2 条 この条例による改正後の中城村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成30年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

改正前、改正後の添付書類がございますので、  
下線部分が改正される箇所でございます。御参  
照、よろしくお願ひいたします。以上ござい  
ます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩 ( 1 1 時 2 2 分 )

~~~~~

再 開 (1 1 時 2 6 分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

続きまして、日程第 7 議案第37号 中城村
固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の
一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第37号 中城村固定資
産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を
改正する条例について御提案申し上げます。

議案第37号

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例（平成20年中城村条例第22号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成29年 9 月 8 日提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提 案 理 由

沖縄振興特別措置法第 9 条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の適用期間が平成29年 3 月31日から平成31年 3 月31日へ 2 年間延長されたことに伴い、中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する必要がある。

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例（平成20年中城村条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正案	現行
<p>（観光地形成促進地域における課税免除）</p> <p>第3条 村長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成31年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設（以下この条において「対象施設」という。）を新設し、又は増設した者について、当該対象施設である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該対象施設である構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。</p>	<p>（観光地形成促進地域における課税免除）</p> <p>第3条 村長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成29年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設（以下この条において「対象施設」という。）を新設し、又は増設した者について、当該対象施設である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該対象施設である構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。</p>
<p>（情報通信産業振興地域における課税免除）</p> <p>第4条 村長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成31年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該設備である構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構</p>	<p>（情報通信産業振興地域における課税免除）</p> <p>第4条 村長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成29年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該設備である構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構</p>

改正案	現行
<p>建築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)</p> <p>第5条 村長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成31年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者で、沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けたものについて、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>建築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)</p> <p>第5条 村長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成29年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者で、沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けたものについて、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の規定は平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成29年3月31日以前に、改正前の中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例第3条から第5条までの規定により固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していた者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

同じく改正前、改正後の添付書類がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第38号 平成29年度中城村一

般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第38号 平成29年度中城村一般会計補正予算（第3号）について御提案申し上げます。

議案第38号

平成29年度中城村一般会計補正予算（第3号）

平成29年度中城村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ470,937千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,645,683千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年9月8日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		1,360,000	112,548	1,472,548
	1 地方交付税	1,360,000	112,548	1,472,548
14 国庫支出金		1,249,897	54,873	1,304,770
	1 国庫負担金	824,070	250	824,320
	2 国庫補助金	419,041	54,623	473,664
15 県支出金		1,374,705	84,312	1,459,017
	1 県負担金	405,403	125	405,528
	2 県補助金	941,010	84,187	1,025,197

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		30,000	192,152	222,152
	1 繰越金	30,000	192,152	222,152
20 諸収入		116,923	191	117,114
	4 雑入	112,520	191	112,711
21 村債		241,800	26,861	268,661
	1 村債	241,800	26,861	268,661
歳 入 合 計		7,174,746	470,937	7,645,683

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		103,357	3,776	107,133
	1 議会費	103,357	3,776	107,133
2 総務費		788,246	252,808	1,041,054
	1 総務管理費	640,362	252,006	892,368
	2 徴税費	95,502	542	94,960
	3 戸籍住民基本台帳費	47,327	1,344	48,671
3 民生費		2,956,614	76,900	3,033,514
	1 社会福祉費	1,215,899	2,115	1,218,014
	2 児童福祉費	1,740,715	74,785	1,815,500
4 衛生費		852,753	1,673	851,080
	1 保健衛生費	459,262	3,525	455,737
	2 清掃費	393,491	1,852	395,343
6 農林水産業費		166,603	5,145	171,748
	1 農業費	155,630	5,079	160,709
	2 林業費	1,232	1	1,233
	3 水産業費	9,741	65	9,806
7 商工費		121,317	541	121,858
	1 商工費	121,317	541	121,858
8 土木費		518,816	18,519	537,335
	1 土木管理費	28,556	261	28,295
	2 道路橋梁費	311,789	15,333	327,122
	3 河川費	4,376	3,520	7,896

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費	4 都市計画費	48,212	73	48,139
10 教育費		815,277	38,263	853,540
	1 教育総務費	103,265	999	104,264
	2 小学校費	138,634	1,453	140,087
	3 中学校費	58,508	2,749	61,257
	4 幼稚園費	105,098	3,758	108,856
	5 社会教育費	282,053	29,725	311,778
	6 保健体育費	127,719	421	127,298
11 災害復旧費		3	76,658	76,661
	2 土木施設災害復旧費	2	56,654	56,656
	3 文化財施設災害復旧費	0	20,004	20,004
歳 出 合 計		7,174,746	470,937	7,645,683

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 205,000	証書借入 又 は 証券発行	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。	千円 221,961	同じ	同じ	同じ
防災施設整備債	8,700				18,600			

それでは読み上げて御提案申し上げます。歳入のほうからですね。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、10款地方交付税、1項地方交付税、補正前の額13億6,000万円、補正額1億1,254万8,000円、合計で14億

7,254万8,000円。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額8億2,407万円、補正額25万円、合計で8億2,432万円。2項国庫補助金、補正前の額4億1,904万1,000円、補正額5,462万3,000円、合計

で4億7,366万4,000円。

15款県支出金、1項県負担金、補正前の額4億540万3,000円、補正額12万5,000円、合計で4億552万8,000円。2項県補助金、補正前の額9億4,101万円、補正額8,418万7,000円、合計で10億2,519万7,000円。

19款繰越金、1項繰越金、補正前の額3,000万円、補正額1億9,215万2,000円、合計で2億2,215万2,000円。

20款諸収入、4項雑入、補正前の額1億1,252万円、補正額19万1,000円、合計で1億1,271万1,000円。

21款村債、1項村債、補正前の額2億4,180万円、補正額2,686万1,000円、合計で2億6,866万1,000円。

歳入合計、補正前の額71億7,474万6,000円、補正額4億7,093万7,000円、合計で76億4,568万3,000円でございます。

続いて歳出、1款議会費、1項議会費、補正前の額1億335万7,000円、補正額377万6,000円、合計で1億713万3,000円。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額6億4,036万2,000円、補正額2億5,200万6,000円、合計で8億9,236万8,000円。2項徴税费、補正前の額9,550万2,000円、補正額54万2,000円の減額補正、合計で9,496万円。3項戸籍住民基本台帳費、補正前の額4,732万7,000円、補正額134万4,000円、合計で4,867万1,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額12億1,589万9,000円、補正額211万5,000円、合計で12億1,801万4,000円。2項児童福祉費、補正前の額17億4,071万5,000円、補正額7,478万5,000円、合計で18億1,550万円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額4億5,926万2,000円、補正額352万5,000円の減額補正、合計で4億5,573万7,000円。2項清掃費、補正前の額3億9,349万1,000円、補正額185万2,000円、合計で3億9,534万3,000円。

6款農林水産業費。1項農業費、補正前の額1億5,563万円、補正額507万9,000円、合計で1億6,070万9,000円。2項林業費、補正前の額123万2,000円、補正額は1,000円、合計で123万3,000円。3項水産業費、補正前の額974万1,000円、補正額6万5,000円、合計で980万6,000円。

7款商工費、1項商工費、補正前の額1億2,131万7,000円、補正額54万1,000円、合計で1億2,185万5,000円。

8款土木費、1項土木管理費、補正前の額2,855万6,000円、補正額26万1,000円の減額補正、合計で2,829万5,000円。2項道路橋梁費、補正前の額3億1,178万9,000円、補正額1,533万3,000円、合計で3億2,712万2,000円。3項河川費、補正前の額437万6,000円、補正額352万円、合計で789万6,000円。4項都市計画費、補正前の額4,821万2,000円、補正額7万3,000円の減額補正、合計で4,813万9,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正前の額1億326万5,000円、補正額99万9,000円、合計で1億426万4,000円。2項小学校費、補正前の額1億3,863万4,000円、補正額145万3,000円、合計で1億4,008万7,000円。3項中学校費、補正前の額5,850万8,000円、補正額274万9,000円、合計で6,125万7,000円。4項幼稚園費、補正前の額1億509万8,000円、補正額375万8,000円、合計で1億885万6,000円。5項社会教育費、補正前の額2億8,205万3,000円、補正額2,972万5,000円、合計で3億1,177万8,000円。6項保健体育費、補正前の額1億2,771万9,000円、補正額42万1,000円の減額補正、合計で1億2,729万8,000円。

11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、補正前の額2,000円、補正額5,665万4,000円、合計で5,665万6,000円。3項文化財施設災害復旧費、補正前の額はゼロ、補正額が2,000万4,000円、合計も2,000万4,000円。

歳出合計、補正前の額71億7,474万6,000円、補正額4億7,093万7,000円、合計で76億4,568万3,000円。

続いて第2表地方債の補正。地方債の補正は、起債の目的が臨時財政対策債、補正前の限度額が2億500万円、補正後の限度額が2億2,196万1,000円、防災施設整備債、補正前の限度額が870万円、補正後の限度額が1,860万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は同一ですので、読み上げます。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率)。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合に

より据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。これは補正後も同じでございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 本件については9月6日の全員協議会で副村長、企画課長より別途説明済みでありますので、これで提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第39号 平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第39号 平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

議案第39号

平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,357千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,832,402千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		1,016,555	259	1,016,814
	2 国庫補助金	407,779	259	408,038
11 繰越金		2	47,098	47,100
	1 繰越金	2	47,098	47,100
歳入合計		2,785,045	47,357	2,832,402

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		43,143	375	43,518
	1 総務管理費	31,802	375	32,177
2 保険給付費		1,428,884	20,601	1,449,485
	1 療養諸費	1,221,100	20,601	1,241,701
11 諸支出金		1,603	13,880	15,483
	1 償還金及び還付加算金	1,602	13,880	15,482
12 予備費		10,000	12,501	22,501
	1 予備費	10,000	12,501	22,501
歳出合計		2,785,045	47,357	2,832,402

同じく読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、4款国庫支出金、2項国庫補助金、補正前の額4億777万9,000円、補正額25万9,000円、合計で4億8,003万8,000円。

11款繰越金、1項繰越金、補正前の額2,000円、補正額4,709万8,000円、合計で4,710万円。

歳入合計、補正前の額27億8,504万5,000円、補正額4,735万7,000円、合計で28億3,240万2,000円でございます。

続いて歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正前の額3,180万2,000円、補正額、37万5,000円、合計で3,217万7,000円。

2款保険給付費、1項療養諸費、補正前の額

12億2,110万円、補正額2,060万1,000円、合計で12億4,170万1,000円。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、補正前の額160万2,000円、補正額1,388万円、合計で1,548万2,000円。

12款予備費、1項予備費、補正前の額1,000万円、補正額1,250万1,000円、合計で2,250万1,000円。

歳出合計、補正前の額27億8,504万5,000円、補正額4,735万7,000円、合計で28億3,240万2,000円でございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩（11時42分）

~~~~~

再開（11時43分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第10 議案第40号 平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議

題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第40号 平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第40号

平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,490千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,991千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款     | 項            | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|-------|--------------|---------|-------|---------|
| 5 繰越金 |              | 1       | 1,144 | 1,145   |
|       | 1 繰越金        | 1       | 1,144 | 1,145   |
| 6 諸収入 |              | 1,741   | 346   | 2,087   |
|       | 2 償還金及び還付加算金 | 320     | 346   | 666     |
| 歳入合計  |              | 125,501 | 1,490 | 126,991 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款                | 項                | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|------------------|------------------|---------|-------|---------|
| 1 総務費            |                  | 4,224   | 26    | 4,250   |
|                  | 1 総務管理費          | 2,147   | 26    | 2,173   |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |                  | 120,656 | 1,235 | 121,891 |
|                  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 120,656 | 1,235 | 121,891 |
| 3 諸支出金           |                  | 321     | 229   | 550     |
|                  | 1 償還金及び還付加算金     | 320     | 229   | 549     |
| 歳出合計             |                  | 125,501 | 1,490 | 126,991 |

同じく読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、5款繰越金、1項繰越金、補正前の額は1,000円、補正額が114万4,000円、合計で114万5,000円。

6款諸収入、2項償還金及び還付加算金、補正前の額は32万円、補正額は34万6,000円、合計で66万6,000円。

歳入合計、補正前の額1億2,550万1,000円、補正額149万円、合計で1億2,699万1,000円でございます。

続いて歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正前の額214万7,000円、補正額2万6,000円、合計で217万3,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額1億2,065万6,000円、補正額123万5,000円、合計で1億2,189万1,000円。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、補正前の額32万円、補正額22万9,000円、合計で54万9,000円。

歳出合計、補正前の額1億2,550万1,000円、補正額149万円、合計で1億2,699万1,000円でございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第41号 平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第41号 平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

議案第41号

平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138,524千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ739,929千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款     | 項     | 補正前の額   | 補正額     | 計       |
|-------|-------|---------|---------|---------|
| 3 繰越金 |       | 2       | 138,524 | 138,526 |
|       | 1 繰越金 | 2       | 138,524 | 138,526 |
| 歳入合計  |       | 601,405 | 138,524 | 739,929 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款           | 項              | 補正前の額   | 補正額     | 計       |
|-------------|----------------|---------|---------|---------|
| 1 土地区画整理事業費 |                | 601,403 | 138,524 | 739,927 |
|             | 1 南上原土地区画整理事業費 | 601,403 | 138,524 | 739,927 |
| 歳出合計        |                | 601,405 | 138,524 | 739,929 |

同じく読み上げて御提案申し上げます。

歳入の3款繰越金、1項繰越金、補正前の額2,000円、補正額1億3,852万4,000円、合計で1億3,852万6,000円。

歳入合計、補正前の額6億140万5,000円、補正額1億3,852万4,000円、合計で7億3,992万9,000円。

歳出、1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、補正前の額6億140万3,000円、補正額1億3,852万4,000円、合計で7億3,992万7,000円。

歳出合計、補正前の額6億140万5,000円、補

正額1億3,852万4,000円、合計で7億3,992万9,000円でございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第12 議案第42号 平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第42号 平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

議案第42号

平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,212千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ314,564千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款     | 項         | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|-------|-----------|---------|-------|---------|
| 3 繰入金 |           | 125,883 | 3,286 | 122,597 |
|       | 1 一般会計繰入金 | 125,883 | 3,286 | 122,597 |
| 4 繰越金 |           | 1       | 2,074 | 2,075   |
|       | 1 繰越金     | 1       | 2,074 | 2,075   |
| 歳入合計  |           | 315,776 | 1,212 | 314,564 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款        | 項        | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|----------|----------|---------|-------|---------|
| 1 公共下水道費 |          | 195,093 | 0     | 195,093 |
|          | 1 公共下水道費 | 195,093 | 0     | 195,093 |
| 2 公債費    |          | 120,483 | 1,212 | 119,271 |
|          | 1 公債費    | 120,483 | 1,212 | 119,271 |
| 歳出合計     |          | 315,776 | 1,212 | 314,564 |

同じく歳入歳出で読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入の3款繰入金、

1項一般会計繰入金、補正前の額1億2,588万3,000円、補正額328万6,000円の減額補正、合計で1億2,259万7,000円。

4 款繰越金、1 項繰越金、補正前の額1,000 円、補正額207万4,000円、合計で207万5,000円。

歳入合計、補正前の額3 億1,577万6,000円、補正額121万2,000円の減額補正、合計で3 億1,456万4,000円。

歳出、1 款公共下水道費、1 項公共下水道費、補正前の額1 億9,509万3,000円、補正はございませんので同額でございます。

2 款公債費、1 項公債費、補正前の額1 億2,048万3,000円、補正額121万2,000円の減額補正、合計で1 億1,927万1,000円。

歳出合計、補正前の額3 億1,577万6,000円、補正額121万2,000円の減額補正、合計で3 億

1,456万4,000円でございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第13 議案第43号 平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第43号 平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第43号

平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ525千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,978千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款     | 項     | 補正前の額 | 補正額 | 計     |
|-------|-------|-------|-----|-------|
| 4 繰越金 |       | 1     | 525 | 526   |
|       | 1 繰越金 | 1     | 525 | 526   |
| 歳入合計  |       | 2,453 | 525 | 2,978 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款           | 項           | 補正前の額 | 補正額 | 計     |
|-------------|-------------|-------|-----|-------|
| 1 汚水処理施設管理費 |             | 2,411 | 525 | 2,936 |
|             | 1 汚水処理施設管理費 | 2,411 | 525 | 2,936 |
| 歳出合計        |             | 2,453 | 525 | 2,978 |

歳入歳出読み上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、4款繰越金、1項繰越金、補正前の額1,000円、補正額52万5,000円、合計で52万6,000円。

歳入合計、補正前の額245万3,000円、補正額52万5,000円、合計で297万8,000円。

歳出、1款汚水処理施設管理費、1項汚水処理施設管理費、補正前の額241万1,000円、補正額52万5,000円、合計で293万6,000円。

歳出合計、補正前の額245万3,000円、補正額52万5,000円、合計で297万8,000円でございます。

す。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第14 同意第3号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 同意第3号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを御提案申し上げます。

### 同意第3号

中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

下記の者を中城村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

### 記

住 所 中城村字泊  
氏 名 島 袋 博 光  
生年月日 昭和39年生

平成29年9月8日提出

中城村長 浜 田 京 介

### 提案理由

中城村固定資産評価審査委員会委員の仲眞初美氏の任期が平成29年9月30日をもって満了する

ことに伴い、後任の委員を選任するに当たり、議会の同意を求めるためである。

添付書類といたしまして、履歴書がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 同意第3号について質疑をしたいと思います。

提案理由の中に、仲眞初美氏の任期が満了するというので、この同意第3号が出てきているんですけども、これは現委員ですね、私は固定資産委員、最高に適任者だなということだと思ってはいたんですけども、継続して再任という話は出さなかったのかどうか、伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

仲眞初美氏につきましては、平成23年10月1日から固定資産評価審査委員会委員として、2期約6年間務めていただいております。実は3年前の平成26年度に2期目の再任をお願いした時点から今回で最後とし、次はほかの方を選任してほしいというそういう要望もございました。そのため、今回定例会を前に本人とお話をしまして、意志を確認した上で新たな固定資産評価審査委員会委員を上程しているところでございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 私は本人が本当にすばらしい人材でもったいないということで、こういう話があるんですけども、本人に問い合わせあるいは課長みずから来て、そういう話がありましたかと聞いたら、在宅していないときに来ていましたと、私も3年ぐらい前にこういう話

があったのかどうかは定かではないんですけども、行政のほうからそういう話があるのであれば、私も言ったんだろうなということでありましたんですけども、3年前の話を持ち出さず、新たに任期切れになる前にもう一度会って、もう期限が切れますよということであるのであれば、本人と直接会って今度で終わりでいいんですけども、どうしますかと継続する意思がありますか。それとも前に言ったように退任しますかということも踏まえながら事は進めていかないと、私は本人に会ってちょっと話を伺ったんですけども、本当に定かではないと。3年前の話だから言ったんだろうなということではあるんですけども、そういうところは固定資産評価委員というのは、本村にとって非常に大事な職務ですので、そこは十分検討しながら今後は進めていただきたいと。優秀な人材はきちんと確保していただきたいというふうに思っているので、質疑をしているところであります。よろしくお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終了いたします。

ほかにありますか。

休憩します。

休憩(11時58分)

~~~~~

再開(12時05分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、同意第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから同意第3号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、同意第3号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

休憩します。

休 憩(12時06分)

~~~~~

再 開(13時30分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして日程第15 同意第4号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 同意第4号 農業委員会委員の任命について御提案申し上げます。

#### 同意第4号

#### 農業委員会委員の任命について

下記の者を中城村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

#### 記

住 所 中城村字安里  
氏 名 新垣 秀則  
生年月日 昭和27年生

平成29年9月8日提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 提案理由

中城村農業委員会委員の任期満了により、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

履歴書が添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 同意第4号につきまして質疑をさせていただきます。

任期満了に伴い、今回から村長の任命により農業委員会委員の同意を求めていますけれども、任命するに当たり、任命権者である村長の農業委員会に対する何を求めて同意を求めているのかわかるのか。今後の農業行政に対しての村長のお考えを伺わせてください。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

お考えということですから、あえて申し上げますけれども、農業委員会は以前から今回は新たに任命制度ということになりますけれども、目的とすることは一緒でございます。本村の農業の振興をもちろん柱に、午前中にも皆さんからの御意見などもありました。今後の農業についてしっかりと後継者、あるいは農業の発展をどのようにしていくかというのは、当然これは議会の皆さんとも一緒になって、今後も考えていかなくちゃいけないと思いますし、また中城村にとりましては、基幹作業であるということと位置づけておりますので、我々がこれまでやってきた補助金なり、いろいろな支援等の拡充も含めて、今後は考えていかなくちゃいけない課題だと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 私も午前中に申し上げたとおり、本村の農業は他市町村に比べて10年ないし20年おくられていると、我々も視察に行ったり、そういう場合に限ってほかの市町村の農業行政について、いろいろ伺ったりするんですけども、いろいろな建物とか、農業に対する

新規就農、そういったものに比べても本村はまだまだ劣っているという状況にあるものですか、ぜひひとつ新しい農業委員会を中心にして、行政のほうもバックアップ体制、それから連携をとりながら、ぜひひとつ本村の農業がさらに活性化していくように、この農業委員の任命の6名の方々を中心に行政も一緒になって進めていただきたい。それで農業委員会の農林水産課の課長、ひとつそれに対するの抱負をお願いしたいと思っています。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それでは大城議員の質疑にお答えします。

農業委員も10月1日からスタートするわけですが、新たな農業委員の皆さんと共に中城村の農業をこれからどのようにしていくのか、また隣接の農業委員の方とも交流を図りながら中城村の農業の発展のために進めてまいりたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 村長の農業行政に対するお考え、それから課長のお考えも聞きましたので、ぜひ農業の行政に対する事務局の強化も図りながらどんどん本村の農業発展に寄与していただきたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それでは同意第4号に関連してお伺いいたします。

おのおの今回提案されている個々のものについては、特に意見とかそういうのはございませんけれども、それに先んじる農業委員会等に関する法律8条ですね、委員の任命等。その中の第6項においては、前項に定められるもののほか、市町村長は第1項の規定による委員の任命

に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しないものが含まれるようにしなければならない。と規定がされています。それから7項においては、市町村長は第1項の規定による委員の任命に当たっては委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。と定められております。これはどういうことかと言いますと、私の理解ではこの6項においては、農地を持っているとか、農業に従事しているとか、そういうもののほかに全くそういうものとは関係ない、要するにいわゆる専門家ですか、そういったものを間知共有するものと言われている方々を必ず入れてくださいというふうに理解します。それから7項においては、特にいろいろありますけれども、特に女性を登用してほしいという規定だろうと思うんですね。そういうものに関して今回、反映されているというのがちょっと薄いんじゃないかなと思われまますが、今回の任命に当たって、この6項、7項をどのように反映したのか。また、反映した結果、規定に余り沿っていないような形の結果になってしまったというところがあるかもしれないんですけども、これはどういう配慮をなされたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

一つは若手といいますか、年齢だと思うんですけども、一応、今回農業委員の中には若手の方もいらっしゃいます。女性に関しては先ほど申しましたけれども、一応応募の中で私たちのほうでお願いはしたんですけども、応募がなかったということで非常に残念に思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 答弁漏れがあります。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義

人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 利害関係がないかということだと思いますけれども、今回は農業をなさっている方とか、あとは認定農家とか、そういった方々を一応選出しています。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 この趣旨とは若干違ったような今の課長の答弁ですよね。この第6項ではそういう方々のほかに誰か一人でもいいと思うんですけども、全く利害とか農業従事者でない方を入れるようにしなさいというのが趣旨だと思うんですね。今のお話からすると、認定農業者とか、農業をやっている方とか農業委員をやっている方を選んだということですけども、これではその趣旨とはちょっと若干違うなど、それに関しては他の市町村、あるいは他府県とかにおいては弁護士とか、あるいは司法書士とかにそういう方々が入っているのが多いようであります。私はその辺に関しましては、今琉球大学と連携をしておりますよね。その琉大の農学科の先生方の中からそういう見識を持った、あるいは専門家として活躍している方を当ててもいいんじゃないかなと思いますけれども、その辺についてはどう思うのか。それから女性の登用に関しては、これに皆さん応募してくださいと言っても、絶対応募しないと思います。これまでの慣例からも農業委員会に関しては女性が率先してやったということはないです。推薦してやっとならなくてもいいよということがあるので。そういう意味においては、村長はそういうことに配慮しなければならないということが定められているわけですから、女性登用に関して、やはり村長が出かけて行って、いろいろな団体に呼びかけて、女性を出していただけないかということをしてしない限り、今の中城村においてはこれは解決できない問題だろうと思いますけれども、その辺についてもやは

り村長、明確にこういうのが規定されているわけですから、課長が呼びかけて応募してくださいとか、そういうことではなくて積極的に女性登用に対しての働きかけをやらないとだめではないかなと思うんですね。その点については、どうお考えになるのか、お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

仲眞議員がおっしゃるとおり、私たちの配慮も足りなかったと思います。例えばいろいろな女性の団体の中に今回、農業委員の改正がありますから、ぜひ団体のほうから出していただきたいということを団体にも呼びかけるべきだったと思って、反省をいたしております。

専門の方なんですけれども、あくまでも応募ですので、琉大のほうに推薦依頼を今回出しておりません。もう少し配慮が必要だったのかなと今は思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 この法律の意味するところと言うんですかね、その辺はやはりしっかりと把握していただいて、第三者を入れた目で見るとか。これから農業委員会は、大変重要な役割を担ってくるわけですね、推進委員も選ばれるわけなんですけれども、推進委員の方々がちゃんと基本構想を実現するために推進委員の皆さんにどういうことをやって進めていくかという、指針づくりをしなければならぬわけですよ。農業委員の皆さんが、今まで以上に重要な役割を担っているわけですから、その中に専門家を一人でも入れて利害関係のないようにちゃんとしたそういう基本構想を実現していく非常に重要な役割を担っておりますので、その中にぜひ琉大の先生方とかあるいは専門家、そう言われる方を入れていくように配慮していただきたいと思います。それから同様に女性の登用に関し

てもぜひともこれは特別な中城村の村民性もあるんですけどもやはり今までの慣例からいっても、中城村の女性の皆さんに呼びかけても絶対応募はしないでしょうと。ならば村長みずから、こういう人材をぜひ育てたいからということを出かけていって、その辺の趣旨をちゃんと説明して、登用できるような形に持っていき、この法律で定める6項、7項のものをちゃんと生かせたいと思います。今回は初めての経験ですので、次回、この辺も踏まえてしっかりとした人材を選び出して、任命をしていただきたいと、要望して質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で仲眞功浩議員の質疑を終わります。

休憩します。

休憩(13時47分)

~~~~~

再開(13時47分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

休憩します。

休憩(13時47分)

~~~~~

再開(13時56分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑ありますか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、同意第4号 農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第4号 農業委員会委員の任

命については原案のとおり同意することに決定しました。

日程第16 同意第5号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 同意第5号 農業委員会委員の任命について御提案申し上げます。

#### 同意第5号

#### 農業委員会委員の任命について

下記の者を中城村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

#### 記

住 所 中城村字和宇慶  
氏 名 新垣 勇  
生年月日 昭和25年生

平成29年9月8日提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 提案理由

中城村農業委員会委員の任期満了により、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

履歴書が添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから同意第5号 農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、同意第5号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに、決定しました。

日程第17 同意第6号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 同意第6号 農業委員会委員の任命について御提案申し上げます。

#### 同意第6号

#### 農業委員会委員の任命について

下記の者を中城村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

#### 記

住 所 中城村字伊集  
氏 名 与儀 正佳  
生年月日 昭和30年生

平成29年9月8日提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 提案理由

中城村農業委員会委員の任期満了により、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

履歴書も御参照いただきたいと思います。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質

疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、同意第6号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、同意第6号 農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第6号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第18 同意第7号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 同意第7号 農業委員会委員の任命について御提案申し上げます。

#### 同意第7号

#### 農業委員会委員の任命について

下記の者を中城村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

#### 記

住 所 中城村字北上原

氏 名 花城 康樹

生年月日 昭和46年生

平成29年9月8日提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 提案理由

中城村農業委員会委員の任期満了により、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

履歴書も参考にさせていただきたいと思います。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、同意第7号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、こ  
れで討論を終わります。

これから同意第7号 農業委員会委員の任命  
についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、同意第7号 農業委員会委員の任  
命については原案のとおり同意することに決定  
しました。

日程第19 同意第8号 農業委員会委員の任  
命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 同意第8号 農業委員会委  
員の任命について御提案申し上げます。

#### 同意第8号

#### 農業委員会委員の任命について

下記の者を中城村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

#### 記

住 所 中城村字津覇  
氏 名 比嘉 盛安  
生年月日 昭和27年生

平成29年9月8日提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 提案理由

中城村農業委員会委員の任期満了により、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)  
第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

履歴書も御参照いただきたいと思ひます。以  
上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質  
疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま  
す同意第8号は、会議規則第39条第3項の規定

によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、同意第8号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、こ  
れで討論を終わります。

これから同意第8号 農業委員会委員の任命  
についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、同意第8号 農業委員会委員の任  
命については原案のとおり同意することに決定  
しました。

日程第20 同意第9号 農業委員会委員の任  
命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 同意第9号 農業委員会委  
員の任命について御提案申し上げます。

同意第9号

### 農業委員会委員の任命について

下記の者を中城村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

#### 記

住 所 中城村字北浜  
氏 名 安里 勝  
生年月日 昭和27年生

平成29年9月8日提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 提案理由

中城村農業委員会委員の任期満了により、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

履歴書も御参照いただきたいと思います。以  
上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質  
疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第9号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第9号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから同意第9号 農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第9号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

日程第21 報告第6号 平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第6号 平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について御報告申し上げます。

報告第6号

平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業及び決算を別冊のとおり報告します。

平成29年9月8日 提出

中城村長 浜田京介

別冊をごらんになっていただきたいと思えます。なお、中城村は借り入れはございません。御報告申し上げます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第22 報告第7号 平成28年度決算に係

る健全化判断比率についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第7号 平成28年度決算に係る健全化判断比率について御報告申し上げます。

報告第7号

平成28年度決算に係る健全化判断比率について

平成28年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、次のとおり報告する。

記

|          | 平成27年度決算に係る健全化判断比率 | 平成28年度決算に係る健全化判断比率 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条の規定に基づき算定した早期健全化基準 |
|----------|--------------------|--------------------|---------------------------------------------|
| 実質赤字比率   | %                  | %                  | %                                           |
| 連結実質赤字比率 |                    |                    | 20.00                                       |
| 実質公債費比率  | 9.6                | 9.3                | 25.0                                        |
| 将来負担比率   | 44.8               | 36.3               | 350.0                                       |

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「-」と標記されている場合は、実質赤字比率若しくは連結実質赤字額がないこと、又は実質公債費比率若しくは将来負担比率が、算定されないことを表す。

平成29年9月8日 提出

中城村長 浜田京介

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩（14時11分）

~~~~~

再開（14時13分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第23 報告第8号 平成28年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第8号 平成28年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計）御報告申し上げます。

報告第8号

平成28年度決算に係る資金不足比率について

中城村土地区画整理事業特別会計の平成28年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

記

会計区分	平成27年度	平成28年度	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準
中城村土地区画整理事業特別会計	%	%	20.0 %

備考 各会計の資金不足比率の表記の欄において「-」と標記されている場合は、資金不足が発生していないことを表す。

平成29年9月8日 提出

中城村長 浜田京介

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第24 報告第9号 平成28年度決算に係る資金不足比率について（中城村公共下水道事業特別会計）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第9号 平成28年度決算に係る資金不足比率について（中城村公共下水道事業特別会計）御報告申し上げます。

報告第9号

平成28年度決算に係る資金不足比率について

中城村公共下水道事業特別会計の平成28年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

記

会計区分	平成27年度	平成28年度	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準
中城村公共下水道事業特別会計	%	%	20.0 %

備考 各会計の資金不足比率の表記の欄において「-」と標記されている場合は、資金不足が発生していないことを表す。

平成29年9月8日 提出

中城村長 浜田京介

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第25 報告第10号 平成28年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第10号 平成28年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計）御報告申し上げます。

報告第10号

平成28年度決算に係る資金不足比率について

中城村水道事業会計の平成28年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

記

会計区分	平成27年度	平成28年度	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準
中城村水道事業会計	%	%	20.0 %

備考 各会計の資金不足比率の表記の欄において「 - 」と標記されている場合は、資金不足が発生していないことを表す。

平成29年9月8日提出

中城村長 浜田京介

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会（14時17分）

平成29年第4回中城村議会定例会（第4日目）

招集年月日	平成29年9月8日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成29年9月11日（午前10時00分）		
	散会	平成29年9月11日（午前10時57分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	仲真功浩
	2番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣徳正
	4番	外間博則	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	2番	比嘉麻乃	3番	大城常良
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	新垣正
	総務課長	与儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	知名勉	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	金城勉
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主	安田智
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 2 号

日 程	件 名
第 1	認定第 1 号 平成28年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について
第 2	認定第 2 号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第 3	認定第 3 号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第 4	認定第 4 号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 5	認定第 5 号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 6	認定第 6 号 平成28年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 7	認定第 7 号 平成28年度中城村水道事業会計決算認定について
第 8	議案第44号 平成28年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について

議長 與那覇朝輝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 認定第1号 平成28年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 認定第1号 平成28年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第1号

平成28年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成28年度中城村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成29年9月8日 提出

中城村長 浜田 京介

平成28年度

中 城 村 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書

歳 入 額 7,106,075,731 円

歳 出 額 6,862,045,865 円

差 引 残 額 244,029,866 円

平成28年度 一般会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
1	村税	2,030,415,000	2,267,872,631	2,096,596,937	14,548,109	157,489,960	66,181,937	還付未済額 762,375
	1 村民税	823,414,000	897,545,042	861,495,146	1,784,537	35,023,834	38,081,146	還付未済額 758,475
	2 固定資産税	1,048,655,000	1,204,848,115	1,075,049,480	12,274,296	117,528,239	26,394,480	還付未済額 3,900
	3 軽自動車税	65,682,000	72,441,139	67,013,976	489,276	4,937,887	1,331,976	

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
1 村税	4 村たばこ税	92,663,000	93,038,335	93,038,335	0	0	375,335	
	5 特別土地保有税	1,000	0	0	0	0	1,000	
2 地方譲与税		42,701,000	42,025,125	42,025,125	0	0	675,875	
	1 地方揮発油譲与税	11,882,000	12,101,000	12,101,000	0	0	219,000	
	2 自動車重量譲与税	28,818,000	29,329,000	29,329,000	0	0	511,000	
	3 特別とん譲与税	2,000,000	595,125	595,125	0	0	1,404,875	
	4 地方道路譲与税	1,000	0	0	0	0	1,000	
3 利子割交付金		1,568,000	1,568,000	1,568,000	0	0	0	
	1 利子割交付金	1,568,000	1,568,000	1,568,000	0	0	0	
4 配当割交付金		2,581,000	2,582,000	2,582,000	0	0	1,000	
	1 配当割交付金	2,581,000	2,582,000	2,582,000	0	0	1,000	
5 株式等譲渡所得割交付金		2,063,000	2,063,000	2,063,000	0	0	0	
	1 株式等譲渡所得割交付金	2,063,000	2,063,000	2,063,000	0	0	0	
6 地方消費税交付金		265,008,000	265,008,000	265,008,000	0	0	0	
	1 地方消費税交付金	265,008,000	265,008,000	265,008,000	0	0	0	
7 ゴルフ場利用税交付金		26,743,000	25,882,304	25,882,304	0	0	860,696	
	1 ゴルフ場利用税交付金	26,743,000	25,882,304	25,882,304	0	0	860,696	
8 自動車取得税交付金		8,249,000	7,857,000	7,857,000	0	0	392,000	
	1 自動車取得税交付金	8,249,000	7,857,000	7,857,000	0	0	392,000	
9 地方特例交付金		8,054,000	9,563,000	9,563,000	0	0	1,509,000	
	1 地方特例交付金	8,054,000	9,563,000	9,563,000	0	0	1,509,000	
10 地方交付税		1,516,347	1,539,498,000	1,539,498,000	0	0	23,151,000	
	1 地方交付税	1,516,347	1,539,498,000	1,539,498,000	0	0	23,151,000	

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
11 交通安全対策特別交付金		1,800,000	1,791,000	1,791,000	0	0	9,000	
	1 交通安全対策特別交付金	1,800,000	1,791,000	1,791,000	0	0	9,000	
12 分担金及び負担金		2,260,000	2,341,230	2,341,230	0	0	81,230	
	2 負担金	2,260,000	2,341,230	2,341,230	0	0	81,230	
13 使用料及び手数料		130,276,000	142,251,165	137,700,405	3,026,510	1,524,250	7,424,405	
	1 使用料	98,315,000	109,625,435	105,119,675	3,026,510	1,479,250	6,804,675	
	2 手数料	31,961,000	32,625,730	32,580,730	0	45,000	619,730	
14 国庫支出金		1,245,227,000	1,118,561,334	1,118,470,334	0	91,000	126,756,666	
	1 国庫負担金	791,820,000	754,253,393	754,253,393	0	0	37,566,607	
	2 国庫補助金	448,657,000	357,058,810	356,967,810	0	91,000	91,689,190	
	3 委託金	4,750,000	7,249,131	7,249,131	0	0	2,499,131	
15 県支出金		1,323,050,000	1,279,503,313	1,063,872,225	0	215,631,088	259,177,775	
	1 県負担金	389,311,000	370,345,416	370,345,416	0	0	18,965,584	
	2 県補助金	890,480,000	861,853,365	646,235,365	0	215,618,000	244,244,635	
	3 委託金	43,259,000	47,304,532	47,291,444	0	13,088	4,032,444	
16 財産収入		11,802,000	12,047,380	12,040,105	0	7,275	238,105	
	1 財産運用収入	11,802,000	12,047,380	12,040,105	0	7,275	239,105	
	2 財産売払収入	1,000	0	0	0	0	1,000	
17 寄附金		15,481,000	19,014,579	19,014,579	0	0	3,533,579	
	1 寄附金	15,481,000	19,014,579	19,014,579	0	0	3,533,579	
18 繰入金		174,599,000	173,639,000	173,639,000	0	0	960,000	
	1 特別会計繰入金	1,158,000	1,157,000	1,157,000	0	0	1,000	
	2 基金繰入金	173,441,000	172,482,000	172,482,000	0	0	959,000	
19 繰越金		212,444,000	212,444,203	212,444,203	0	0	203	
	1 繰越金	212,444,000	212,444,203	212,444,203	0	0	203	
20 諸収入		122,553,000	129,321,284	129,321,284	0	0	6,768,284	

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
20 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料	4,328,000	6,420,704	6,420,704	0	0	2,092,704	
	2 村預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000	
	3 貸付金元利収入	1,000	0	0	0	0	1,000	
	4 雑入	118,223,000	122,900,580	122,900,580	0	0	4,677,580	
21 村債		299,898,000	242,798,000	242,798,000	0	0	57,100,000	
	1 村債	299,898,000	242,798,000	242,798,000	0	0	57,100,000	
97 一時立替金		0	0	0	0	0	0	
	1 一時立替金	0	0	0	0	0	0	
98 一時借入		0	0	0	0	0	0	
	1 一時借入	0	0	0	0	0	0	
歳入合計		7,443,119,000	7,497,631,548	7,106,075,731	17,574,619	374,743,573	337,043,269	還付未済 762,375

(歳出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
1 議会費		100,730,000	100,491,844	0	238,156	238,156	
	1 議会費	100,730,000	100,491,844	0	238,156	238,156	
2 総務費		1,412,980,000	1,064,610,461	321,935,440	26,434,099	348,369,539	
	1 総務管理費	1,253,504,000	911,404,293	320,504,440	21,595,267	342,099,707	
	2 徴税费	93,747,000	90,485,248	0	3,261,752	3,261,752	
	3 戸籍住民基本台帳費	47,299,000	45,488,686	1,431,000	379,314	1,810,314	
	4 選挙費	16,023,000	14,879,422	0	1,143,578	1,143,578	
	5 統計調査費	904,000	890,334	0	13,666	13,666	
	6 監査委員費	1,503,000	1,462,478	0	40,522	40,522	
3 民生費		2,492,946,000	2,438,888,110	3,597,000	50,460,890	54,057,890	
	1 社会福祉費	1,299,030,000	1,278,429,097	3,597,000	17,003,903	20,600,903	
	2 児童福祉費	1,193,916,000	1,160,459,013	0	33,456,987	33,456,987	
4 衛生費		823,243,000	817,551,868	0	5,691,132	5,691,132	
	1 保健衛生費	419,865,000	415,083,382	0	4,781,618	4,781,618	

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
4 衛生費	2 清掃費	403,378,000	402,468,486	0	909,514	900,514	
5 労働費		3,781,000	3,780,861	0	139	139	
	1 労働諸費	3,781,000	3,780,861	0	139	139	
6 農林水産業費		179,045,000	172,212,689	3,000,000	3,832,311	6,832,311	
	1 農業費	159,976,000	153,505,681	3,000,000	3,470,319	6,470,319	
	2 林業費	7,542,000	7,191,376	0	350,624	350,624	
	3 水産業費	11,527,000	11,515,632	0	11,368	11,368	
7 商工費		146,259,000	146,098,127	0	160,873	160,873	
	1 商工費	146,259,000	146,098,127	0	160,873	160,873	
8 土木費		643,766,000	500,423,620	102,600,113	40,742,267	143,342,380	
	1 土木管理費	26,388,000	26,355,660	0	32,340	32,340	
	2 道路橋梁費	460,403,000	323,214,783	97,459,113	39,729,104	137,188,217	
	3 河川費	4,976,000	4,975,000	0	1,000	1,000	
	4 都市計画費	40,588,000	34,467,177	5,141,000	979,823	6,120,823	
	5 下水道費	111,411,000	111,411,000	0	0	0	
9 消防費		303,470,000	303,468,840	0	1,160	1,160	
	1 消防費	303,470,000	303,468,840	0	1,160	1,160	
10 教育費		753,536,000	741,732,769	0	11,803,231	11,803,231	
	1 教育総務費	141,575,000	137,137,923	0	4,437,077	4,437,077	
	2 小学校費	181,398,000	180,914,710	0	483,290	483,290	
	3 中学校費	48,640,000	47,688,796	0	951,204	951,204	
	4 幼稚園費	94,211,000	92,090,517	0	2,120,483	2,120,483	
	5 社会教育費	181,224,000	179,301,339	0	1,922,661	1,922,661	
	6 保健体育費	106,488,000	104,599,484	0	1,888,516	1,888,516	
11 災害復旧費		2,000	0	0	2,000	2,000	
	2 土木施設災害復旧費	2,000	0	0	2,000	2,000	
12 公債費		573,024,000	572,786,676	0	237,324	237,324	
	1 公債費	573,024,000	572,786,676	0	237,324	237,324	
13 諸支出金		1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 普通財産取得費	1,000	0	0	1,000	1,000	

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
14 予備費		10,336,000	0	0	10,336,000	10,336,000	
	1 予備費	10,336,000	0	0	10,336,000	10,336,000	
歳出合計		7,443,119,000	6,862,045,865	431,132,553	149,940,582	581,073,135	

歳入歳出差引残額 244,029,866 円

平成29年 7月24日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(一般会計)

平成28年度

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	7,106,076 千円
2. 歳 出	総 額	6,862,046 千円
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	244,030 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	21,878 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	21,878 千円
5. 実 質 収 支	額	222,152 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0 千円
備 考	各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

読み上げて御提案申し上げます。平成28年度中城村一般会計歳入歳出決算書。歳入額が71億607万5,731円、歳出額が68億6,204万5,865円、差引残額が2億4,402万9,866円でございます。

それでは平成28年度の一般会計歳入歳出決算書を読み上げて御提案申し上げます。

歳入の第1款村税、1項村民税、これは予算現額、収入済額、予算現額と収入済額との比較の順で読み上げて御提案申し上げます。

1項村民税、予算現額8億2,341万4,000円、収入済額8億6,149万5,146円、比較が3,808万1,146円。2項固定資産税、予算現額10億4,865万5,000円、収入済額10億7,504万9,480円、比較が2,639万4,480円。3項軽自動車税、予算現額6,568万2,000円、収入済額6,701万3,976円、比較で133万1,976円。4項村たばこ税、予算現額9,266万3,000円、収入済額9,303万8,335円、比較で37万5,335円。5項特別土地保有税は

1,000円の費目存置のままでございます。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、予算現額1,188万2,000円、収入済額1,210万1,000円、比較で21万9,000円。2 項自動車重量譲与税、予算現額2,881万8,000円、収入済額2,932万9,000円、比較で51万1,000円。3 項特別とん譲与税、予算現額2,000万円、収入済額59万5,125円、比較で140万4,875円。4 項地方道路譲与税は費目存置のままでございます。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、予算現額156万8,000円、収入済額も同額で比較はゼロでございます。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、予算現額258万1,000円、収入済額258万2,000円、比較が1,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、予算現額206万3,000円、収入済額も同額で、比較はゼロ。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、予算現額2億6,500万8,000円、収入済額も同額で比較はゼロ。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、予算現額2,674万3,000円、収入済額2,588万2,304円、比較で86万696円。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金、予算現額824万9,000円、収入済額75万7,000円、比較で39万2,000円。

9 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、予算現額805万4,000円、収入済額956万3,000円、比較で150万9,000円。

10 款地方交付税、1 項地方交付税、予算現額15億1,634万7,000円、収入済額15億3,949万8,000円、比較で2,315万1,000円。

11 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、予算現額180万円、収入済額179万1,000円、比較が9,000円。

12 款分担金及び負担金、2 項負担金、予算現額226万円、収入済額234万1,230円、比較で8

万1,230円。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、予算現額9,831万5,000円、収入済額1億511万9,675円、比較で680万4,675円。2 項手数料、予算現額3,196万1,000円、収入済額3,258万730円、比較で61万9,730円。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、予算現額7億9,182万円、収入済額7億5,425万3,393円、比較で3,756万6,607円。2 項国庫補助金、予算現額4億4,865万7,000円、収入済額3億5,696万7,810円、比較で9,168万9,190円。3 項委託金、予算現額475万円、収入済額724万9,131円、比較で249万9,131円。

15 款県支出金、1 項県負担金、予算現額3億8,931万1,000円、収入済額3億7,034万5,416円、比較で1,896万5,584円。2 項県補助金、予算現額8億9,048万円、収入済額6億4,623万5,365円、比較で2億4,424万4,635円。3 項委託金、予算現額4,325万9,000円、収入済額4,729万1,444円、比較で403万2,444円。

16 款財産収入、1 項財産運用収入、予算現額1,180万1,000円、収入済額1,204万105円、比較で23万9,105円。2 項財産売払収入は1,000円の費目存置のままです。

17 款寄附金、1 項寄附金、予算現額1,548万1,000円、収入済額1,901万4,579円、比較で353万3,579円。

18 款繰入金、1 項特別会計繰入金、予算現額115万8,000円、収入済額115万7,000円、比較で1,000円。2 項基金繰入金、予算現額1億7,344万1,000円、収入済額1億7,248万2,000円、比較で95万9,000円。

19 款繰越金、1 項繰越金、予算現額2億1,244万4,000円、収入済額2億1,244万4,203円、比較で203円。

20 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、予算現額432万8,000円、収入済額642万704円、比較で209万2,704円。2 項村預金利子及び3 項

貸付金元利収入につきましては、費目存置のままでございます。4項雑入、予算現額1億1,822万3,000円、収入済額1億2,290万580円、比較で467万7,580円。

21款村債、1項村債、予算現額2億9,989万8,000円、収入済額2億4,279万8,000円、比較で5,710万円。

97款、98款につきましてはございません。

歳入合計、予算現額74億4,311万9,000円、収入済額71億607万5,731円、予算現額と収入済額との比較3億3,704万3,269円でございます。

続いて歳出でございます。歳出の1款議会費、1項議会費、同じく予算現額、支出済額、比較の順で読み上げます。予算現額1億73万円、支出済額1億49万1,844円、比較で23万8,156円。

2款総務費、1項総務管理費、予算現額12億5,350万4,000円、支出済額9億1,140万4,293円、比較で3億4,209万9,707円。2項徴税費、予算現額9,374万7,000円、支出済額9,048万5,248円、比較で326万1,752円。3項戸籍住民基本台帳費、予算現額4,729万9,000円、支出済額4,548万8,686円、比較で181万314円。4項選挙費、予算現額1,602万3,000円、支出済額1,487万9,422円、比較で114万3,578円。5項統計調査費、予算現額90万4,000円、支出済額89万334円、比較で1万3,666円。6項監査委員費、予算現額150万3,000円、支出済額146万2,478円、比較で4万522円。

3款民生費、1項社会福祉費、予算現額12億9,903万円、支出済額12億7,842万9,097円、比較で2,060万903円。2項児童福祉費、予算現額11億9,391万6,000円、支出済額11億6,045万9,013円、比較で3,345万6,987円。

4款衛生費、1項保健衛生費、予算現額4億1,986万5,000円、支出済額4億1,508万3,382円、比較で478万1,618円。2項清掃費、予算現額4億337万8,000円、支出済額4億246万8,486円、比較で90万9,514円。

5款労働費、1項労働諸費、予算現額378万1,000円、支出済額378万861円、比較で139円。

6款農林水産業費、1項農業費、予算現額1億5,997万6,000円、支出済額1億5,350万5,681円、比較で647万319円。2項林業費、予算現額754万2,000円、支出済額719万1,376円、比較で35万624円。3項水産業費、予算現額1,152万7,000円、支出済額1,151万5,632円、比較で1万1,368円。

7款商工費、1項商工費、予算現額1億4,625万9,000円、支出済額1億4,609万8,127円、比較で16万873円。

8款土木費、1項土木管理費、予算現額2,638万8,000円、支出済額2,635万5,660円、比較で3万2,340円。2項道路橋梁費、予算現額4億6,040万3,000円、支出済額3億2,321万4,783円、比較で1億3,718万8,217円。3項河川費、予算現額497万6,000円、支出済額497万5,000円、比較が1,000円。4項都市計画費、予算現額4,058万8,000円、支出済額3,446万7,177円、比較で612万823円。5項下水道費、予算現額1億1,141万1,000円、支出済額も同額で比較はゼロ。

9款消防費、1項消防費、予算現額3億347万円、支出済額3億346万8,840円、比較が1,160円。

10款教育費、1項教育総務費、予算現額1億4,157万5,000円、支出済額1億3,713万7,923円、比較で443万7,077円。2項小学校費、予算現額1億8,139万8,000円、支出済額1億8,091万4,710円、比較で48万3,290円。3項中学校費、予算現額4,864万円、支出済額4,768万8,796円、比較で95万1,204円。4項幼稚園費、予算現額9,421万1,000円、支出済額9,209万517円、比較で212万483円。5項社会教育費、予算現額1億8,122万4,000円、支出済額1億7,930万1,339円、比較で192万2,661円。6項保健体育費、予算現額1億648万8,000円、支出済額1億459万9,484

円、比較で188万8,516円。

11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費は2,000円の費目存置のままです。

12款公債費、1項公債費、予算現額5億7,302万4,000円、支出済額5億7,278万6,676円、比較で23万7,324円。

13款諸支出金は費目存置のままです。

14款予備費、1項予備費、予算現額1,033万6,000円、支出はありませんので、同額でございます。

歳出合計、予算現額74億4,311万9,000円、支出済額68億6,204万5,865円、予算現額と支出済額との比較5億8,107万3,135円。

歳入歳出差引残額2億4,402万9,866円。平成29年9月8日、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第2 認定第2号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは認定第2号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第2号

平成28年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成28年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成29年9月8日 提出

中城村長 浜田 京介

平成28年度

中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳入額	2,816,842,247 円
歳出額	2,769,742,346 円
差引残額	47,099,901 円

平成28年度 国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較	備考
1 国民健康保険税		362,210,000	448,044,694	368,967,264	3,778,200	76,612,294	6,757,264	還付未済額 1,313,064
	1 国民健康保険税	362,210,000	448,044,694	368,967,294	3,778,200	76,612,294	6,757,264	還付未済額 1,313,064
2 一部負担金		2,000	0	0	0	0	2,000	
	1 一部負担金	2,000	0	0	0	0	2,000	
3 使用料及び手数料		430,000	451,100	451,100	0	0	21,100	
	1 手数料	430,000	451,100	451,100	0	0	21,100	
4 国庫支出金		944,476,000	946,813,902	946,813,902	0	0	2,337,902	
	1 国庫負担金	577,265,000	570,188,902	570,188,902	0	0	7,076,098	
	2 国庫補助金	367,211,000	376,625,000	376,625,000	0	0	9,414,000	
5 療養給付費交付金		17,534,000	19,053,000	19,053,000	0	0	1,519,000	
	1 療養給付費交付金	17,534,000	19,053,000	19,053,000	0	0	1,519,000	
6 前期高齢者交付金		125,160,000	125,160,975	125,160,975	0	0	975	
	1 前期高齢者交付金	125,160,000	125,160,975	125,160,975	0	0	975	
7 県支出金		152,147,000	178,734,875	178,734,875	0	0	26,587,875	
	1 県負担金	23,171,000	23,171,875	23,171,875	0	0	875	
	2 県補助金	128,976,000	155,563,000	155,563,000	0	0	26,587,000	
8 共同事業交付金		790,648,000	790,649,076	790,649,076	0	0	1,076	
	1 共同事業交付金	790,648,000	790,649,076	790,649,076	0	0	1,076	
9 財産収入		1,000	0	0	0	0	1,000	
	1 財産運用収入	1,000	0	0	0	0	1,000	
10 繰入金		285,794,000	285,791,660	285,791,660	0	0	2,340	
	1 他会計繰入金	285,793,000	285,791,660	285,791,660	0	0	1,340	
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	1,000	
11 繰越金		88,396,000	88,395,294	88,395,294	0	0	706	
	1 繰越金	88,396,000	88,395,294	88,395,294	0	0	706	

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
12 諸収入		11,823,000	17,384,264	12,825,101	0	4,559,163	1,002,101	
	1 延滞金・加算金及び過料	1,502,000	1,714,000	1,714,000	0	0	212,000	
	2 預金利息	1,000	0	0	0	0	1,000	
	3 受託事業収入	1,000	0	0	0	0	1,000	
	4 雑入	10,319,000	15,670,264	11,111,101	0	4,559,163	792,101	
97 一時立替金		0	0	0	0	0	0	
	1 一時立替金	0	0	0	0	0	0	
98 一時借入金		0	0	0	0	0	0	
	1 一時借入金	0	0	0	0	0	0	
歳入合計		2,778,621,000	2,900,478,840	2,816,842,247	3,778,200	81,171,457	38,221,247	還付未済 1,313,064

(歳 出)

(単位 : 円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
1 総務費		37,045,000	36,671,401	0	373,599	373,599	
	1 総務管理費	30,302,000	30,132,140	0	169,860	169,860	
	2 徴税費	6,695,000	6,519,261	0	175,739	175,739	
	3 運営協議会費	48,000	20,000	0	28,000	28,000	
2 保険給付費		1,462,532,000	1,454,390,909	0	8,141,091	8,141,091	
	1 療養諸費	1,239,568,000	1,232,683,560	0	6,884,440	6,884,440	
	2 高額療養費	203,760,000	203,751,319	0	8,681	8,681	
	3 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000	
	4 出産育児諸費	18,802,000	17,616,030	0	1,185,970	1,185,970	
	5 葬祭諸費	400,000	340,000	0	60,000	60,000	
3 後期高齢者支援金等		295,683,000	295,680,160	0	2,840	2,840	
	1 後期高齢者支援金等	295,683,000	295,680,160	0	2,840	2,840	
4 前期高齢者納付金等		219,000	217,806	0	1,194	1,194	
	1 前期高齢者納付金等	219,000	217,806	0	1,194	1,194	

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較	備考
5 老人保健拠出 金		11,000	7,812	0	3,188	3,188	
	1 老人保健拠出 金	11,000	7,812	0	3,188	3,188	
6 介護納付金		148,856,000	148,855,360	0	640	640	
	1 介護納付金	148,856,000	148,855,360	0	640	640	
7 共同事業拠出 金		780,075,000	780,072,082	0	2,918	2,918	
	1 共同事業拠出 金	780,075,000	780,072,082	0	2,918	2,918	
8 保健事業費		34,263,000	34,062,700	0	200,300	200,300	
	1 特定健康診査 等事業費	17,250,000	17,189,060	0	60,940	60,940	
	2 保健事業費	17,013,000	16,873,640	0	139,360	139,360	
9 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000	
10 公債費		50,000	46,534	0	3,466	3,466	
	1 公債費	50,000	46,534	0	3,466	3,466	
11 諸支出金		19,853,000	19,737,582	0	115,418	115,418	
	1 償還金及び還 付加算金	19,852,000	19,737,582	0	114,418	114,418	
	2 延滞金	1,000	0	0	1,000	1,000	
12 予備費		33,000	0	0	33,000	33,000	
	1 予備費	33,000	0	0	33,000	33,000	
歳出合計		2,778,621,000	2,769,742,346	0	8,878,654	8,878,654	

歳入歳出差引残額 47,099,901 円

平成29年 7月24日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(国民健康保険特別会計)

平成28年度

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	2,816,842 千円
2. 歳 出	総 額	2,769,742 千円
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	47,100 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費遞次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実 質	収 支 額	47,100 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0 千円
備 考	各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

平成28年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。歳入額28億1,684万2,247円、歳出額27億6,974万2,346円、差引残額4,709万9,901円でございます。

同じく読み上げて御提案申し上げます。歳入歳出決算書でございます。歳入のほうから。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、予算現額3億6,221万円、収入済額3億6,896万7,264円、比較が675万7,264円。

2 款一部負担金、1 項一部負担金は費目存置のままでございます。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、予算現額43万円、収入済額45万1,100円、比較で2万1,100円。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、予算現額5億7,726万5,000円、収入済額5億7,018万8,902円、比較で707万6,098円。2 項国庫補助金、予算現額3億6,721万1,000円、収入済額3億7,662万5,000円、比較で941万4,000円。

5 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金、予算現額1,753万4,000円、収入済額1,905万3,000円、比較で151万9,000円。

6 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金、予算現額1億2,516万円、収入済額1億2,516万975円、比較で975円。

7 款県支出金、1 項県負担金、予算現額2,317万1,000円、収入済額2,317万1,875円、比較で875円。2 項県補助金、予算現額1億2,897万6,000円、収入済額1億5,556万3,000円、比較で2,658万7,000円。

8 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、予算現額7億9,064万8,000円、収入済額7億9,064万9,076円、比較が1,076円。

9 款財産収入は費目存置のままでございます。

10 款繰入金、1 項他会計繰入金、予算現額2億8,579万3,000円、収入済額2億8,579万1,660円、比較で1,340円。2 項基金繰入金は費目存置です。

11款繰越金、1項繰越金、予算現額8,839万6,000円、収入済額8,839万5,294円、比較で706円。

12款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、予算現額150万2,000円、収入済額171万4,000円、比較で21万2,000円。2項預金利子及び3項受託事業収入は費目存置です。4項雑入、予算現額1,031万9,000円、収入済額1,111万1,101円、比較が79万2,101円。

97款、98款はございません。

歳入合計、予算現額27億7,862万1,000円、収入済額28億1,684万2,247円、予算現額と収入済額との比較3,822万1,247円でございます。

続いて歳出でございます。歳出の1款総務費、1項総務管理費、予算現額3,030万2,000円、支出済額3,013万2,140円、比較で16万9,860円。2項徴税費、予算現額669万5,000円、支出済額651万9,261円、比較で17万5,739円。3項運営協議会費、予算現額4万8,000円、支出済額2万円、比較で2万8,000円。

2款保険給付費、1項療養諸費、予算現額12億3,956万8,000円、支出済額12億3,268万3,560円、比較で688万4,440円。2項高額療養費、予算現額2億376万円、支出済額2億375万1,319円、比較で8,681円。3項移送費は費目存置です。4款出産育児諸費、予算現額1,880万2,000円、支出済額1,761万6,030円、比較で118万5,970円。5項葬祭諸費、予算現額40万円、支出済額34万円、比較で6万円。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、予算現額2億9,568万3,000円、支出済額2億9,568万160円、比較で2,840円。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、予算現額21万9,000円、支出済額21万7,806円、比較で1,194円。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、予算現額1万1,000円、支出済額7,812円、比較で3,188円。

6款介護納付金、1項介護納付金、予算現額1億4,885万6,000円、支出済額1億4,885万5,360円、比較で640円。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、予算現額7億8,007万5,000円、支出済額7億8,007万2,082円、比較で2,918円。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、予算現額1,725万円、支出済額1,718万9,060円、比較が6万940円。2項保健事業費、予算現額1,701万3,000円、支出済額1,687万3,640円、比較で13万9,360円。

9款基金積立金は費目存置でございます。

10款公債費、1項公債費、予算現額5万円、支出済額4万6,534円、比較で3,466円。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額1,985万2,000円、支出済額1,973万7,582円、比較で11万4,418円。2項延滞金は費目存置。

12款予備費、1項予備費、予算現額3万3,000円、支出はありませんので同額でございます。

歳出合計、予算現額27億7,862万1,000円、支出済額27億6,974万2,346円、予算現額と支出済額との比較887万8,654円。

歳入歳出差引残額4,709万9,901円。平成29年9月8日、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第3 認定第3号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 認定第3号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第3号

平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成29年9月8日 提出

中城村長 浜田 京介

平成28年度

中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入 額 129,232,189 円
 歳 出 額 128,086,621 円
 差 引 残 額 1,145,568 円

平成28年度 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
1 後期高齢者医療保険料		80,461,000	85,601,516	81,549,941	1,112,418	3,390,123	1,088,941	還付未済額 450,966
	1 後期高齢者医療保険料	80,461,000	85,601,516	81,549,941	1,112,418	3,390,123	1,088,941	還付未済額 450,966
2 使用料及び手数料		26,000	39,000	39,000	0	0	13,000	
	1 手数料	26,000	39,000	39,000	0	0	13,000	
3 寄付金		1,000	0	0	0	0	1,000	
	1 寄付金	1,000	0	0	0	0	1,000	
4 繰入金		44,388,000	44,386,944	44,386,944	0	0	1,056	
	1 一般会計繰入金	44,387,000	44,386,944	44,386,944	0	0	56	

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
4	繰入金 2 他会計繰入金	1,000	0	0	0	0	1,000	
5	繰越金	1,436,000	1,436,074	1,436,074	0	0	74	
	1 繰越金	1,436,000	1,436,074	1,436,074	0	0	74	
6	諸収入	1,948,000	1,820,230	1,820,230	0	0	127,770	
	1 延滞金、加算金及び過料	17,000	16,600	16,600	0	0	400	
	2 償還金及び還付加算金	560,000	427,958	427,958	0	0	132,042	
	3 預金利息	1,000	0	0	0	0	1,000	
	4 雑入	1,370,000	1,375,672	1,375,672	0	0	5,672	
歳入合計		128,260,000	133,283,764	129,232,189	1,112,418	3,390,123	972,189	還付未済 450,966

(歳出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
1	総務費	4,113,000	4,016,687	0	96,313	96,313	
	1 総務管理費	2,102,000	2,073,516	0	28,484	28,484	
	2 徴収費	2,011,000	1,943,171	0	67,829	67,829	
2	後期高齢者医療広域連合納付金	122,133,000	122,132,856	0	144	144	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	122,133,000	122,132,856	0	144	144	
3	諸支出金	1,947,000	1,937,078	0	9,922	9,922	
	1 償還金及び還付加算金	789,000	780,078	0	8,922	8,922	
	2 繰出金	1,158,000	1,157,000	0	1,000	1,000	
4	予備費	67,000	0	0	67,000	67,000	
	1 予備費	67,000	0	0	67,000	67,000	
歳出合計		128,260,000	128,086,621	0	173,379	173,379	

歳入歳出差引残額 1,145,568 円

平成29年7月24日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(後期高齢者医療特別会計)

平成28年度

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	129,232 千円
2. 歳 出	総 額	128,087 千円
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	1,145 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費遞次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実 質	収 支 額	1,145 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0 千円
備 考	各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。歳入額1億2,923万2,189円、歳出額1億2,808万6,621円、差引残額114万5,568円でございます。

同じく読み上げて御提案申し上げます。まず歳入のほうからでございます。

歳入の1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、予算現額8,046万1,000円、収入済額8,154万9,941円、比較が108万8,941円。

2款使用料及び手数料、1項手数料、予算現額2万6,000円、収入済額3万9,000円、比較で1万3,000円。

3款寄付金、1項寄付金は費目存置のまま。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、予算現額4,438万7,000円、収入済額4,438万6,944円、比較で56円。2項他会計繰入金は1,000円の費目存置。

5款繰越金、1項繰越金、予算現額143万6,000円、収入済額143万6,074円、比較が74円。

6款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、予算現額1万7,000円、収入済額1万6,600円、比較が400円。2項償還金及び還付加算金、予算現額56万円、収入済額42万7,958円、比較で13万2,042円。3項預金利子は費目存置。4項雑入、予算現額137万円、収入済額137万5,672円、比較で5,672円。

歳入合計、予算現額1億2,826万円、収入済額1億2,923万2,189円、予算現額と収入済額との比較97万2,189円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、予算現額210万2,000円、支出済額207万3,516円、比較で2万8,484円。2項徴収費、予算現額201万1,000円、支出済額194万3,171円、比較で6万7,829円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額1億2,213万3,000円、支出済額1億2,213万2,856円、比較が144円。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、
予算現額78万9,000円、支出済額78万78円、比
較で8,922円。2 項繰出金、予算現額115万
8,000円、支出済額115万7,000円、比較が1,000
円。

4 款予備費、1 項予備費、予算現額 6 万
7,000円、支出はございません。

歳出合計、予算現額 1 億2,826万円、支出済
額 1 億2,808万6,621円、予算現額と支出済額と
の比較17万3,379円。

歳入歳出差引残額が114万5,568円。平成29年
9月8日、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を
終わります。

日程第4 認定第4号 平成28年度中城村公
共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 認定第4号 平成28年度中
城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について御提案申し上げます。

認定第4号

平成28年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成28年度中城村公共下
水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成29年9月8日 提出

中城村長 浜田 京介

平成28年度

中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入額	366,462,078 円
歳出額	364,387,996 円
差引残額	2,074,082 円

平成28年度 公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
1 使用料 手数料		30,760,000	32,153,080	32,153,080	0	0	1,393,080	
	1 使用料	30,700,000	31,705,080	31,705,080	0	0	1,005,080	
	2 手数料	60,000	448,000	448,000	0	0	388,000	
2 県支出 金		120,000,000	120,000,000	120,000,000	0	0	0	
	1 県補助 金	120,000,000	120,000,000	120,000,000	0	0	0	
3 繰入金		111,411,000	111,411,000	111,411,000	0	0	0	
	1 一般会 計繰入 金	111,411,000	111,411,000	111,411,000	0	0	0	
4 繰越金		3,675,000	3,674,541	3,674,541	0	0	459	
	1 繰越金	3,675,000	3,674,541	3,674,541	0	0	459	
5 諸収入		5,172,000	5,523,457	5,523,457	0	0	351,457	
	1 預金利 子	1,000	1,602	1,602	0	0	602	
	2 雑入	5,171,000	5,521,855	5,521,855	0	0	350,855	
6 村債		94,900,000	93,700,000	93,700,000	0	0	1,200,000	
	1 村債	94,900,000	93,700,000	93,700,000	0	0	1,200,000	
97 一時立 替金		0	0	0	0	0	0	
	1 一時立 替金	0	0	0	0	0	0	
98 一時借 入金		0	0	0	0	0	0	
	1 一時借 入金	0	0	0	0	0	0	
歳入合計		365,918,000	366,462,078	366,462,078	0	0	544,078	

(歳出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
1 公共下水道費		250,451,000	249,122,213	0	1,328,787	1,328,787	
	1 公共下水道費	250,451,000	249,122,213	0	1,328,787	1,328,787	
2 公債費		115,267,000	115,265,783	0	1,217	1,217	
	1 公債費	115,267,000	115,265,783	0	1,217	1,217	

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
3 予備費		200,000	0	0	200,000	200,000	
	1 予備費	200,000	0	0	200,000	200,000	
歳出合計		365,918,000	364,387,996	0	1,530,004	1,530,004	

歳入歳出差引残額 2,074,082 円

平成29年 7月24日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(公共下水道事業特別会計)

平成28年度

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	366,462 千円
2. 歳 出	総 額	364,388 千円
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	2,074 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実 質 収 支	額	2,074 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0 千円
備 考	各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

平成28年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額 3 億6,646万2,078円、歳出額 3 億6,438万7,996円、差引残額207万4,082円でございます。

同じく読み上げて御提案申し上げます。まず歳入のほうからでございます。

1 款使用料手数料、1 項使用料、予算現額 3,070万円、収入済額3,170万5,080円、比較が 100万5,080円。2 項手数料、予算現額 6 万円、

収入済額44万8,000円、比較で38万8,000円。

2 款県支出金、1 項県補助金、予算現額 1 億2,000万円、収入済額も同額でございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、予算現額 1 億1,141万1,000円、収入済額も同額でございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、予算現額367万5,000円、収入済額367万4,541円、比較で459円。

5 款諸収入、1 項預金利子、予算現額1,000

円、収入済額1,602円、比較が602円。2項雑入、予算現額517万1,000円、収入済額552万1,855円、比較で35万855円。

6款村債、1項村債、予算現額9,490万円、収入済額9,370万円、比較で120万円。

97款、98款はございません。

歳入合計、予算現額3億6,591万8,000円、収入済額3億6,646万2,078円、予算現額と収入済額との比較54万4,078円。

続いて歳出でございます。歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、予算現額2億5,045万1,000円、支出済額2億4,912万2,213円、比較で132万8,787円。

2款公債費、1項公債費、予算現額1億1,526万7,000円、支出済額1億1,526万5,783円、比較で1,217円。

3款予備費、1項予備費、予算現額20万円で、

支出はございません。

歳出合計、予算現額3億6,591万8,000円、支出済額3億6,438万7,996円、予算現額と支出済額との比較153万4円。

歳入歳出差引残額が207万4,082円。平成29年9月8日、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

続きまして、日程第5 認定第5号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 認定第5号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第5号

平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成29年9月8日 提出

中城村長 浜田 京介

平成28年度

中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

歳入額	937,129,141 円
歳出額	727,690,326 円
差引残額	209,438,815 円

平成28年度 土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
1 使用料 び手数料		1,300,000	1,546,418	1,546,418	0	0	246,418	
	2 使用料	1,300,000	1,546,418	1,546,418	0	0	246,418	
2 繰入金		470,000,000	470,000,000	470,000,000	0	0	0	
	1 基金繰入金	470,000,000	470,000,000	470,000,000	0	0	0	
3 繰越金		155,753,000	155,749,811	155,749,811	0	0	3,189	
	1 繰越金	155,753,000	155,749,811	155,749,811	0	0	3,189	
4 諸収入		2,000	289,162	289,162	0	0	287,162	
	1 雑入	2,000	289,162	289,162	0	0	287,162	
5 保留地 処分金		200,000,000	309,543,750	309,543,750	0	0	109,543,750	
	1 南上原 区画整 理事業 保留地 処分金	200,000,000	309,543,750	309,543,750	0	0	109,543,750	
6 村債		1,000	0	0	0	0	1,000	
	1 村債	1,000	0	0	0	0	1,000	
歳入合計		827,056,000	937,129,141	937,129,141	0	0	110,073,141	

(歳出)

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
1 土地区画整理事業費		827,054,000	727,690,326	70,916,000	28,447,674	99,363,674	
	1 南上原土地区画整理事業費	827,054,000	727,690,326	70,916,000	28,447,674	99,363,674	
2 公債費		1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000	
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000	
歳出合計		827,056,000	727,690,326	70,916,000	28,449,674	99,365,674	

歳入歳出差引残額 209,438,815 円

平成29年 7月24日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(土地区画整理事業特別会計)

平成28年度

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	937,129 千円
2. 歳 出	総 額	727,690 千円
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	209,439 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	70,916 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	70,916 千円
5. 実 質 収 支	額	138,523 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0 千円
備 考	各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計
歳入歳出決算書。歳入額 9億3,712万9,141円、
歳出額 7億2,769万326円、差引残額 2億943万
8,815円でございます。

同じく歳入歳出読み上げて御提案申し上げます。まず歳入の1款使用料及び手数料、2項使用料、予算現額130万円、収入済額154万6,418円、比較で24万6,418円。

2 款繰入金、1 項基金繰入金、予算現額 4 億 7,000万円、収入済額も同額でございます。

3 款繰越金、1 項繰越金、予算現額 1 億 5,575万3,000円、収入済額 1 億5,574万9,811円、比較で3,189円。

4 款諸収入、1 項雑入、予算現額2,000円、収入済額28万9,162円、比較で28万7,162円。

5 款保留地処分金、1 項南上原区画整理事業保留地処分金、予算現額 2 億円、収入済額 3 億 954万3,750円、比較で 1 億954万3,750円。

6 款村債、1 項村債は費目存置。

歳入合計、予算現額 8 億2,705万6,000円、収入済額 9 億3,712万9,141円、予算現額と収入済額との比較 1 億1,007万3,141円。

続いて歳出、1 款土地区画整理事業費、1 項南上原土地区画整理事業費、予算現額 8 億 2,705万4,000円、支出済額 7 億2,769万326円、比較が9,936万3,674円。

2 款公債費、1 項公債費及び 3 款予備費は費目存置のまま。

歳出合計、予算現額 8 億2,705万6,000円、支出済額 7 億2,769万326円、予算現額と支出済額との比較9,936万5,674円。

歳入歳出差引残額 2 億943万8,815円。平成29年 9 月 8 日、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

続きまして、日程第 6 認定第 6 号 平成28年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 認定第 6 号 平成28年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第 6 号

平成28年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定に基づき、平成28年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成29年 9 月 8 日 提出

中城村長 浜田 京介

平成28年度

中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算書

歳入額	4,378,449 円
歳出額	3,852,586 円
差引残額	525,863 円

平成28年度 污水处理施設管理特別会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
1 使用料及び手数料		2,302,000	2,760,860	2,760,860	0	0	458,860	
	1 使用料	2,301,000	2,760,860	2,760,860	0	0	459,860	
	2 手数料	1,000	0	0	0	0	1,000	
2 寄附金		1,000	0	0	0	0	1,000	
	1 寄附金	1,000	0	0	0	0	1,000	
3 繰入金		1,000	0	0	0	0	1,000	
	1 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	1,000	
4 繰越金		1,618,000	1,617,589	1,617,589	0	0	411	
	1 繰越金	1,618,000	1,617,589	1,617,589	0	0	411	
5 諸収入		2,000	0	0	0	0	2,000	
	1 預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000	
	2 雑収入	1,000	0	0	0	0	1,000	
歳入合計		3,924,000	4,378,449	4,378,449	0	0	454,449	

(歳出)

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
1 汚水処理施設管理費		3,924,000	3,852,586	0	71,414	71,414	
	1 汚水処理施設管理費	3,924,000	3,852,586	0	71,414	71,414	
2 予備費		0	0	0	0	0	
	1 予備費	0	0	0	0	0	
歳出合計		3,924,000	3,852,586	0	71,414	71,414	

歳入歳出差引残額 525,863 円

平成29年 7月24日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(汚水処理施設管理事業特別会計)

平成28年度

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	4,378 千円
2. 歳 出	総 額	3,853 千円
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	525 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実 質 収 支	額	525 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0 千円
備 考	各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

平成28年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額437万8,449円、歳出額385万2,586円、差引残額52万5,863円でございます。

同じく歳入歳出を読み上げて御提案申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、予算現額230万1,000円、収入済額276万860円、比較で45万9,860円。2項手数料は費目存置のまま。

2款寄附金、1項寄附金も費目存置。

3款繰入金、1項基金繰入金も費目存置。

4 款繰越金、1 項繰越金、予算現額161万8,000円、収入済額161万7,589円、比較で411円。

5 款諸収入、1 項預金利子及び2 項雑収入も費目存置。

歳入合計、予算現額392万4,000円、収入済額437万8,449円、予算現額と収入済額との比較45万4,449円。

続いて歳出でございます。歳出、1 款污水处理施設管理費、1 項污水处理施設管理費、予算現額392万4,000円、支出済額385万2,586円、比較で7万1,414円。

2 款予備費はございません。

歳出合計、予算現額392万4,000円、収入済額385万2,586円、予算現額と支出済額との比較7

万1,414円。

歳入歳出差引残額が52万5,863円。平成29年9月8日、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第7 認定第7号 平成28年度中城村水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 認定第7号 平成28年度中城村水道事業会計決算認定について御提案申し上げます。

認定第7号

平成28年度中城村水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成28年度中城村水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付します。

平成29年9月8日 提出

中城村長 浜田京介

平成28年度中城村水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額				決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支 出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	501,068,000	0	0	501,068,000	516,422,556	15,354,556	
第1項 営業収益	452,081,000	0	0	452,081,000	464,881,506	12,800,506	(うち、仮受消費税及び地方消費税 33,822,105円)
第2項 営業外収益	48,984,000	0	0	48,984,000	51,541,050	2,557,050	(うち、仮受消費税及び地方消費税 4,746円)
第3項 特別利益	3,000	0	0	3,000	0	3,000	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額								決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合 計				
第1款 水道事業費用	485,206,000	1,274,000	0	0	0	486,480,000	0	486,480,000	474,924,090	0	11,555,910	
第1項 営業費用	476,868,000	1,274,000	0	2,097,000	0	476,045,000	0	476,045,000	465,697,345	0	10,347,655	(うち、仮払消費税及び地方消費税 24,470,218円)
第2項 営業外費用	7,236,000	0	0	2,097,000	0	9,333,000	0	9,333,000	9,226,745	0	106,255	
第3項 特別損失	102,000	0	0	0	0	102,000	0	102,000	0	0	102,000	
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000	0	0	1,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額					決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考	
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通次繰越 額に係る財源充 当額				合 計
第1款 資本的収入	38,001,000	0	38,001,000	0	0	38,001,000	38,000,000	1,000	
第1項 補助金	36,000,000	0	36,000,000	0	0	36,000,000	36,000,000	0	
第2項 出資金	2,000,000	0	2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000	0	
第3項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	1,000	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次繰 越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次繰 越額	合 計		
第1款 資本的支出	177,530,000	0	0	177,530,000	0	0	177,530,000	170,621,842	0	0	0	6,908,158	
第1項 建設改良費	100,956,000	0	0	100,956,000	0	0	100,956,000	94,056,830	0	0	0	6,899,170	(うち、仮払消費税及び地方消費税 6,179,186円)
第2項 企業債償還金	8,607,000	0	0	8,607,000	0	0	8,607,000	8,606,387	0	0	0	613	
第3項 その他資本的支出	970,000	0	0	970,000	0	0	970,000	962,962	0	0	0	7,038	
第4項 その他投資	66,996,000	0	0	66,996,000	0	0	66,996,000	66,995,663	0	0	0	337	
第5項 予備費	1,000	0	0	1,000	0	0	1,000	0	0	0	0	1,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 132,621,842円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,364,372円及び過年度損益勘定留保資金 129,257,470円で補填した。

読み上げて御提案申し上げます。平成28年度中城村水道事業決算報告書。収益的収入及び支出の収入のほうでございます。第1款水道事業収益、第1項営業収益、予算現額4億5,208万1,000円、決算額4億6,488万1,506円、予算額に比べ決算額の増減が1,280万506円。第2項営業外収益、当初予算額4,898万4,000円、決算額5,154万1,050円、増減が255万7,050円。第3項特別利益は3,000円の費目存置でございます。

続いて支出でございます。支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用、当初予算額4億7,686万8,000円、決算額4億6,569万7,345円、不用額としまして、1,034万7,655円。第2項営業外費用、当初予算額723万6,000円、決算額922万6,745円、不用額が10万6,255円。第3項特別損失、当初予算額10万2,000円、決算額はございません。そのまま10万2,000円でございます。第4項予備費、当初予算額100万円、これもそのままの金額100万円でございます。

続いて資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入、第1項補助金、当初予算額3,600

万円、決算額3,600円でゼロ。第2項出資金、当初予算額200万円、決算額も200円でございます。第3項固定資産売却代金、当初予算額は1,000円のまま費目存置でございます。

続いて支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費、当初予算額1億95万6,000円、決算額9,405万6,830円、不用額といたしまして689万9,170円。第2項企業債償還金、当初予算額860万7,000円、決算額860万6,387円、不用額が613円。第3項その他資本的支出、当初予算額97万円、決算額96万2,962円、不用額が7,038円。第4項その他投資、当初予算額6,699万6,000円、決算額6,699万5,663円、不用額で337円。第5項予備費は1,000円の費目存置のままでございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3,262万1,842円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額336万4,372円及び過年度分損益勘定留保資金1億2,925万7,470円で補填をいたしました。

以上でございます。

平成28年度中城村水道事業損益計算書		
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)		
(単位:円)		
1 営業収益		
(1) 給水収益	420,100,734	
(2) その他の営業収益	<u>10,958,667</u>	431,059,401
2 営業費用		
(1) 原水及び浄水費	226,987,830	
(2) 配水及び給水費	70,159,071	
(3) 総係費	48,282,233	
(4) 減価償却費	92,990,172	

(5) 資産減耗費	<u>2,807,821</u>	<u>441,227,127</u>	
営業損失			10,167,726
3 営業外収益			
(1) 受取利息	6,016		
(2) 工事負担金	4,086,463		
(3) 雑収益	454,932		
(4) 長期前受金戻入	46,995,432		
(5) 引当金戻入	<u>0</u>	51,542,843	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	2,753,845		
(2) 雑支出	<u>551,202</u>	<u>3,305,047</u>	<u>48,237,796</u>
経常利益			38,070,070
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
当年度純利益			38,070,070
前年度繰越利益剰余金			<u>4,913,246</u>
その他の未処分利益剰余金変動額			<u>0</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>42,983,316</u></u>

平成28年度 中城村水道事業剰余金計算書
 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：円)

	資本金	剰余金								資本合計
		資本剰余金				利益剰余金				
		受贈財産評価額	補助金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
前年度末残高	1,112,137,983	23,011,901	124,073,537	9,253,369	156,338,807	78,081,112	147,188,343	64,913,246	290,182,701	1,558,659,491
前年度処分額	0	0	0	0	0	10,000,000	50,000,000	60,000,000	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	10,000,000	50,000,000	60,000,000	0	0
前年度純利益	0	0	0	0	0	10,000,000	50,000,000	60,000,000	0	0
法令による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	1,112,137,983	23,011,901	124,073,537	9,253,369	156,338,807	88,081,112	197,188,343	(繰越利益剰余金) 4,913,246	290,182,701	1,558,659,491
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	0	38,070,070	38,070,070	38,070,070
資本金組入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本剰余金受入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	38,070,070	38,070,070	38,070,070
当年度末残高	1,112,137,983	23,011,901	124,073,537	9,253,369	156,338,807	88,081,112	197,188,343	(当年度未処分利益剰余金) 42,983,316	328,252,771	1,596,729,561

平成28年度 中城村水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,112,137,983	156,338,807	42,983,316
議会の議決による処分類	0	0	40,000,000
減債積立金の積立	0	0	10,000,000
建設改良積立金の積立	0	0	30,000,000
処分後残高	1,112,137,983	156,338,807	(繰越利益剰余金) 2,983,316

平成28年度中城村水道事業貸借対照表

(平成29年3月31日)

資 産 の 部

(単位:円)

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		<u>47,769,530</u>	
ロ 構 築 物	3,327,308,832		
減価償却累計額	<u>1,412,037,145</u>	<u>1,915,271,687</u>	
ハ 機 械 装 置	232,352,763		
減価償却累計額	<u>147,737,824</u>	<u>84,614,939</u>	
ニ 車 輛 運 搬 具	2,201,704		
減価償却累計額	<u>2,091,618</u>	<u>110,086</u>	
ホ 器 具 備 品	47,437,832		
減価償却累計額	<u>41,231,618</u>	<u>6,206,214</u>	
ヘ 建 物	66,149,719		
減価償却累計額	<u>17,882,471</u>	<u>48,267,248</u>	
ト リース資産	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	<u>0</u>	
チ 建 設 仮 勘 定		<u>30,331,982</u>	
有形固定資産合計			2,132,571,686

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電話加入権	<u>123,100</u>	
ロ リース資産	<u>0</u>	
無形固定資産合計		123,100
(3) 投資その他の資産		<u>66,995,663</u>
固定資産合計		2,199,690,449
2 流動資産		
(1) 現金預金	<u>576,818,214</u>	
(2) 未収金	<u>37,469,670</u>	
(3) 貸倒引当金	<u>83,000</u>	
(4) 貯蔵品	<u>115,200</u>	
流動資産合計		<u>614,320,084</u>
資産合計		<u>2,814,010,533</u>
負債の部		
3 固定負債		
(1) 企業債	<u>127,213,608</u>	
(2) リース債務	<u>0</u>	
(3) 引当金	<u>17,793,578</u>	
固定負債合計		<u>145,007,186</u>
4 流動負債		
(1) 未払金	<u>39,176,218</u>	
(2) 前受金	<u>0</u>	
(3) 預り金	<u>3,373,290</u>	
(4) その他流動負債	<u>0</u>	
(5) 企業債	<u>8,787,924</u>	
(6) リース債務	<u>0</u>	
(7) 引当金	<u>3,203,000</u>	

流動負債合計		<u>54,540,835</u>
5 繰延収益		
(1) 長期前受金	<u>1,793,481,441</u>	
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>775,748,490</u>	
繰延収益合計		<u>1,017,732,951</u>
負債合計		<u>1,217,280,972</u>
	資本の部	
6 資本金		
(1) 資本金		
イ 固有資本金	40,841,872	
ロ 繰入資本金	121,331,192	
ハ 組入資本金	949,964,919	
資本金合計		<u>1,112,137,983</u>
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 国庫補助金	124,073,537	
ロ 受贈財産評価額	23,011,901	
ハ 保険差益	93,318	
ニ 工事負担金	<u>9,160,051</u>	
資本剰余金合計		<u>156,338,807</u>
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	88,081,112	
ロ 建設改良積立金	197,188,343	
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>42,983,316</u>	
利益剰余金合計		<u>328,252,771</u>

剰余金合計	484,591,578
資本合計	1,596,729,561
負債資本合計	2,814,010,533

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を
終わります。

日程第8 議案第44号 平成28年度中城村水
道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題

とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介

議案第44号
平成28年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成28年度中城村水道 事業未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求めます。
平成29年9月8日提出
中城村長 浜田京介

平成28年度 中城村水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,112,137,983	156,338,807	42,983,316
議会の議決による処分額	0	0	40,000,000
減債積立金の積立	0	0	10,000,000
建設改良積立金の積立	0	0	30,000,000
処分後残高	1,112,137,983	156,338,807	（繰越利益剰余金） 2,983,316

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を

終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（10時57分）

平成29年第4回中城村議会定例会（第5日目）

招集年月日	平成29年9月8日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成29年9月12日（午前10時00分）		
	散会	平成29年9月12日（午後0時02分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	仲真功浩
	2番	比嘉麻乃	10番	欠席
	3番	大城常良	11番	新垣徳正
	4番	外間博則	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員	10番	安里ヨシ子		
会議録署名議員	2番	比嘉麻乃	3番	大城常良
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	新垣正
	総務課長	与儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	知名勉	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	金城勉
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主	安田智
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 3 号

日 程	件 名
第 1	議案第36号 中城村税条例等の一部を改正する条例
第 2	議案第37号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
第 3	議案第38号 平成29年度中城村一般会計補正予算（第3号）
第 4	議案第39号 平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第 5	議案第40号 平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第 6	議案第41号 平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
第 7	議案第42号 平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
第 8	議案第43号 平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第36号 中城村税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件については9月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第36号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第36号 中城村税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第36号 中城村税条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第37号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件については9月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質

疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第37号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第37号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第37号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第38号 平成29年度中城村一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件については9月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 議案第38号 平成29年度中城村一般会計補正予算(第3号)について質疑をいたしたいと思います。

まず1点目、一般会計補正予算書の14ページをお開きください。2款5目13節になります。中城ウィークイベント委託事業ということで250万円、村費で出されているのですが、これは副村長の説明にもあったのですけれども、より詳細に、この事業をやった上でこれは本村にとって、どのようなメリットを考えているのか。

そのほうを伺いたいと思います。

次2点目です。18ページ、3款3目1節報酬のほうです。障害者相談支援事業嘱託員報酬が120万円の減額になっております。減額になった理由は何なのか、教えてください。

3点目、19ページ、3款1目19節負担金及び交付金のほうです。沖縄県特別保育事業費等補助金が1,344万円減額になっており、下の特別支援保育事業費補助金のほうに回っているという話を伺っているのですけれども、この金額が576万円差額があり、これがふえた理由、その詳細を教えてください。

次4点目、21ページ、4款の1目13節資源ごみ収集運搬委託料です。そのほうも副村長の説明があったのですけれども、163万3,000円補正に出されており、パッカー車1台のほうに補助員をつけるとかそういう話をしておられたのですけれども、これは人口増によってごみの搬出量が多くなったということを私は理解はしているのですがこれはごみ収集量が過去5年ぐらい前に比べて、現在一体幾らぐらい多くなったのか、その多くなったトン数、キ口数、そのほうを伺いたいと思います。

5点目、33ページ、幼稚園費であります。10款1目15節工事請負費453万円あるのですけれども、中城幼稚園の遊具が今現在老朽化して使用禁止になっております。それを移動しての新しい場所への工事だと思っておりますけれども、これは園庭の整備、それと遊具の設置までを一括に行う工事なのか伺います。あとは工事の時期ですね、それは大体いつごろを予定しているのか。最後に、設置する遊具の種類はどれどれを設置する予定でいるのか。以上5点、よろしく願いいたします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

企画課長 大湾朝也 それでは、ただいまの御質疑に対してお答えします。

まず1点目です。2款総務費、5目企画費の

ほうです。委託料、中城ウィークイベント委託料につきましては、琉球新報社の新報移動編集局の事業の委託料として予算計上をしております。地域の課題を探り、未来を展望することを目的といたしております、本村に関する情報発信の1週間として、新聞紙面やラジオ放送を通して主要イベント、文化祭りやプロジェクトマップのPR活動を行い、より一層の誘客効果を図っていきたくて考えております。また、イベント期間中におきましては、各地域の情報発信として各自治会、団体などの活動や中城の人物について新聞紙面にて紹介をする予定となっております。イベントのメイン事業であります地域づくりシンポジウムでは、中城村の農業振興について農家、村民、村内各事業所と行政の方々が一丸としまして、これからの農業の振興と新たな特産品の開発、消費拡大を目指したシンポジウムを予定しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 大城議員の御質疑にお答えします。

18ページの3款1目障害福祉費の報酬についてであります。今年度より新たな事業であります。一括交付金を活用した保育所巡回心理士2名の保育士を計上してありましたが、1名の方は那覇市のほうからの紹介で中城のほうに勤務してもらいました。あと1名については、ハローワークとか沖縄県社会福祉協議会、他の市町村にも情報を投げかけて募集をしているのですが、今日まで募集に至っておりません。それで、4月から9月分までの半年分の予算を今回減額となっております。

19ページの3款2項1目の負担金補助金の沖縄県特別保育事業につきましては、延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援事業、病児保育事業、特別支援保育事業をまとめて計上してあります。今回からこの特別保育事業を一括

交付金を活用するという事で県のほうから指導がありまして、分けて計上したほうがいいということで新たに特別支援補助金事業として計上してあります。576万円の増額につきましては、認可保育園に気になる子供たちがいます。その子供たちのためにクラス担当とは別に保育士の加配を実施しております。当初予算時点では7名の予定でありましたが、気になる子供たちが増加傾向にありますので、保育士を10人確保して、認可保育園に配置してあります。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。
住民生活課長 津覇盛之 それでは、お答えいたします。

21ページの清掃総務費の委託料に関してですけれども、資源ごみの収集量は5年前である平成24年度と比較して、平成28年度末での収集量は、人口の増加とともに約40トンふえております。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。
教育総務課長 比嘉健治 それでは、大城議員の質疑にお答えしていきたいと思っております。

10款4項1目幼稚園の工事費についてですが、園庭の部分と撤去の分の工事が一緒かということなのですが、まず新たな園庭などを整備してから、その後に返還のための工事に入りますので、順序としては今回の部分を新たに先にしたが返還に向けて、工期としては3月末には返還のための整備も終わっていないといけませんので、補正後に再度細かな日程を調整して実施していきたいと考えています。遊具の種類については、現在、滑り台、鉄棒、うんてい、あと砂場の部分も含めてできればいいかとは思っていますが、施設の大きさと面積もありますので、この細かな部分についても今後調整していきたいと考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 では、改めまして1番のほうから。

先ほど答弁していただいているいろいろな農業振興、あるいは商品開発等、地域に合ったものを含めて琉球新報と提携してやっていくということではあるのですけれども、これは1週間で終了なのか。さらに継続して琉球新報と何かをやるのか、この1回きりで終わるのか。あと、先ほども言ったメリットとして、確かな確証というのは何か持っていらっしゃるのかどうか。これをする事によって、農業振興とかいろいろなものがついてくるかもしれないという中で、単費で250万円も出すわけですから、小さな予算で大きな効果をとということで、いつも行政のほうはうたっているものですから、その250万円に対してさらに大きい効果が得られるような事業になっていくのかどうか、それをもう一回伺いたいと思います。

2点目です。障害者福祉費の報酬ということでは半年分、4月から9月までの加配を予定したのだけれども、どうしても見つからなかったという話でございますけれども、まだ3月まで続いていくわけですので、ぜひ急いで探してもらって、今、2人のところを1人でやっているというのであれば、そこはまた無理がきているかということも含めて、ぜひひとつ予定数量は予定数量として探していただきたい思っているので、頑張っておと半年でも手配できるようにしっかりやっていただきたいと思っております。

あと3点目、支援保育事業、今課長から話があったとおり、保育園の支援が必要な保育園児が多くなっているということも含めてぜひその特別保育事業を、しっかりとやっていただきたいと思っております。

4点目、資源ごみの収集量は人口増により40トン5年間でふえているということなのですが、やはり中城村もこれだけ人口増になって、ごみ収集もふえてくると、北中城村も恐らく今相当数量のごみの収集量というのは多くなっていると思うのですけれども、ごみ処理場

を浦添と合同でつくる予定ではあるのですけれども、青葉苑があと9年ぐらいですか、それまでに果たして青葉苑が大丈夫なのか、その1点ちょっと伺いたいと思います。

あと5点目、先ほど課長からとりあえずは今回は園庭を整備して、確かに土地をちゃんと整地してからと思いますので、そこは十分園児とか幼稚園のほうに支障の内容なやり方で、しかし、長らく今遊具が使われない状況にあるものですから、そこも踏まえてできるだけ早目に取りつけていただきたいと思っているので、3月までにということなのですけれども、できるだけ子供たちが遊べるような園庭を早目につくっていただきたいと思っているので、それはまた頑張ってください。では、あと2点だけお願いします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

企画課長 大湾朝也 それでは、お答えします。

ただいまの御質疑の期間につきましては、1週間で全ての事業は終わりますが、その中でシンポジウム、一番そちらのほうメイン事業となっておりますので、本村の農業振興、これまでそういうシンポジウムが少ない部分でございました。そこで、今担当課である農林水産課のほうで、新たなる新商品の開発・研究なども含めて業務を行っておりますので、これからの効果としましては農業振興においては、今までは島ニンジンとか島大根ですが、その辺の部分は村内、村外にも多く広めていけたと思いますが、これから新たなる中城として何ができるかということの期待と効果はあるのかというふうに考えております。あと、11月からは中城の大きなイベントが開催されます。3年に1度の文化まつり、プロジェクトマッピングも開催されますので、その辺のPRも含めて、あとテレビ放映で中城護佐丸のクロニカル放送も開始されますので、そ

らのほうも宣伝、PRしていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。
住民生活課長 津覇盛之 それでは、お答えいたします。

青葉苑につきましては、浦添市との施設整備が平成39年が供用開始となりますけれども、青葉苑については現在のところ処理能力は超えておりません。今後人口の伸び等でごみ量がふえていくという場合には、他の清掃組合とも協議しながら処理を委託する形も今後検討したいと思います。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 先ほども言いましたけれども、小さな予算で大きな効果ということは皆様も常々考えているはずですので、ぜひひとつ小さい予算で大きな効果が得られるような、これは企画課だけではなくて全ての部署で行っていただきたいと思っているので、ぜひ大きい効果が得られるように頑張ってください。

清掃にしても、40トンといえれば大分ふえている数量ですので、ぜひひとつこれも資源ごみ、今いろいろ持ち去りとかあるのですけれども、そこら辺も十分協議しながら平成39年の浦添との清掃組合合併までは、ぜひ青葉苑で、あるいはまたほかの清掃組合とも相談しながら持続できるように頑張ってくださいと思います。以上で終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、大城常良議員の質疑を終了します。

ほかにありますか。

休憩します。

休憩(10時26分)

~~~~~

再開(10時38分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それでは、議案第38号

平成29年度中城村一般会計補正予算（第3号）について質疑いたします。

22ページの19節の負担金補助及び交付金64万6,000円、護佐丸島むん農業活性化事業補助金です。島ニンジンの洗浄機1台の購入ということですが、これで6台目ですか。これは農協の資産として農家への、その貸し出しに関してですけれども、野菜生産者組合会員ではないと貸し出しができないということを聞いていますが、その理由について伺います。

2点目、同じく22ページ、14節使用料及び賃借料重機リース料350万5,000円ですか。これは和宇慶の川と、それと安里のファミリーマートの上のほうの排水路のしゅんせつ工事の重機利用ということですが、和宇慶の川ですね、和宇慶から北浜までのしゅんせつ工事を今回やるのか、それとも途中までなのか。それと、前回しゅんせつ工事をやったのは何年前か、その点お聞きします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 では、お答えします。

島ニンジン洗い機ですけれども、会員にしか貸し出しできないのかということですが、一括交付金の補助事業ですので会員にしか貸し出しはできません。

それと河川ですけれども、4年前にしゅんせつを行っています。今回要望がありまして、北浜の自治会のほうであふれるということがありまして、予算を計上いたしまして認められています。補正予算が可決された後に、早急にしゅんせつを行っていききたいと思います。

全体的にはちょっと予算がかかるものですが、堆積している箇所が多い箇所を今回はとりあえず取り除き対応してまいりたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 この洗浄機、組合に入っていないけれども一般の方でも、この中城村の特産品であるこの島ニンジン栽培し、いろんなファーマーズとかそういったところに出しているわけです。これからもやはりこれを継承していくためには、それを一般の農家の方にも貸し出しできるように農協と協議をして、それができないか、その辺の考えは。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

まだ農協との調整を行っていないものですから、今一般に貸し出すとか、そういうことは即答はできませんけれども、今後調整して貸し出しが可能かどうか、調整を行ってまいりたいと思っています。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 農協と協議をして一般の農家の皆さんにも貸し出しができるよう、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それと、この洗浄機の機種いろいろありますよね。どういった機種か。それと、前に聞いたのですけれども、この洗浄機の音が大きすぎて畑に農機具屋があるところはいいのですけれども、ないところもあって、自宅で作る農家もいるわけです。そのときにこの洗浄機の音が大きすぎて改善できないかという、そういう話があったのですけれども、その改善されたかどうか、その辺は。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

機械については、型式がNK1500ANということで、今予定をしております。あと1点、機械の音がうるさいということがありましたけれども、改良はされていないらしいです。そのま

まの音でしかできないということで、メーカーからありました。また、家庭での使用できないかということなのですけれども、このほうは200ボルトの電気が要するということがありまして、それをまた新たに機械用の配線を設置しなければいけないということがあり、負担がかかるということもあります。以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時46分）

~~~~~

再開（10時46分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

処理能力は150キ口から200キ口時間となっております。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で、仲松正敏議員の質疑を終了します。

ほかにございますか。

新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 それでは、議案第38号 平成29年度中城村一般会計補正予算（第3号）について質疑をいたします。

まず、歳出の14ページの企画費の需用費の11節消耗品として、自治会加入へ勧誘をするためののぼりを製作するという費用だと思えますけれども、現在の自治会加入率は何パーセントなのか。これは各自治会の加入率を把握しているかどうかです。それと、今自治会は21自治会ありますよね、その中で言葉は悪いのですけれども、非常に差別されているところがあるのです。伊舎堂の下のキャスルタウン吉の浦の方々はどこの自治会にも入れないわけです。そういうのはどうするのか。そして向こうも自治会を結成しようではないかという話も出ているみたいなんです。今30戸から、40戸の方々は以前に伊舎堂

自治会に加入しようとしたら拒否されているのです。そういうのをどう解決していくか。そしてそののぼりをして、果たしてどの程度の加入率が上げられていくか、それを検討されているかどうか。これは私思うのだけれども、今の事務委託者イコール自治会長ですよ、事務委託者であるのはほとんどがもう自治会長ですよ。これは自治会長が本当に真剣に取り組むかどうかです。その辺どう考えているか、その後村長、あの向こうのちょっと名称を忘れちゃけれども、浜とか津覇はちゃんと、浜自治会とか津覇の自治会に入っていますよね。向こうだけは伊舎堂自治会が拒否しているのです。私はこれは差別ではないかと思うのです。そういうのをどうするか、向こうにも自治会をもつて結成させる以外ないのではないかと思うのです。その辺をどう考えているか、これは村長の考え方を伺います。

それと、16ページの賃金7節、臨時雇用で賃金を上げていますけれども、職員が病休ということでもありますけれども、病名についてちょっと公表できないものかどうか。

それと、19ページの1目19節の保育所等改修支援事業補助金として1,650万円、これは大育幼児学園かな、改修メニューはどういうものか、増築なのかどうかというものを直していくのか。

それと22ページ、3目の12節役務費、農業指導員の携帯電話通信運搬費ということで、1万4,000円上がっていますが、これは1カ月分なのか1年分なのか。この農業指導員はこの携帯電話をどういうことに使うのか、必要なのかどうか。

それと25ページ、2目観光費の需用費の中で、測量費16万8,000円あります。これは城跡での伊藤園のコンサートに関連するものだと思いますが、内容を説明願います。

それと27ページ、1目道路維持管理費の中で工事請負費とあります。防犯灯追加だと思いま

すが、資料は箇所はもらっていますけれども、この電気料とかそういう維持管理費は自治会負担なのか、村が負担するのか。これは363カ所の設置場所となっていますけれども、その電気料、光熱費はどうなっているか。

それと34ページ、1目社会教育総務費の中で旅費があります。県外旅費8万円、これは1人分だと思えるのですが、教育長の交流ということでありますけれども、どういう交流なのか内容を、そしてこれは教育長だけ1人行くのかどうか、1人分なのか、随行人はいないのかどうか。以上。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

企画課長 大湾朝也 それでは、新垣善功議員の質疑に対しましてお答えいたします。

2款総務費、5目企画費の需用費消耗品についてでございますが、今回自治会加入促進に向けた横断幕、のぼりに関する作成費用として計上しております。自治会への加入促進につきましては、村の重要課題として認識しております。これまでに窓口にて自治会加入を促すチラシを配布しておりますが、さらなる加入促進に向けた取り組みとして予算措置を行っております。先ほど質疑がございました自治会加入率は把握しているかという質疑に対しましては、毎年3月31日時点を基準に把握しております。ただいま資料を持ってはいたのですが、後ほど報告していきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほどの自治会加入の件でございますけれども、多少精査してみないといけないと思えるのですが、過去の慣例などいろいろ伊舎堂の中であつたとは思いますが、結果として今は自治会に加入することは可能だという話は聞いておりますので、しっかり私のほうでもこれは聴取しまして、どういう状態なのか。議員がおっしゃるように、もう入り口で閉ざされているという

ことであれば、これは余り適切ではないと思っておりますので。ちらっと聞いた話では、子供会とかそういう部分についての交流は当たり前のようにやっている話は聞いておりますので、議員が御心配しているところは私も同じところではございますので、しっかり事情を聞いてみたいと思っております。ですから、結論から言いますと、自治会加入を促進するということについては村の方針でもありますし、また今の伊舎堂がもし問題がありましたら、それをできるだけそういうことがないような形で処理をしていきたいと思っております。

今の件につきましては、私自身が聞いているところではないものですから、それは即答は避けさせていただきたいと思っております。どういう事情で新たに自治会を結成したいのかどうかも含めて、しっかり聞いた上で答弁をしたいと思っておりますので、今の件は即答は避けさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 税務課長 稲嶺盛昌。

税務課長 稲嶺盛昌 それでは、新垣善功議員御質疑の2款2項1目7節賃金についてでございます。こちらは事前の説明のほうでもあったと思いますが病氣療養ということで、地方公務員法初め村条例にのっとって診断書が提出されて病氣療養ということでの賃金になっております。ただし、申しわけございませんが病名等についてはあくまでも公表を控えさせていただきたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(11時00分)

~~~~~

再開(11時01分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 新垣善功議員の質疑にお答えします。

19ページ、3款2項1目19節の保育所等改修

事業補助金1,650万円につきましては、大育幼児学園が小規模保育事業を実施するに当たり改修する補助金であります。改修内容としましては、乳児室がありませんので、乳児室の新設と事務所の新設です。あと、トイレとか調理室の改修、電気設備の改修、屋根の遮熱工事というメニューとなっております。財源の内訳としては、国が3分の2で1,466万6,000円、村が12分の1で183万4,000円、事業所が4分の1で550万円の内訳となっております。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 新垣善功議員の質疑にお答えします。

6款1項2目の12節役務費です、通信費です。このほうは農業指導員の携帯電話料です。2,630円掛けるの5カ月分を計上してあります。指導員に関しては、各農家を指導しながら歩いているのですけれども、現在個人の携帯電話を使用しているということで、指導内容を受けたいとかあったときに、本人の携帯で電話を現在取っているものですから、それで役場の携帯を使用したいということで、今回計上しております。リースです。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えします。

25ページの7款1項2目11節の需用費、食糧費の16万8,000円の内訳を説明したいと思います。

これについては御存じのとおり、伊藤園のおーいお茶世界遺産劇場「ゆずプレミアムライブ」の開催に伴うものでございます。開催日が中城城跡で平成29年11月5日開催予定でございます。イベントとしましてはゆずのライブのほか招待客1,500人の方々を中城城跡を案内いたします。その中で、伊藤園による抹茶や水出

し緑茶の振る舞いがありまして、それとあわせて中城村の特産品を紹介しようということで、島人参ドーナツを提供する予定でございます。予定としましては、1,700個を準備したいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 では、新垣善功議員の質疑にお答えします。

27ページです。8款1目15節553万1,000円、これについては平成29年度沖縄安全対策事業補助金の追加の交付が決定しています。100%補助で今回については防犯灯・防犯カメラを2基予定しています。防犯カメラについての電気使用量については、役場のほうで維持管理をします。あと、防犯灯については、1級、2級の村道については村のほうで管理し、集落内については自治会のほうで負担をさせています。以上です。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。  
生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

34ページ、10款5項1目9節の旅費につきまして、県外旅費ですが教育委員会の主管事業として実施しております福智町児童交流事業の団長として、教育長の参加を計画しております。これまでもそうですけれども、新たな教育長が就任されたときには福智町への御紹介、御挨拶も含め参加しております。内容としましても、子供たちの交流はもちろんのことですけれども、随行する担当職員は行政間の交流もしております。これまでの経過も含めまして、兄弟都市としてこれからどう展開していくかなど、向こうの三役ともお話する機会がございますので、そこで新たな教育長も参加の上、児童交流事業として兄弟都市の交流も含め検討してまいりたいと思っております。

当初、福智町交流事業の予算は取っておりますけれども、教育長の予算がとってなかったものですから、新たに就任されたので追加分の費

用として計上しております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 まず、14ページから自治会についてですけれども、これは以前に県営第2団地をつくりました。世帯数は50戸しかないので、世帯数が少ないので伊舎堂自治会に加入させるべきではないかということでありましたが、あのときも伊舎堂自治会から拒否されて、結局はやむを得ず自治会結成したわけです。というのは、50戸というのは余にも少なすぎるのではないかという考えなのです。50戸の集落だったら伊舎堂も近いし、伊舎堂自治会に加入すべきではないかということだったが、伊舎堂自治会がそれを認めなかった。そしてその後でできた、先ほど問題にしましたキャスルタウン吉の浦は加入したいと言うのだけれども、加入させないということなのです。であれば、向こうも今40戸近くありますから、自治会結成させてもいいのではないかと、将来向こうも住宅がふえていく可能性がありますから、50戸以上になるはずですよ。そういうことを聞いているし、それで今回そういうことで伊舎堂自治会を皆さん方が指導して加入させてくれとできるのかどうか、これは伊舎堂自治会が受け入れるか受け入れないか、それは今後の協議次第だと思うのです。ひとつその辺も考慮に入れてやっていただきたい。そして、こういう加入促進をするからにはその辺の成果を上げるために、今パーセントで、それを何パーセントを目標にしているかちゃんと示してください。これは自治会長イコール事務委託者の責任でもあると思うのです。ただ、のぼりを上げて、それで加入がふえるかどうか私は疑問を持っているのです。やっぱり一軒一軒地元の自治会長が回って、加入していない方々に協力要請をして、ぜひ入ってくださいとお願いしない限り加入はふえないと思うのです。私は、自分たちが予想していた以上の成果は出ないと見ている、そうなると思

務委託者である自治会長をしっかり指導していただきたいと。副村長できますか。これは副村長の責任だと思います。

16ページについて病名は公表できないということであればいいです。後で情報収集をして聞き取りすればわかると思うのだけれど、これは労務管理がどうなっているかが私は心配しているのです。今、特に教育の現場では仕事の事務量が多く、処理できなくて、悩んで、精神的な負担がかかって、病気になっていくというのがあるものですから、それがないかどうか私は考えて質疑をしているわけです。今まで、ただ病休だからそのままかと簡単に考えていたのですけれども、今新聞でもあるように、残業問題とか事務の負担を自分だけ持ちこんでしまって、もうにっちもさっちもいなくて精神的な負担で病気になって病休をとると、これは管理者である副村長はしっかり各職員の事務分担を把握すべきだと思うのです、偏っていないかどうか。ひとつその辺副村長は職員の労務管理をしっかりやってください。

20ページ、5目の環境衛生費の11節の需用費、10万9,000円の光熱水費が計上されています。これは防犯カメラとなっていますけれども、何カ所のものか。これは防犯カメラ設置しているのですか。では、それは何の光熱費なのか。

それと先ほど質疑あったように、清掃総務費1目の中で3番議員からありました、40トンふえていると、では平成24年度は何トンで、平成28年度は何トンなのか、そういうのを言わないと、ただ40トンふえた30トンふえたではなくて、平成24年度は何トンで、平成28年度は何トンで、結果的には40トンふえているということを説明してもらわないと何倍くらいふえているのかわからないです。どのくらいふえてきているか、それを答弁求めます。以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(11時16分)

~~~~~

再開(11時17分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

副村長 比嘉忠典。

副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

自治会加入についての指導の部分の御質疑でございますが、先ほど議員がおっしゃるのは10年前の話でございます、いろいろ地域の事情も変わっていると思います。その辺を地域や自治会長からどういった状況になっているのかを再確認をしながら現在の地域が自治会を立ち上げたいということであれば、その辺の事情もお聞きをして対応をしていきたいというふうに考えております。

あと、職員の病休に対する部分については、病名については個人情報等のかかわりがございますので伏せていきたい。あと、去年から事業所に課せられた義務がございまして、ストレスチェックを去年から実施をしております。それで、ストレスがいろいろある職については医師の面談等もしながら職場の環境をどうするのかというのを、総務課を中心に我々が解決をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それでは、お答えいたします。

21ページ、11節の需用費の光熱水費につきましては、防犯カメラの電気料となります。防犯カメラの設置はこれからということになりますけれども、22本中6本が自治会持ちと、それ以外につきましては9月から来年3月までの電気料金として10万9,000円を計上しております。

続きまして、ごみの収集量についてですけれども、平成24年度が298トン、平成28年度が338トンで、差し引きで40トンと約13%の増加となっております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 副村長、確かに10年前の話ですけれども、そういう指導を、あなたも出身だからしっかり自治会とも話し合って協議をして、その下の皆さん方が伊舎堂自治会に加入できるように、ひとつ交渉していただくことを、その結果をまた後で聞きますので、よろしくをお願いします。

それと住民生活課長、今ありましたように防犯カメラは22基、そのうちの6基が自治会負担だと、これは防犯灯と一緒にのもので、その場所についても資料はもらいましたけれども、しっかりと不法投棄にも適用できるような方向で、ひとつ検討していただきたいと思います。

それと、職員の労務管理、健康管理をしっかりしていただきたい。職員が不健康だったら、村全体が不健康になりますから、ひとつしっかり職員の労務管理をしてもらいたい。それと、事務量の問題ではないかと思うのですけれども、しっかり庁内で検討をして、これでいいのかどうか、一方に事務負担がかかっていないか、負担が多くなっていないかどうか、しっかり検討してもらいたい。できましたら行政診断を入れて、これでいいのかどうかは点検すべきではないかと思うので、その点を指摘して終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、新垣善功議員の質疑を終了します。

休憩します。

休憩(11時22分)

~~~~~

再開(11時32分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

引き続き、議案第38号 平成29年度中城村一般会計補正予算(第3号)を議題としております。

ほかにありますか。

金城 章議員。

7番 金城 章議員 議案第38号 平成29年

度中城村一般会計補正予算（第3号）について  
質疑いたします。

歳出の22ページ、5目14節の使用料の先ほども仲松議員からありましたけれども、そのしゅんせつの費用、35万5,000円ですか、これは北浜、安里地区ということ聞いていますけれども、毎回のごとく、このしゅんせつしなければならぬ箇所なのですけれども、そこはもう本当そういうしゅんせつの使用賃借ではなくて、毎回そういうものが出るのではなくて、改良予算をつけてやるべきではないかと。北浜と南浜の排水路も同等、毎回詰まってしまうところ。その改良費用を出したほうがいいのではないかと思うのですけれども、その点。

あと27ページの1目道路維持費、これの15節の553万1,000円、これは補助率100%と聞いているけれども、この3万1,000円は何なのか分からなくて教えてください。

それから、28ページ、8款の1目14節使用料及び賃借料、これは奥間の河川維持のもの聞いておりますけれども、どんな工事なのか。今度の災害の件で維持管理費なのか、その点です。

それと、32ページ10款1目の19節中城中学校の創立70周年記念事業補助金ですけれども、この70周年事業という節目の事業をやるのはすばらしいことだと思いますけれども、当初予算で最初に組み込むべきだと考えますが、どうして補正で出したのか。以上。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それでは、金城議員の質疑にお答えします。

南浜、北浜のしゅんせつを行うべきではないかということなのですけれども、様子を見ながら巡回をしながら、堆積をしていけば行っていきたくと思います。また、畑からも土等が排水等に流れていって、いつも堆積していますので、巡回をしながら、農家等の指導も行ってまいり

たいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（11時38分）

~~~~~

再開（11時38分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 27ページの8款2項の1目15節の553万1,000円、何で3万1,000円もついていますかという質疑ですけれども、3万1,000円について今回は550万円の変更設計で認められています。当初の予算に3万1,000円の単費をつけてありましたので、その分がそのままついています。今回の変更は550万円、変更設計で認められています。

重機使用料については、6月19日の大雨で前半分の予算を執行して、今回足りないということで予算を計上しています。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

教育総務課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

中城中学校、創立70周年の記念事業補助金についてですが、まず当初予算で組むべきではないかということがありましたが、期生会のほうから当初は村の補助等は考えていなかったようでありました。年度がスタートしてから依頼がありまして、その部分を検討して今回補正をお願いしています。中身については、学校車とパイプ椅子、楽器等の整備をしたいということで確認しています。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 6款の5目の14節、重機使用料、これは南浜、北浜の境目の排水路も一緒ですけれども、安里も毎回のごとく詰まって、その仮部分も改良したほうが、毎年しゅんせつ費用が出なくて済むのではないかと思うのですけれども、そのこともぜひ考えていただきたい。

あと、8 款の 1 目河川維持費、使用料及び賃借料、この災害で出たものの、これは一般財源から出ているので、災害補助はないのかどうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

災害に該当しないかという話ですけれども、今回の河川の土砂撤去については、あくまでも維持管理の範囲ですので、災害に該当しないということで単費扱いとなります。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7 番 金城 章議員 32 ページの 10 款の教育費 1 目 19 節の負担金ですが、学校車が一番大きい金額だと思うのですけれども、学校車をこういう記念事業として買い与えるというのはどういう考えなのか。70 周年記念事業で学校車を買うという、実際必要な学校車は教育委員会で考えて、買うべきだと思うのですけれども、どういったことなのか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（ 1 1 時 4 4 分）

~~~~~

再 開（ 1 1 時 4 6 分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

教育総務課長 比嘉健治。

教育総務課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

教育委員会としては、各学校に公用車ということで整備するということは現在考えていません。また、今回の 70 周年記念事業等を通して、PTA 活動等、それで学校車または備品等の整備をしていきたいということで、村としてはその後押しをまたできることもあるだろうということで、今回、補助をしている状況であります。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で、金城 章議員の質疑を終了いたします。

ほかにございますか。

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質

疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 38 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第 38 号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第 38 号 平成 29 年度中城村一般会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第 38 号 平成 29 年度中城村一般会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 39 号 平成 29 年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本件については 9 月 8 日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩（ 1 1 時 5 0 分）

~~~~~

再 開（ 1 1 時 5 2 分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 39 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定

によって委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第39号は委員会付託を省略し
ます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討
論を終わります。

これから議案第39号 平成29年度中城村国民
健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決い
たします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第39号 平成29年度中城村国
民健康保険特別会計補正予算(第1号)は原案
のとおり可決されました。

日程第5 議案第40号 平成29年度中城村後
期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議
題とします。

本件については9月8日に説明を受けており
ますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質
疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま
す議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定
によって委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第40号は委員会付託を省略し
ます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討
論を終わります。

これから議案第40号 平成29年度中城村後
期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決
いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第40号 平成29年度中城村後
期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は原
案のとおり可決されました。

日程第6 議案第41号 平成29年度中城村土
地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を
議題とします。

本件については9月8日に説明を受けており
ますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質
疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま
す議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定
によって委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第41号は委員会付託を省略し
ます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討
論を終わります。

これから議案第41号 平成29年度中城村土
地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を採
決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第41号 平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第42号 平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件については9月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（11時57分）

~~~~~

再開（11時59分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第42号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第42号 平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第42号 平成29年度中城村公

共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第43号 平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件については9月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第43号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第43号 平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第43号 平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散会（12時02分）

## 平成29年第4回中城村議会定例会（第6日目）

|                        |              |                      |                  |       |
|------------------------|--------------|----------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成29年9月8日（金） |                      |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂     |                      |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開議           | 平成29年9月13日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会           | 平成29年9月13日（午前11時42分） |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号         | 氏名                   | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番           | 石原昌雄                 | 9番               | 仲真功浩  |
|                        | 2番           | 比嘉麻乃                 | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番           | 大城常良                 | 11番              | 新垣徳正  |
|                        | 4番           | 外間博則                 | 12番              | 新垣博正  |
|                        | 5番           | 仲松正敏                 | 13番              | 仲座勇   |
|                        | 6番           | 新垣貞則                 | 14番              | 新垣善功  |
|                        | 7番           | 金城章                  | 15番              | 宮城重夫  |
|                        | 8番           | 伊佐則勝                 | 16番              | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員                   |              |                      |                  |       |
| 会議録署名議員                | 2番           | 比嘉麻乃                 | 3番               | 大城常良  |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長       | 新垣親裕                 | 議事係長             | 我謝慎太郎 |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長           | 浜田京介                 | 企画課長             | 大湾朝也  |
|                        | 副村長          | 比嘉忠典                 | 企業立地・観光推進課長      | 屋良朝次  |
|                        | 教育長          | 比嘉良治                 | 都市建設課長           | 新垣正   |
|                        | 総務課長         | 与儀忍                  | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 比嘉義人  |
|                        | 住民生活課長       | 津覇盛之                 | 上下水道課長           | 仲村武宏  |
|                        | 会計管理者        | 知名勉                  | 教育総務課長           | 比嘉健治  |
|                        | 税務課長         | 稲嶺盛昌                 | 生涯学習課長           | 金城勉   |
|                        | 福祉課長         | 仲松範三                 | 教育総務課主           | 安田智   |
|                        | 健康保険課長       | 仲村盛和                 |                  |       |

## 議 事 日 程 第 4 号

| 日 程 | 件 名                                       |
|-----|-------------------------------------------|
| 第 1 | 認定第1号 平成28年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について           |
| 第 2 | 認定第2号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 第 3 | 認定第3号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 第 4 | 認定第4号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 第 5 | 認定第5号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 第 6 | 認定第6号 平成28年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 7 | 認定第7号 平成28年度中城村水道事業会計決算認定について             |
| 第 8 | 議案第44号 平成28年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分           |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

( 10時00分)

日程第1 認定第1号 平成28年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については9月11日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

まず、歳入についての質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時03分)

~~~~~

再開(10時05分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

これから質疑を行います。

仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それでは、認定第1号平成28年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についての質疑をいたします。

まず、12ページの1款1項1目2節村民税滞納繰越分、それから2項1目の2節の固定資産税滞納繰越分です。その不納欠損額がそれぞれ157万8,904円、それから固定資産税に関しては1,227万4,296円がそれぞれ計上されておりますけれども、これは平成27年度に比べますと村民税が約2倍以上、それから固定資産税に関しては2倍近くの額になっておりますけれども、その要因とは何なのかお伺いします。

それから、22ページ、13款1項4目3節幼稚園使用料の収入未済額が98万8,600円計上されております。これについては、監査委員からも改善勧告を受けておりますけれども、その要因は何なのかお伺いします。

それから、監査意見書の中の、これは多分使用料についてのことで、体育館使用料関係かと思うのですが、その中で施設使用料券売機について、本来毎月処理すべきものであるが過年度より適切な調定管理がなされてお

らず、現金清算に係る処理が不適切であるため、今後は帳簿や調定に係る管理を徹底し、事務処理の改善を行うことといたしておりますけれども、これは具体的に、この監査の指摘というものは何なのか、それをお伺いいたします。以上です。

議長 與那覇朝輝 税務課長 稲嶺盛昌。

税務課長 稲嶺盛昌 それでは、仲眞議員の御質疑にお答えいたします。

決算認定資料12ページの村民税及び固定資産税も含めてお答えさせていただきたいと思えます。平成28年度不納欠損額が1,454万8,109円、そのうち村民税、固定資産税、あと軽自動車税等々ございます。昨年に比較し、不納欠損額が増加したという中身については、御承知のとおり地方税法で税の徴収は5年で消滅いたします。その中については、生活困窮や行方不明で差し押さえ後のその後の換価する財産がないともろもろの点において、不納欠損をせざるを得ないという域に来ております。平成26年度から滞納システムというのを導入しまして、これまで紙ベースで管理してきたのをしっかり執行管理をしていく、整理していく中で、過去の既にとれるとれないものをしっかり判断してきた中で、今回過去における消滅時効、5年を経過したものがあったということで、今回システムによる滞納整理がしっかり、つまり、データの整理がきちりできたということで、不納欠損として計上させていただいております。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

教育総務課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

監査委員からの指摘がある部分についてですが、幼稚園授業料と預かり保育料、この2つの部分で幼稚園の授業料について平成15年度から平成27年度分の過年度分、預かり保育料についても平成19年度から平成27年度分ということで、

年数もたっているということもありまして、実態調査をして不納欠損するのか、または、その辺とれない部分があるのであればどうするのかということ指摘されていますので、今後改善していきたいと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。
生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。
監査委員からの指摘の内容で、本来毎月処理すべきものであるがとございますけれども、生涯学習課の施設使用料というのは毎月処理はしています。その処理の仕方としては券売機で管理しており、公園と体育館施設使用料、通学バス券などがございますけれども、現在利用申請があった方について利用申請書を提出してもらって、そこに券売機で買った利用券をつけて、それを毎月つづっています。そこで前月分のその申請書にある半券を積み上げて、翌月、その額を利用料として確定し券売機から現金を取っているのですけれども、監査委員からの指摘は、例えば大会とかがあったときに体育館を50名が利用していて、シャワーを使うときに、50名が券売機で券は買うのですけれども、50名の方全員がこの窓口で半券を提出しないケースとかがあって、そういった場合に実際40名しか提出しない場合は10枚半券がないものですから、その10枚が利用料として計上していないということがあり、この領収書の半券積み上げ方式で確定するのではなくて、実際券売機の現金で確認して処理するようにということで御指摘を受けております。

議長 與那覇朝輝 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 それでは、2回目の質疑を行います。

まず、1点目のこの滞納繰越分についてですけれども、これは今課長の説明によりますと、システムを導入したことによって平成28年度から適切に管理できるようになったと、その分において不納欠損として処理すべきものが今まで

やられていなくて、平成28年度はそのシステムを完備してしっかりと管理とできたので、その分に対して不納欠損処分としたので、例年よりも約2倍ですか、両方とも。不納欠損額が出たのだということであり、これはやはりシステムの効果が如実にあらわれた例であるかということで、この辺は評価はしていきたいと思います。

それから、2点目の幼稚園使用料の監査指摘です。ここに収入未済額が98万8,600円ありますので、これはやはり改善していただいでしっかりと対応していただければいいかと思います。指摘の内容は大体理解できました。

それから、この次の券売機管理に関する指摘ですけれども、これは大変重要な意味を持っていると思います。というのは、監査の文言の中でこういう不適切な管理だという文言を使っているのです。これは不適切という言葉はそうそう簡単には使わないので、かなり雑な金銭管理、支出管理、それがちょっとあるのではないかと、これではいけないということで不適切という文言を使ったということだろうと思いますので、やはりこの辺は重々改善していただきたいと思っています。お金を扱う部署ですので、監査はそう簡単に不適切とかそういう言葉は使わないですから、よほどのことかなということでございます。関連してもう一つお伺いしますけれども、この券の管理です。これは券の購入、それから券売枚数、そういったものをちゃんと管理もやっておられるのか、その辺ちょっと確認したいと思いますけれども。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(10時17分)

~~~~~

再開(10時18分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。  
現在使用している券売機なのですけれども、

平成9年に一度導入し5年リースが経過して、平成14年に入れかえたものなのですが、中身がロール式になっており、券数を何枚入れるのではなく、このロール式の紙に利用する際に印字される形になっております。購入した場合1枚利用券が出て、その半券を本人領収書と役場側に提出するという半券という形になっているのですが、その半券を利用申請書につづって、それを1月分まとめた額で集計はしているのですが、先ほど申し上げたように大会などで多くの人を利用する場合というのは全員が提出しないケースがあるものですから、そのされていない枚数を生涯学習課としては売り上げとして計算してなくて今回御指摘を受けております。現金主義で、例えば現金がありますので、半券はなくても現金が入っているということは利用料として購入しているわけだから、これは半券なしの未回収分の売り上げということで、毎月これは売り上げとして上げるべきという御指摘でした。今も券1枚出て半券をとる方式であり、完全な一致がちょっとできない月もあったりするものですから、その辺できちんとした未回収分の売り上げとして上げなさいという御指摘で今管理している状況です。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 内容がよくわかりました。だからそういうことで発券しているのだけれども、この券の在庫管理というのは全く今の状態ではできないと、だからそこに残った現金あるいは使用発券、現金とか発券された件数、そういうものでつじつまを合わせるしかないというふうな状況ですね。これはそういう管理から言えば、これは監査が指摘するように不適切と言われてこれはしょうがないと今感じました。だから私はこの監査が不適切と使った意味ということがよくわからなかったの、質疑したのですけれども、不適切という文言を使った意味がこれで一応理解できたのですけれども、今後

指摘されたものに関しては完全に実施してやっていただきたい。これは非常に些細なことかもしれないのですけれども、こういう管理が積み重なって最近新聞紙上でいろいろ職員の不祥事が報告されております、他市町村において。こういう小さい積み重ねが、こういうのがわからなくなるとまあいいだろうというふうな感じで、そういう不逞なやからは中城村にはいないと思うのですけれども、そういう小さいのが行く行くはそういうのにつながっていくという可能性もありますので、その辺は改善はしっかりやっていただきたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で、仲眞功浩議員の質疑を終わります。

ほかにございますか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

次に歳出についての質疑を行います。歳出1款に対する質疑を行います。よろしく願います。

休憩します。

休憩(10時23分)

~~~~~

再開(10時34分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

1款に関する歳出の質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続いて、歳出2款に対する質疑を行います。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 ちょっと休憩してから願います。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(10時34分)

~~~~~

再開(10時35分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 平成28年度歳入歳出決算書、第2款に関する質疑を行いたいと思います。

まず1点目、成果報告書のほうからお願いいたします。2ページの2款1項1目、公共施設等総合管理計画策定支援事業の中で事業概要が、本村が保有する全ての公共施設等について総合的な管理計画を作成するというので、実施前、実施後であるのですけれども、実施後のほうで公共施設に係る更新投資の試算と財政シミュレーションをすることができた。その結果、人口増減構成変化に伴う公共施設の必要性や老朽化、整備時期などについて課題を見出すことができたということになっているのですけれども、これは達成率が100%になっているわけですね。その中で事業概要のほうで、管理計画を策定するということまで書かれてはいるのですけれども、この管理計画書はでき上がったのかどうか、それを伺います。

2点目に3ページの2款1項4目16節備品購入費、その中でナンバーディスプレイ対応電話購入予定で予算措置をしていたが、購入しなかったため予算に不用が生じたということで、これは多分必要であるからこそ予算計上したと思うのですけれども、購入の必要がなくなったということになるのかと思うのですけれども、なぜ必要がなくなったのか。以上、よろしくお願いたします。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

公共施設等総合管理計画策定につきましては、平成28年度におきまして策定済みでございます。これは公共施設の全体的なものが平成28年度中に策定を終わっております。執行状況調査のほうにも上げてはいますが、今後個別の庁舎とか、個別の施設につきましてはこれから策定

をいたします。平成29年度につきましては、庁舎に係る個別計画を今契約をしているところでございます。

それから、ナンバーディスプレイ対応の電話ですけれども、実は当初それを購入の予定でございましたけれども、庁内の電話の回線がいっぱいいっぱいございまして、これ以上の電話機をふやすことができないというふうな事情から購入を控えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 1点目です。さまざまな公共施設が本村にあるものですから、ぜひひとついろいろな策定を計画的に、これはもうやっていただきたいというふうに思っております。

2点目、ナンバーディスプレイですね、これは確かにそれを導入すればいろいろ迷惑電話とかそういうのは減るだろうと思って、やはりいろいろと迷惑電話もあるかと思うのですけれども、そこでぜひ必要であるのであれば、電話の回線が足りないということであっても導入せざるを得ないのであれば、ぜひひとつ検討して、本当に電話機に対する迷惑防止ということを踏まえればこれを進めてもいいのではないかとと思うので、そこもまた協議してってください。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で、大城常良議員の質疑を終わります。

休憩します。

休憩(11時42分)

~~~~~

再開(11時48分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかにはございますか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、2款に対する質疑を終わります。

続いて、歳出3款に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続いて、歳出4款に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続いて、歳出第5款に対する質疑を行います。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 第5款に質疑をいたしたいと思います。

成果報告書48ページの中城村シルバー人材センター補助金について、平成28年度目標の会員数が100名ということで、実施後が55名で半数ほどしかまだ募られていない、目標に達していないということなのですけれども、その目標に達していない理由、どういった状況でまだ半数しかないのか、それを一つ伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、大城常良議員のシルバー人材センターに対する御質疑に答弁をいたしたいと思います。

会員数が目標100名を予定しておりましたが、平成28年度実績としまして55名と、率にして55%という結果でございますが、人材センターの基本目標、受注契約額の1,200万円、それから会員数100名ということで取り組んでまいりましたが、会員募集については広報紙に掲載したり、各家庭にチラシを配布したり、また独自で看板も設置しておりましたが目標に達成はしていないという状況です。この件に関しましては、課題として次年度に受注件数契約の増と会員数の100名という目標を再度設定しまして、取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 村の広報にも載っているし、いろいろ立て看板もつけているという状況であるということなのですけれども、私のほうにも二、三件、もう定年になったからシルバー人材センターに登録したいのだけれども、どうしたらいいですかというような話もちよっと来るものですから、確かに今まで以上に広報など強化していかないと、この100名というのはちょっと厳しいかというふうに思いますので、今やられている広報をさらに吟味して、もっと村民に対して周知できるような方法がないのかどうか、そこを徹底して行っていただきたいと思えます。やはりPDCAの改善のサイクルというのがあるものですから、そこも十分各課いろいろと踏まえて、やはり改善というのは毎年毎年推し進めていかないといけない状況にあると思えますので、これはこのシルバー人材の件だけではなくて、各課の事業に対してぜひひとつお願いしたいというふうに思って、質疑を終わります。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で、大城常良議員の質疑を終了します。

ほかにありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出第6款農林水産業費に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出第7款商工費に対する質疑を行います。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 第7款に関しまして質疑をしたいと思えます。

成果報告書52ページのほうなのですけれども、吉の浦公園施設機能強化整備事業のほうで、実

施後のほうで達成率が75%ということになっておりますけれども、この25%足りないのはどういものが足りなかったのか伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、大城常良議員の御質疑にお答えします。

吉の浦公園施設機能強化整備事業の中では、まずサッカーのスタッフベンチと、それからプロサッカーチームの受け入れ等の事業を行っているところであります。御指摘の75%の達成ということではありますが、これについてはキャンプ実施のときに参観者の数を当初1万人を予定しておりましたが、チームの状況によって当初予定していたキャンプ日数が少なくなったために7,577人の参観者になったということで75%の目標達成と記載をしております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 事業概要の中にサッカー専用芝生の適正管理や機能強化整備を行うということも含まれているものですから、その整備というのは100%行われているのか、そこを伺います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

機能強化の分については、サッカーベンチを導入しております、100%になります。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 先週も日曜日に村の陸上競技大会が開催されまして、二、三年に一遍来る老人、それからおじいちゃん、おばあちゃんが「何でこんだけ中城村の陸上競技場はすばらくなっているの」という話も伺っておりますので、ぜひひとつ維持管理ですね、しっかりやっていただいて、本村のスポーツの発展につ

なげるように、さらに邁進していただきたいと思えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で、大城常良議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出第8款土木費に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出第9款消防費に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出第10款教育費に対する質疑を行います。

休憩します。

休憩(11時05分)

~~~~~

再開(11時11分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終了いたします。

続きまして、歳出第11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費は項目が少ないですので、一括で審議したいと思えます。11款から14款までに質疑ありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号 平成28年度中城村一般会計歳入

歳出決算認定については、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第1号 平成28年度中城村一般会計歳入歳出決算認定については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

休憩します。

休憩(11時13分)

~~~~~

再開(11時23分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、日程第2 認定第2号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については9月11日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(11時25分)

~~~~~

再開(11時32分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第2号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第3 認定第3号 平成28年度中城村後

期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件については9月11日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第3号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第3号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4 認定第4号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については9月11日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第4号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第4号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 認定第5号 平成28年度中城村土

地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については9月11日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（11時36分）

~~~~~

再開（11時38分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第5号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第5号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 認定第6号 平成28年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については9月11日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第6号 平成28年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第6号 平成28年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7 認定第7号 平成28年度中城村水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本件については9月11日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第7号 平成28年度中城村水道事業会計決算認定については、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第7号 平成28年度中城村水道事業会計決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第8 議案第44号 平成28年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

本件については9月11日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号 平成28年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分については、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって議案第44号 平成28年度中城村水道

事業未処分利益剰余金の処分については、建設
常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれで散会いたします。御苦労さまでし
た。

散 会（ 1 1 時 4 2 分 ）

平成29年第4回中城村議会定例会（第18日目）

招集年月日	平成29年9月8日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成29年9月25日（午前10時00分）		
	散会	平成29年9月25日（午後2時49分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	仲真功浩
	2番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣徳正
	4番	外間博則	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	2番	比嘉麻乃	3番	大城常良
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	副村長	比嘉忠典	都市建設課長	新垣正
	教育長	比嘉良治	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	総務課長	与儀忍	上下水道課長	仲村武宏
	住民生活課長	津覇盛之	教育総務課長	比嘉健治
	会計管理者	知名勉	教育総務課長主幹	安田智
	税務課長	稲嶺盛昌		
	福祉課長	仲松範三		
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 5 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

2番 比嘉麻乃議員 それでは改めまして、おはようございます。議席番号2番比嘉麻乃です。今回は、大城議員からトップバッターを譲っていただきましたので、張り切って質問していきたいと思います。どうか皆さんも、張り切って前向きな御答弁をよろしくお願いいたします。それでは通告書に基づきまして、御質問いたします。

大枠1．子育て支援について。本村は安心して子供を産み育てる環境をつくるため子ども医療費の無料化や第3子以降保育料無料化を実施し、子育て世代を応援しています。そこで、さらなる子育て支援の一環として次のことを伺います。紙おむつを多く使用する3歳未満の子供を育てる家庭に対し燃えるごみ用指定袋(50枚)を配布する考えはないか。新庁舎に子ども課を開設する考えはないか伺います。

大枠2．北上原渋滞解消について。消防学校近く県道29号線の北向け車線の渋滞解消法はないか伺います。

大枠3．防災対策について。地震や津波・集中豪雨などの自然災害は、想像を超える力で襲ってきます。日ごろから防災対策をしておくことで被害を少なくすることができると思います。そこで本村の防災対策について伺います。

平成28年度に実施した避難訓練を伺います。

本村の4小中学校で実施している避難訓練を伺います。防災用グッズの保管場所は何カ所で何人分か。本村の自主防災組織は何団体か。

本村の防災士の人数は何人か伺います。それでは、御答弁よろしく申し上げます。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは比嘉麻乃議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、福祉課と都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番につきましても、都市建設課。大枠3番につきましては、が教育委員会、そのほかにつきましても総務課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは所見といたしまして子育て支援につきましてお答えさせていただきますが、子育て支援につきましては御質問の紙おむつ、あるいは新庁舎に対する考え方、同じお立場と申しますか、比嘉麻乃議員の子育て真っ最中の代表的な意見として真剣に考えさせていただきたいと思います。ただ、どういうことをやっているのか。あるいはどういう形になっていくのかにつきましても、これから検討させていただきたいと思いますので、ぜひ期待をしていただきたいと思います。特に新庁舎に対する考え方としましては、その場でいろんなことをスムーズに解決できるようなシステムというか、その空間を利用した形になっていくと思いますので。形はどのような形になるかはこれからですけれども、いずれにしても利用者が非常に利用しやすいような形にしていくというのはお約束できることだと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 大枠3．防災対策についての 学校における避難訓練のことについてですけれども、学校はまず第一に子供たちの安全・安心が最優先されなければならないと考えています。その意味で防災対策、防災意識の涵養はとても重要だと考えています。さらに、子供たちの訓練だけではなくて、教職員が子供たちを安全に誘導できるようにするための重要な

訓練であるという認識で訓練を実施しています。詳細に関しては主幹のほうから答えさせますので、よろしくをお願いします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 比嘉麻乃議員の御質問にお答えします。

大枠1の について、0歳から2歳の子供を持つ世帯への支援は大変重要なことだと思います。ごみ袋有料化に関しましては、ごみの排出量の削減や再資源化の推進、費用負担の公平等のメリットなどがあります。そういった点を考えると、ごみ袋の配布ではなく他の方法での子育て支援を検討したいと思います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 おはようございます。大枠1の 及び大枠2についてお答えします。

新庁舎の設計計画は、各課の間に壁や間仕切りを設けず、棚で区切っていきます。将来的な機構改革に柔軟に対応しやすい計画となっています。少子高齢化が進行する社会状況から、福祉課・健康保険課の機構改革を行う可能性は大きいと、隣り合わせの配置で計画を行っています。

大枠2 現地は、朝夕の通勤時通学車両が多くなる時間帯に慢性的な渋滞が発生している状況であるため、渋滞緩和を目的に右折帯の要望を行っておりますが、ことし5月31日に行われた中部土木事務所との意見交換会で「右折車線の設置については、現地調査の上、貴村や関係機関と連携しながら検討していきたい」との回答がありましたので、今後渋滞の早期解消を目標に継続的に要望を行っていきたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 大枠3 防災対策につきまして、平成28年度に実施しました避難訓練について、お答えいたします。平成28年6月に

土砂災害・全国防災訓練、11月に沖縄県広域地震・津波避難訓練を奥間地区で実施いたしました。平成29年1月には中城城跡で文化財消防訓練、3月11日は南浜・北浜地区で中城村地震・津波避難訓練を予定しておりましたが、天候不良により中止とし、防災講演会のみ実施しております。なお、本村におきましては、東日本大震災が起きた2011年3月11日の記憶を風化させることなく、村全体で防災意識を高めるため毎年3月11日に地震・津波避難訓練を実施しており、今後も継続したいと考えております。

次に、防災関連備品についてお答えいたします。防災関連備品は、発電機、水タンク、非常用トイレ、救助工具セット、衛星電話、非常用下着、備蓄食料などがございます。保管場所は、護佐丸歴史資料図書館備蓄倉庫と役場内に保管しております。また、備蓄食料につきましては、避難者約1,000人分の3日分を想定し、保管しております。非常用下着につきましては400枚を用意しております。

次に、自主防災組織についてお答えいたします。本日現在で2団体でございます。

次に、防災士についてお答えいたします。日本防災士機構に確認しましたところ、本村在住の防災士は、平成29年8月末現在5人でございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 大枠3 防災対策の について、お答えいたします。

例年、各学校で計画している避難訓練の内容は、不審者対応、火災対応、そして地震・津波対応があります。おおむね1学期と2学期に各1回ずつ計画しております。中城南小学校においては1学期に2回、2学期に1回計画しております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 それでは、順を追って

再質問いたします。

私はことしの3月に大阪府池田市に視察に行きました。その池田市は、村長、そして私と同じ目標である「子育て日本一」を目指しております。その池田市は子育て支援の一環といたしまして、第3子誕生でダイハツの新車を3年間無償貸し出しですとか、あと5万円が入金された通帳のプレゼントというのがありました。そして、その中に今回提案しました3歳未満のお子様のいる家庭にごみ袋の配布というのがありました。これなら私は中城村でも実現できるのではないかと考えております。今や育児に欠かすことのできない紙おむつは新生児だと1日約10枚から15枚、1歳から3歳までが平均8枚と使う量も減ってきますが、これだけの量も捨てるとなるとごみ袋の量もふえてきます。先ほど、課長のほうからごみの削減とありましたけれども、ごみ袋を配布したからといって紙おむつがふえるわけではないと思います。そして、3年間のおむつ代は約22万円かかるそうです。私が提案する50枚のごみ袋は約半年分になります。ごみ袋の購入金額は50枚で1,000円ではありませんが、子育て世代にとっては中城村から子育てを応援されているという気持ちで、それなら自分たちも子育てがんばろうという気持ちになるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

提案がありましたごみ袋の配布は子育て世帯には大変負担軽減になると思います。待機児童が4月1日時点で107名、現在は150人近くになっております。福祉課の重要課題としましては、子供を安心して産み育て、安心して仕事に復職できるように、保育の受け皿を十分確保して子育て世帯への支援を行いたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（10時15分）

~~~~~

再 開（10時15分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

ごみ袋の無料配布に関しては、環境係とも協議しながら検討していきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 現在、本村の3歳未満の人数は平成29年8月31日現在、0歳児が240名、1歳児が296名、2歳児が262名と、計798名だと思っております。約800名で計算すると80万円の費用になります。そこで、これまで子育て支援を行い、子育て世代の大きな力となってきた村長に伺います。3歳未満の子供を育てる全ての家庭に、半年分となる50枚のごみ袋を配布した場合の金額が80万円であれば、私は村の財政に大きな負担にはならないと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それではお答えいたします。

今お話を聞いている中でも、比嘉麻乃議員の御質問に大丈夫ですよとすぐお答えしたいところではございますけれども、それは少し察していただきたいということもございます。というのは、子育て支援、もちろん一生懸命やらせていただきます。それが最善の方法なのかどうかも含めて、次年度の予算、あるいは緊急に必要な部分であれば、補正予算を組むぐらいの気持ちで子育て支援には取り組んでいるつもりでございますし、方策の一つとして、今おっしゃった80万円という財政的な部分で言えば、それは村の大きな財政負担にはならないと思っておりますけれども、今のごみ袋のほうがいいのか。あるいはそれも含めて、ほかにもこういうものもあるんだとか、方法はいろんなことがあると思っておりますので、それはまた担当課も含めて協議しながらしっかりとお答えできるように今度は

準備をしまいたいと思います。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 村長の大丈夫ですよという声が聞けるように期待しております。よろしく願いいたします。日夜おむつがえを頑張っている子育て世代を応援する意味でも、ぜひ来年度の予算計上をお願いいたしまして、大枠1の子ども課開設について再質問をいたします。

去る5月23日に新庁舎視察研修で、北谷町、八重瀬町、西原町の庁舎を視察しました。私は以前から本村に役場に子ども課が設置されたいいなとずっと思っていましたので、各庁舎の子供に関する課を気にしながら視察してきました。北谷町は住民福祉部子ども家庭課、そして八重瀬町は児童家庭課、西原町は福祉部子ども課がありました。そのほかに南風原町は子ども課、読谷村は子ども未来課があり、沖縄本島の9つの全ての市です。あと6つの町村が子ども課やあるいは子育て支援課などを設置し、住民が来庁してすぐに子育てに関連する部署だとわかる課を設けております。そういうことから、本村も新庁舎建設で子ども課を設置するよい機会だと考えられますが、いかがでしょうか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

現在、子育て支援に関する業務につきましては児童手当の給付、保育所の入所手続、ひとり親世帯への支援、母子保健及び就学援助など、多岐にわたり福祉課、健康保険課、教育委員会等で手続を行っております。今後、さらに子育て支援に関する制度の変更、拡充等が想定されることから、住民の皆様方の利便性の向上、手続等の漏れ防止とともに、子育て支援に関する新たな施策の展開が図られるよう、関連する窓口の統合、新設について検討したいと考えております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 来庁者が戸惑うことなく一目でわかる住民サービスの行き届いた新庁舎を建設していただきたいと思います。子ども課とついただけで、子育て中のお父さん、お母さんは安心した気持ちで相談に訪れることができると思います。福岡県直方市は教育委員会の中に母子保健課と教育支援を担うこども育成課を設置しております。つまり保健と福祉と教育の専門職を同じフロアに集合させることで、妊娠期から思春期までの一貫した子供行政を行っています。とても私は素晴らしい行政組織だと思います。ぜひ、本村でも直方市の組織体制を参考にして取り組んでみてはどうでしょうか。その前に、先ほどから言っておりますように、沖縄県内でもいろんなところで子ども課をつくっておりますので、ぜひ新庁舎建設のときには子ども課をつくって、私もそうだったので来庁したときにどこに行けばいいのだろうかと迷いました。なので、子ども課とついただけでも、小さな子供を連れてくるお母さんはあっち行ったりこっち行ったり大変だと思うので、ぜひこの子ども課を設置していただきたいと強く要望いたしまして、今度大枠2の北上原渋滞解消について再質問いたします。

県道29号線消防学校近くの渋滞の原因は何だと思えますか。伺います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

渋滞の理由としては、南上原土地区画整理事業の人口増に伴う自然増と、今現在2車線で計画されていますけれども、平成31年度に西原の上原交差点まで4車線での改良が完了します。県としても南上原から北上原に向けての計画は南上原の土地区画整理事業が完了した後に計画を予定するという事聞いています。道路の拡張計画は時間を要することから右折だまりを早目に設置するよう要請していきたいと思って

おります。以上です。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 そうですね。南上原の人口増が原因の一つだとも思いますけれども、やはりこの右折する車両があるために、直進が進めず後続車の渋滞が生じているかと思えます。右折だまりの設置をお願いしたいと思いますけれども。その前に、この箇所は同時に赤信号に変わるのです。ですから右折するためには、どうしても無理やり信号無視をして右折しなければならないです。なので、対向車側の信号を10秒でも早くとめることによって、北向けに来る車は右折が可能になるかと思えますけれども、その時間差をつけることはできないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時27分）

~~~~~

再開（10時28分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

信号機の時差的なものについては、警察署の管轄で、当然最終的には公安委員会で対策をとるものと思えますけれども、その辺に關しての要請は検討したいと思います。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 信号の時差をつけることは、そんなには厳しいことではないと思うのです。県道29号線は右折をする場所がありましたら、時間差をつけている道路が多いのです。例えばサンヒルズの入り口だとかそういうところは、調査してみたところ10秒の差がつかっていました。10秒の間があれば右折することができます。同時に赤になってしまうと、もう後ろの車にもやはりあおられたりとかして、結局信号無視をして右折する車が多かったので、これはもう早く時間差をつけてほしいと思いま

す。右折だまりを解消するには時間差をつけるのが早いと思うので、ぜひこれは早急にやっていただきたいと思えます。来年までには北上原のほうに2園の認可保育園も開園予定されており、もっと渋滞してくると思うので、ぜひこれは早目をお願いいたします。

それでは大梓3の防災対策について、再質問いたします。本村では、いろいろと避難訓練も行っておりまして、3月11日には講演会も開催されるということで、確かにこの講演会も大切だと思えますけれども、模擬訓練の実施もとても大切だと思えます。去る9月1日は防災の日ということで、避難訓練を実施した自治体もありました。今後、村全体での避難訓練の予定はあるか伺います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

先ほどの答弁と少し重複するところがありますが、村全体としての避難訓練等を行ったことはございません。毎年3月11日には津波の避難訓練を行っておりますが、避難対象区域を1年度につき2自治会に訓練を行っております。奥間地区、浜、津覇、屋宜、添石、泊区などが既の実施済みでございます。今後、村全体として訓練ができるかどうかは検討したいと考えております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 今聞いたところ、それは下地域の避難訓練となっております。下地域では地震による津波や大雨による土砂災害、そして上地区、南上原のほうでは高い建物が多いのですけれども、高層マンションやビルの崩壊の危険性と、本村は場所によって訓練の内容が異なっていきます。その地域に適した訓練が必要だと思えますけれども、上地域での訓練は村としては考えてはいないのでしょうか、伺います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

議員おっしゃったとおり、現在の避難訓練は地震、津波を想定した訓練が主になっております。そのため下地区での避難訓練が行われています。災害につきましては、地震、津波だけではなく、土砂災害も想定されますし、議員から御質問の中でありましたようにビルの崩壊、そういうことも考えられると思います。ただ一番考えられるのは、やはり地震、津波、土砂災害でございますので、地震、津波の避難訓練を現在は優先的に実施しているところでございます。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 災害が起こり、下地域の方々が上地域に避難してきた場合は、上地域は受け入れる側としてしっかりと対応したいのですが、その対応の仕方がわかりません。受け入れる側の対応の仕方、そして災害時に避難場所となっている街区公園が避難場所としてどのような機能を果たすのか。例えば、備蓄資器材があるなら、その使用方法ですとか、あと避難所訓練、そしてその避難所訓練などの勉強会などを実施できないか伺います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

やはり現在は津波を想定した訓練が主となっております。訓練自体も津波が来たことを想定して行っております。しかし、議員から指摘ありますように、例えば上地区に避難した場合に避難所として受け入れる地域が上地区には幾つかございます。受け入れる側の訓練についても当然必要になってくるものだと考えております。今後になりますけれども、その受け入れる地域の、その地域に対する勉強会。あるいは受け入れる側の避難所開設の訓練、勉強会、そういうものは十分開催できるものと考えております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 勉強会などの実施を要望いたします。

続きましてに移ります。学校の防災対策は文科省の方針や対策を議論していると思っておりますが、上地域と下地域とではその学校の立地条件ですとか、地域の環境はさまざまではありますが、4校全く同じ訓練を行っているのでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えいたします。

まず3小学校、1中学校ありますので、地震、津波に関しましては、中城小学校、津覇小学校、中城中学校が海岸沿いにありますので、津波対応の避難訓練をいたします。中城南小学校におきましては、不審者と火災、地震の対応という形で避難訓練をしております。以上です。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 多くの避難訓練が行われていると思いますけれども、登校後の災害時に児童生徒の安全確保に重要な役割を果たすのが教職員だと思います。災害時に冷静・沈着な避難誘導が求められます。もし仮に津波があり避難指示が発令された場合、教職員と児童生徒は避難経路と避難場所は認識しているのでしょうか。津覇小学校、中城小学校、中城中学校、それぞれの避難経路と避難場所を教えてください。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えいたします。

中城小学校は避難訓練時の避難場所が、沖縄コカ・コーラボトリング中部支社のところになっております。中城中学校がゴルフ場のほうまでが避難訓練の場所になっております。津覇小学校が中城南小学校までが避難訓練の最終場所になっております。以上です。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 避難経路、避難場所を
しっかり決めているようなのですけれども、そ
の避難訓練のときは校内だけの訓練でしょうか、
それとも実際にこの経路を通してこの避難場所
に行く訓練を行っているのかどうか、伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田
智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えいたしま
す。

地震、津波対応の避難訓練を年間に組み込ん
でおりますので、実際に子供たちを誘導してそ
の避難場所まで避難訓練をいたします。津覇小
学校におきましては、避難経路がしっかりと整
備、裏の山手に設置されております。災害時の
最終目標地点は中城南小学校になりますが、避
難訓練時は近くの中城団地の上部に空き地があ
ります。海拔約50メートルぐらいはあると思
いますが、そこまで移動して集会を開いている
ところですよ。以上です。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 避難経路なのですか
けれども、台風があったときとか木が倒れてい
るときとかはないのでしょうか。定期的に点検
とかはされているのでしょうか、伺います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

避難経路が今4カ所ありますけれども、都市
建設課で定期的に年に2回草刈りをし、台風等
があれば現場を確認しながら清掃作業を行っ
ています。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 さすがです。すばらし
いです。ありがとうございます。もし、無事に
避難場所にたどり着いたときに、この避難指示
が発令された場合、保護者への引き渡しの方
法はどういうふうになっていますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田
智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えいたしま
す。

避難訓練の計画の中に学校側としては、親御
さん、保護者に引き渡しという計画の中にも文
言がきちんと記載されております。ただし、親
との連絡、こういう大災害が起きたときには電
話の使用可能であれば、電話を使って連絡は
いたしますが、電話連絡が不通の場合、そう
いったこともやはりマニュアルとして記載され
ておりますので、そういった場合は今言った
避難場所待機しておく。ですので、日ごろか
ら親御さんもこういう災害が起きた場合に
は避難場所がどこだということを知っておか
なければなりませんので、しっかり学校側は
親御さんにも避難場所はここですよという
ことを伝達する必要があります。以上です。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 では、現在は親御さん
にはこの避難場所はお知らせしていないとい
うことでしょうか。今現在は親御さんは知
らないのですか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田
智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えいたしま
す。

保護者への周知に関しましては、今中城小
学校では避難訓練とその引き渡しまでの訓
練を実施しているところです。ですから、
授業参観終わった後に避難訓練をしまして、
その後、保護者にその避難場所
で子供を引き渡して下校して
いくというふうにしている
ことは確認しております。
あと南小学校でも、一
応計画の中では保護者
への引き渡しのマニ
ュアルはきちんと記
されておりますので、
この辺保護者に周
知・徹底されている
かということで、も
しされなければし
っかりとまた校長
会などを通して、
確認してまいり
たいと思っております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 私の娘は中城南小学校なのですけれども、まだこういう避難場所だとかそういったのがわからないので、全校それは必要かと思います。おっしゃったように、災害のときには電話回線も混雑してきます。連絡がとれないと親はパニックを起こし、万が一地域の学校に迎えに行った場合、今度は保護者のほうが危険になると思うのです。車に乗って慌てて迎えにいかうとすることで、逆に津波に巻き込まれると危険なので、早目に学校は避難場所の周知を必ずやっていたほうがいいのではないかと思います。

それでは次に、防災グッズの保管場所について伺います。先ほど答弁がありましたけれども、保管場所は図書館と役場ということなのですが、全てこれ下地域なのですけれども、上地域に保管場所をつくる予定はないか伺います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

災害用の備品につきましては、護佐丸歴史資料図書館と役場内で保管しておりますが、その防災関連の備品に特化した保管場所のみをつくるという計画は現在のところはございません。ただ、公共施設としまして中城南小学校が上地区にもございます。そういう場所を利用して保管はできるものと考えております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 災害があったときには、どうしてもこういったグッズを上の方に運ぶのも大変だと思うので、上地域でも防災グッズは用意したほうがいいのではないかと思います。また、やはり災害のときに一番大切なのは食糧だと思うのですけれども、上地域にある大型スーパーと災害時の物資支援協定を結ぶ考えはないか、伺います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

大規模災害発生時におきましては、被災地主

体の災害対応能力が著しく低下することになります。このような事態に対処する手段の一つとしまして、物資の供給、医療救護活動など被災自治体をサポートする旨の協定が各自治体と民間事業所の間で結ばれております。上地区におきましては、大型スーパーが立地しております。被災時におきまして食料品や生活物資が不足する場合がございますので、物資支援協定の締結につきましては、非常に重要であると認識しております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 ぜひ、協定を結んでいただいて災害のときに食べ物に困らないようにしていただきたいと思います。

では、自主防災組織について再質問いたします。阪神淡路大震災では一番多くの人命を救ったのは地域の住民だと聞いております。そういうことから自主防災組織は必要だと考えられますけれども、本村が行っている自主防災組織の結成を促す取り組みを伺います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

自分の命は自分で守る、あるいは自分たちの地域は自分たちで守る。こういう心構えと連帯意識により、村民が主体的に防災体制を確立し、防災活動を行うことがより有効的な防災対策になるものと考えております。これまで本村におきましては、各自治会、各種団体への周知活動を実施し、各地域において自主防災組織の結成を推進しております。今後もその育成強化を図りたいと考えております。また、各地域において防災訓練等を実施することにより、地域が自主的に防災組織の結成の機運が高まるよう積極的に推進したいと考えております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 それでは、組織立ち上げの支援体制、そして財政支援を伺います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

自主防災組織結成のために自治会長あるいは各種団体への説明会は、これは当然のことだと考えております。さらに自治会に出向きまして、地域の役員等に対しても丁寧に自主防災組織の重要性を説明し、自治会からの相談あるいは不安等の払拭、そのような支援を行っております。自主防災組織の財政支援につきましては、村におきまして、中城村自主防災組織補助金交付要綱に基づきまして、交付をしております。補助金の種類としましては、要綱第4条及び5条に基づきまして、防災訓練に関する補助金につきましては、1会計年度1回に限り5万円を上限としております。また、資機材の購入補助金としまして、30万円を上限として補助金を交付しております。さらに、一般財団法人自治総合センターによりますコミュニティー助成事業というのがございます。その中に地域防災組織育成助成事業がございますので、そこからの助成金の交付も、これは応募によりますけれども、該当しましたら30万円から200万円の範囲内で財政支援がございます。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 組織結成の機運を高めるために、各自治会あるいは事務委託者会議などで説明はされているということですか。自主防災組織は地域住民が結束し、また防災訓練を通して、地域のコミュニティーの強化を図ることができると思いますので、これからも役場のさらなるバックアップをよろしく願いいたします。そして、地域の防災リーダーとなるのが防災士でございます。その防災士に期待するものは何でしょうか、伺います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

災害時におきましては、自分の安全は自分で守る、これが基本でございます。しかし、個々の力には限界があるものだと考えております。

地域、職場の防災力を高めるために日ごろから近隣、地域や職場の人たちと協力をしまして、防災・減災のための啓発活動に努めることが重要なことだと考えております。防災士にはそれぞれの現場の状況に対応しまして、リーダーシップを発揮し、防災・減災活動の中核になることを期待しております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 では、その期待している防災士育成の取り組みを伺います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

残念ながら、現在、防災士育成のために、特に村としての取り組みは行っておりません。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 防災士は、平成29年7月末現在で全国に13万2,921名いますが、県内の防災士は374人で、全国と比較してとても少ないです。その要因は何だと思えますか。伺います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

御指摘にありますように、沖縄県における防災士が一番少ないという状況であると認識しております。防災士の資格取得に関しましては、日本防災士機構が認証しました研修機関におきまして、そこでの講義を12講座以上の受講と研修レポート、それを提出した上で受験をし、合格しなければなりません。講座受講料、それから受験料、登録料含めまして、6万円程度がかかるものと考えております。経費がかかることと、沖縄県での資格取得の試験がこれまで実施されていないということがありまして、そういうことが要因で沖縄県における防災士の数が少ないものと認識しております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 そのとおりです。県内の防災士が少ないのは、資格を取得する講座を

受けるためには県外に行かなければなりません。約6万円の受講料以外にも旅費を負担しなければならないということで、防災士が県内のほうでは少ないのではないかとわれております。そこで、防災士育成費用を補助する考えはないか、伺います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

資格取得のための補助金につきましては、防災士が個人的な資格であることから、現在補助金等の交付は行っておりません。しかしながら、防災士には災害時や平時におきまして防災力を高める活動が期待できることから、他市町村の動向等を調査したいと思っております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 ある自治体では半額補助しているところもありますので、調べてみてください。あと、那覇市では多くの職員や市民が防災士の資格が取得できるようにと、次年度に市主催で講座を開催することを今検討しているそうです。そこに、中城村も一緒に講座を受けることができないかということ、また調べる必要があるのではないかと思います。それでしたら、防災士がもっとふえるのではないかと思います。防災士はやはり防災のリーダーでもありますので、ふやすためにはその必要もあると思っておりますが、いかがでしょうか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

災害時におけるリーダーの育成は非常に重要なことだと考えております。これまで沖縄県におきましては、このような講座・講習会が開催されておりません。議員がおっしゃるように、もし那覇市でそういう講座が開催できるようであれば、本村について参加が可能かどうか、問い合わせをしてみたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 那覇市でできると旅費

もかからないので、ぜひ聞いてみてください。よろしく願いいたします。災害はいつどこで発生するかわかりません。日ごろからの備えが重要だと私は思います。今こそ一人一人が何をすべきなのか、何ができるのかを考え、災害に強いまちづくりをし、安心安全な中城村であることを願ひまして、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 與那覇朝輝 以上で比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休 憩（11時00分）

~~~~~

再 開（11時10分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、大城常良議員の一般質問を許します。

3番 大城常良議員 こんにちは。議席ナンバー3番大城常良であります。議長のお許しが出ましたので、通告書に従ひまして一般質問を始めたいと思っております。

大枠1番、各学校の環境整備について伺います。平成29年度洋式トイレへの改修を小学校4カ所、中学校4カ所、各100万円の予算が計上されたが改修状況を伺います。トイレの照明、ドア、壁等の改修も必要だと思いますが予定はありますか、伺います。津覇小学校のプール施設には職員用の更衣室とシャワールームがなく支障があると思っておりますけれども、改善に向けての予定はあるのか、伺います。

大枠2番、中城村浜漁民集落センターについて伺います。浜漁民集落センターは村から佐敷、中城漁業協同組合中城支所に管理、委託され、さらに漁業協同組合と浜自治会との間で管理、委託契約書が締結されていますが運用状況を伺います。使用許可申請書には団体名で記されていますけれども、漁協関係者、あるいは浜自治会以外の個人でも使用許可申請書を出し

たら許可できるのか、伺います。

大梓3番、子供の貧困について伺います。本村における子どもの貧困の実態を把握することを目的に各小学校の5年生206名、中学校2年生を143名、その保護者349名を対象にアンケート調査が行われ、本村の貧困率が18.2%という結果が出されました。そこで伺います。5年生と中学2年生を対象とした理由を伺います。

国、県、民間による貧困対策支援制度を利用して本村でも多くの支援を行っておりますが、就学支援制度を知らない世帯が32%もいます。周知を徹底するための対策等を伺います。子どもの貧困は親の貧困、貧困の連鎖を解消するための支援策を伺います。

大梓4番、農業行政について伺います。農業委員会が10月1日より新体制で始動しますが、農業の活性化を図るためには若者の就農、あるいは農業で生活できるぐらいの収入がなければ後継者育成は厳しいと思います。そこで新規就農者育成のための村所有の研修ハウスは早期に必要なだと認識するがどのようにお考えか伺います。畑と畑の境界、放棄地からの雑草等の侵入で苦情やトラブルはないか、伺います。住宅周辺で蛇の発見件数が多くなっておりますけれども、村民の安全を守るための対策を伺います。以上、簡潔な答弁よろしくお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

まず大梓1番につきましては、教育委員会のほうでお答えをいたします。大梓2番につきましては、農林水産課。大梓3番につきましては、福祉課と教育委員会のほうでお答えをいたします。大梓4番につきましては、農林水産課と住民生活課のほうでお答えをいたします。

私のほうではお尋ねの大梓3番の子供の貧困について所見を述べさせていただきます。議員

もこども未来支援会議の、委員でございますので十分御承知だとは思いますが、常日ごろからその子供の支援も含めて、子供に関する諸会議の中で私も発言をさせていただいているのが、役場としては少しおせっかいなぐらいに、怒られるぐらいといったらちょっと語弊がありますけれども、積極的に関与していきましょと、役場のほうでしっかりその辺はバックアップしていきますので、皆さんよろしくお願いますということ述べさせていただきます。今回につきましても非常に積極的にアンケート調査を行い、そして情報公開を行って、今後の対策に役立てようという、非常に気概も感じられて、私は今回の子供の貧困についての部分は大変評価をしておりますし、またこれからも支援をしていきたいと思っております。貧困の支援につきましては、県の施策と、村の施策がございます。そういう部分でもその垣根を取っ払って、同じ中城の子供たちのために何ができるのかを考えてくれということで、非常にいい方向に進んでいるものと報告も受けておりますので、ぜひ議員もその委員でもございまして、御支援や、いろんなアイデアをいただきながら、一緒に頑張っていたきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 大梓1番の環境整備についてですが、教育環境の整備はとても重要なことで、子供たちがすくすく育つために、あるいは子供の教育をしっかりと育てていくために重要だと考えています。詳細に関しては、教育総務課長のほうからお答えさせますのでよろしくお願います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

教育総務課長 比嘉健治 大城常良議員の大梓1の 及び 、 、そして大梓3の についてお答えします。

現在小学校、中学校とも改修場所及び改修内容の調整を行い、現在中学校において改修を進めているところです。中学校においては10月初旬までに、小学校においては10月の中旬までに改修を終わる予定で、中学校については4基から6基にふえています。小学校においても両方で6基ですので、中城小学校で3基、津覇小学校で3基の改修を行うということで、日程を調整しています。

トイレの照明、ドア等についても、今回のトイレ改修に向けて学校側と現場を確認を行った際に、洋式の便器だけではなく、ドアやタイルなども一緒に改修したほうがよいのではないかとということで、補助事業がないか現在調整していきまして、再度来年度あたり、考えていきたいと思えます。

について、議員の御指摘のとおり、更衣室を整備する必要があるのではないかと現場を見て、聞き取りを行ったところ、現在は簡易的なカーテンで更衣室スペースつくって対応しているようでしたので、更衣室として管理室または倉庫あたりで設置できないかを検討して、考えていきたいと思えます。

大梓3のについては、周知を図るため、4月に沖縄県で作成された就学援助制度のチラシを学校を通して、児童生徒全員に配布しています。その配布とともに、ホームページ及び6月の広報誌に掲載し周知を図っています。また、所得課税の確定月の6月が申請時期となっていますので、6月に児童生徒を通じて保護者へ就学援助制度のお知らせと申請書も一緒に配布しています。また、提出期限の6月末を越しても随時受け付けていますので、給食費やPTA会費などの納付状況を見ながら、学校側と連携して周知を図っていききたいと思えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それでは大城常良議員の大梓2の、続きまして大梓4の、にお答えします。

大梓2の 運用状況に関しましては、主に浜自治会でのイベントなどで行われており、維持費なども浜自治会で管理・運用をしていただいています。

続きまして です。使用許可については、原則個人での使用を許可してはしません。管理している浜自治会と協議の上、判断はらせています。

続きまして大梓4の 大城議員のおっしゃるとおり、新規就農者育成のハウスは必要だと思います。しかし、これから用地を確保し、ハウスを建てるとなると予算を伴いますので、本村の財政を考えながらよい方法がないか検討してまいりたいと思えます。

続きまして 耕作放棄の土地から雑草がはみ出ているとの問い合わせは幾つかありますが、大きなトラブル等は特にございません。問い合わせがあった場所については、現地確認し土地所有者に対して文書等で指導をしております。以上です。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 大城議員の御質問にお答えします。

大梓3の 小学5年生と中学2年生を対象とした理由としては、沖縄県が平成27年10月に実施した調査と同様な内容で調査を実施し、県と同様な水準で本村の子供たちの実態を把握すること、県の調査結果と比較分析を行う目的で小学5年生と中学2年生とその保護者を対象としました。

現在、中城村では子供たちの貧困対策の取り組みとして子どもの居場所づくり事業を児童館と中学校で実施しています。児童館では週6日間夕食を提供し、夜8時ごろまで子供を預かっています。そのことによって、保護者の就

劣環境の改善を図ってもらい、貧困家庭からの脱却及び子供の社会的自立を促しています。中学校では特に不登校児童生徒に対する相談、訪問等の支援を行っています。また、ことし6月より村内の要保護・準要保護世帯を対象とした無料塾を開講し、子供たちの学力を向上させ、進学・就職に向け将来夢の持てるような支援を行っていきたくと考えています。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それでは大枠4の  
についてお答えをいたします。

雑草等の繁茂する耕作放棄地等は、ハブの生息を助長することとなり、その周辺の住宅地ではハブの出没するケースがふえるものと考えられます。住民生活課としては、現場での直接捕獲や目撃情報があれば、捕獲器使用による駆除に努めており、住民からの要望に応じてハブの捕獲器の貸し出しを無償で行っております。また、今後も耕作放棄地周辺に農林水産課とも連携して、立て看板等で注意喚起を図り、土地所有者に対しては適正な管理をするよう文書による働きかけを行ってまいります。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 それでは改めまして再質問をさせていただきます。

まず大枠1番のほうからです。学校の環境整備ということで、今御答弁いただいたのですけれども、これは当初、夏休みの期間を利用して改修をいたしますと。学校がない時期に、児童生徒の教育に支障のないようなやり方でやるということがあったのですけれども、10月に延びたのはなぜ延びたのか伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

教育総務課長 比嘉健治 それではお答えします。

6月の議会において、私どもは夏休み期間中に工事が実施できれば、生徒にも影響がないと考えて、担当職員も調整をしていましたが、先

ほど議員からもお話があったように、現場を見てみると便器だけの改修ではどうなのかという部分もありまして、学校側、担当職員ともいろいろ調整をしながら、予算の補正も考えましたが、県の補助金等がないかということで、調整したため少し時間がかかってしまいました。現在工事は入っていますが、工事の日程がおくれてしまっているような状況があります。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今の答弁を伺いましたら、とりあえず と 、これは並行して行きますので、現在の各小学校の洋式トイレの改修目標率と、それから現在の設置率をちょっとお聞かせください。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

教育総務課長 比嘉健治 それではお答えします。

現在の洋式の設置についてですが、小学校、中学校合わせて51.1%になっています。目標としましては80%を整備したいということで、以前の議会等にもお話ししていますので、それを目標に今後整備していきたいと考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 現在、中城小学校の職員用トイレは2基あるのですけれども、全て和式ですので、妊婦や来客者が来た場合、そのトイレには案内できないということで、非常に困っているという話が学校からありました。そこは優先して今回の工事の中に入っているか伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

教育総務課長 比嘉健治 お答えします。

各小中学校とも、学校側の現場の要望を確認して、どの部分をするかということ調整してきました。議員のおっしゃるように、中城小学校では職員用の女子トイレのお話がありまして、

そこを1基です。あと、1年の女子と2年の女子ということで、要望がありましたので、その整備を計画しています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 さらに、中城小学校になるのですけれども、小学校1年生と2年生のトイレが暗く、なかなか怖くて入れないという状況の子供も多々いるそうで、ほかのトイレを使用しているということもあります。そこもぜひ考慮しながら、優先順位はトイレの便器だけではなくて、先ほど課長が言われたトイレ全体の把握をしながら、直すべきはきちり直して、それをもとに学校とも十分協議しながら進めていただきたいと思います。

あと、先ほど80%が目標という中で、今51.1%。その中で中城小学校が現在39%しか達成率されていない。津覇小学校に関しては25%で、考えてみますと80%に達成するまでには、今言われた毎年3基ずつトイレの改修を行っては間に合いません。なぜかと言うと、中城小学校では年3基改修した場合、8年かかってしまう。津覇小学校に至っては、11年。これは80%達成するためにはそれだけの期間がかかってしまうということになってしまって、途方もない時間を費やしてしまうということを考えますと、やはり行政としてはその環境整備をよくするためには、優先的にこのトイレの問題というのは予算を組んで、改修計画を出すべきではないかと思うのですが、どうお考えなのか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

教育総務課長 比嘉健治 議員のおっしゃいます改修計画については、予算も伴うということもありますので、こちらとしても年次的な計画は立てていかないと財政側との調整もできないものと考えますので、また議員のおっしゃる年数、3基ずつだとそこまでかかるということもありますので、計画を立てて調整していきたいと考えます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 現在も恐らく来年度予算に向けて、各課ヒアリングも終わり、これから来年度の予算の枠組みも決定していくのだろうという時期かもしれませんが、予算、財政となれば村長の意向も聞いておかなければいけないと思いますので、先ほど言った11年、あと8年ということを考えてみますと、早目に集中的に、優先的にこのトイレの件はやるべきではないかと思うのですけれども、村長はどういうお考えなのか、伺います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

この件につきましては、教育委員会のほうとしっかり議論をしながら、議員がおっしゃったとおり、この財政が絡む話ですから優先事項をしっかりと把握しながら、こういった形でそれを成し遂げていくのか、今後の検討課題だと思っております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 村長もできるだけ前向きに、優先的に、この学校の環境整備というのは、新しい学校でも古い学校でも教育環境の格差というのはあってはならないと思いますので、ぜひ教育長を中心に改善に向けて進めていただきたい。そして、私6月議会でも提案したのですけれども、津覇幼稚園の雨降りの場合の換気扇からの雨漏りを訴えた結果、教育長みずから職員と2人で現場を見て、掃除をすれば幾分かよくなるのではないかとということで、掃除をされていたということも聞いています。私はこれは高く評価します。まさに現場を見て、そしてその長たるものが判断し、できるところは、職員それから自分も、時間があるのであれば一緒に見て対応していただき、現場の声を十分に反映させていただいて、これからも取り組んでいただきたいと思います。

次、大枠2番に移ります。浜漁港の集落セン

ターの件ですけれども、現在、課長から浜自治会に委託しているということで、私は運用状況はどうですかということをお聞きしましたが、運用状況はどうですか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

平成26年度で59件ありまして、634名の方が使用しています。平成27年度に関しては64件で836名、平成28年度では64件で836名の方が使用しています。ほとんどが浜自治会等が主な使用となっています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 確かに現在は、他公民館と変わらないぐらいの使用活動、浜の自治会、それから漁民集落センターですので、漁業協同組合も年2回ほどは使用し、地域住民との交流の場になっているということで私も適切に使用されていると思っております。なぜこの質問を出したかということ、浜のほうで話がありまして、現在個人でこの集落センターを使用したいと、営業許可を中部保健所に申請されているという話を聞きました。これは条例及び管理規則を見ればわかるとおり、そういう話は一切できないということを言ったのですが、いや、そういう話が出ていると、行政にも聞いてくれないかと話があったものですから、この話を出しているのですけれども、それに関して個人的な使用目的で、そういう話があるのかどうか、伺います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

浜自治会の個人使用があるかどうかということですが、浜自治会のほうで今現在、朝市をやっている方がいるのですが月に1回第4日曜日に、そこでかき氷と魚汁等を出

店しています。その方々が浜漁港におきまして、現在盛り上がりがないと、活性化していないということがありまして、その活性化を行いたいということがあり、そのためには営業許可証を取りたいということで、浜自治会と相談をして、調理場をお貸しできないかということがあり相談した結果、地域もしくは漁港を盛り上げるのであれば、いいのではないかとということで営業許可をもらっています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 恐らくこれは浜の漁港の方ではなくて、朝市のメンバーではあるのですけれども、漁港と自治会とは一切関係ない方ですか。お願いします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 営業許可をもらったのは前の支所長と、あとは朝市に出店なさっている方です。

3番 大城常良議員 議長、休憩をお願いします。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(11時43分)

~~~~~

再開(11時44分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

3番 大城常良議員 先ほど課長は重大な話をされて、営業許可証を申請しているという話をされていたのですけれども、営業となると、この集落センターを使って何か物を販売することになりますと、これは条例、あるいは規則第3条にある営業利用してはならないということも踏まえて、農林水産課として許可を出すのかどうか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 現在、浜自治会に委託管理しておりますの

で、浜自治会と役員、漁港と相談をしながら地域を盛り上げるため、もしくは漁港を盛り上げるためならばそこで行ってもいいということで、許可をもらって細かいことに関しては、今現在浜自治会、漁港、役場、3者で話を詰めているところです。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 営業許可、これは私は重大な条例違反だと思えます。確かに浜自治会が許可していると、これは多分許可はしていないと思えます。何でそういう話が出てくるのかという話も聞いているものですから、これは一切自治会とはまだまだ話はされていないと思う中で、どうしてこういう営業許可を先にやって進んでいるのだろうということを思っているわけです。さらに、これがもし営業許可が出て、営業を始めたとして、建物自体は無償で村が貸し出ししているわけです。これは賃貸料が発生するわけですか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

現在は地域、漁港が活性化していないということがありまして、その中で中城村の漁港を盛り上げていくということで、活性化を行いたいということで伺っていますので、賃貸使用料は受け取らないつもりです。できるだけほかの市町村や県外にも、中城漁港が活性化していますということを伝えるためにも今後そこでいろんなイベントなどで活性化のために行っていってもらいたいということで使用料は取っていません。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 漁港全体、あるいは浜自治会も含めて、さまざまなメリットがあるという話であれば、私もいささか賛成をするのですけれども、個人的にやられている方々の利益

のために無償で貸し出し、それで浜漁港が活性化するのではないかと、その活性化というのはどういう活性化なのか、お願いします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

どういった活性化なのかということでありますけれども、これにつきましてはまだ今始まったばかりですので、どういったことができるのか、またどういった事業ができるのか、そこを漁港と、あと浜自治会と話をしながら、今進めているところです。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 浜自治会、それから漁港、これには誠心誠意話をしないと私はいけないと思うのです。ただ、活性化になるからその方々に貸してやってくれと、この条例の中には備品の破損とかそういうのも全部書かれているものですから、それをどう対応するのか、そこから辺も十分話し合いをしながらしていかないとだめだと思うのです。そして、貸し出す場合には朝何時から何時までというのがあるのかどうか、1日中あけるのか、土日、あるいは朝市がある日曜日だけあけるのか、そこはどういう考え方でやっていくのか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

現在、細かいことに関しまして、浜漁港と自治会と役場で話を詰めているところです。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 条例から見ますと、私はこれは納得のいかないやり方だと思っておりますので、その件については、私も自治会や漁港の話も聞きながら、どう対応していくのか。これは注視して、これからも随時調べてみたい

と思いますので、これはまた次回申し立てます。大枠2番はこれで終了します。

次、大枠3番のほうです。子供の貧困について。先ほど課長からいろいろとお話ありました。私も委員としてそのみらい会議に入っている中で、20名以上の方々がおられるもので、いろいろ話を聞いています。中でも、そういったやり方がいいのではないのかと、あるいはそういう提言もあったのではないかということも聞いているのですけれども。このアンケートは、5月8日から17日までの実施ですが、アンケート作成、配布、回収、集計はどのように行われたのか、委託をされたのかどうか、伺います。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

アンケート作成に関しましては、平成28年3月に県より報告された「沖縄子ども調査結果概要版」を参考に作成しております。その後、中城村こども未来支援会議の委員、幼小中学校の先生方の意見を聞きました。アンケート調査は村内の小中学校に5月8日から5月17日にかけて、配布・記入をしてもらい、福祉課の囑託員が各学校を回り回収し、約2カ月半をかけて囑託員による集計と分析を行いました。去る8月9日の中城村こども未来支援会議にて集計結果を報告しております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 福祉課職員の方々は大変な仕事量がありまして、その中でもこういうアンケートをとらないと本村の現状が全然わからないということは、前々から言われておりました。沖縄県の29.9%の貧困率、果たして本村ではどうだろうということ、なかなか他市町村でもまだそのパーセントが出て来ない中での中城村の対応は本当にすばらしいものだと思いますので、ぜひ今後もこういうアンケートなりいろいろな要望があれば、随時検討して行っていただきたい。あと県のアンケートでは小学

校1年生も含まれていたかなと思っているのですけれども、村のアンケートに1年生を含まなかったのはどういう事情があったのか。それとも多岐にわたってのアンケートが厳しかったのかどうか、そこはどうですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

県のアンケート調査では、小学校1年生の保護者が対象になりました。小学校1年生の子供は含まれておりません。本村のアンケート調査は第1回目の独自のアンケート調査ということもあり、今回は子供と保護者をセットとして調査を行っております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 18.2%という率については、県に対して本村は低いレベルになっているということなのですけれども、果たしてこれが本当にこの数字で、実際はどうかかと思ったときに、要保護あるいは準要保護、それからひとり親家庭の親の貧困率、母子父子のひとり親家庭の貧困率が58.9%もあるという中で、そういった方々の子供も小学5年生と中学2年生ということになれば、その中に幾分かは入っておられるのだと思うのですが、果たして実際そういう方々の総数を見ても、その18.2%というのがちょっと低すぎるのではないかと思います。中城村の準要保護の生徒たちが、現在どんどんふえている状況にあります。9月でも271名と前年を相当上回っている中で、それに対する抑止、何がそれだけの生徒を生み出しているのかというのが判断できるのであれば、課長の御意見を伺いたいと思うのですけれども、どうですか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(11時56分)

~~~~~

再開(11時58分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

教育総務課長 比嘉健治。

教育総務課長 比嘉健治 それではお答えします。

準要保護の世帯が、議員おっしゃるように昨年に208名から271名ということでふえてはいますが、周知ができてきているという部分でふえている部分はあると思います。ただしそれを抑えるというのですか、とめるには、沖縄県全体の経済状況や、ひとり親世帯も多いという部分がありますので、ふえてきているのではないかとこのように考えます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 課長が言われたとおり、沖縄県は失業率が高く、県民所得が全国最下位で、ひとり親家庭が大分ふえてきているということもあります。これは22日の新聞にあるのですけれども、出生率は43年連続1位です。しかし、離婚率も14年連続全国1位ということは、去年も議会冒頭に言ったのですけれども、やはりそれが毎年毎年続いていると。これは本村だけではなく、沖縄県が、そういった生徒の関係も十分に把握をして、一緒にやっけていかないといけないということを常々思っているのですけれども、本村としてもこれは県の話だということではなく、本村でもその対策というのは少しずつでも前に進めていかないと、本村の現状はどうだろうと、全国では1位だけれども本村ではどれぐらいのパーセンテージが発生しているのだろうということもぜひ調べていただきたいと思います。

あと就学援助制度、32%が知らなかったという話なのですけれども、一生懸命頑張っておられるとは思いますが、県と10%の開きがあるということになってしまいますと、何か足りないと思うのです。広報のやり方で、先ほど課長はチラシを学校を通して配布、ホームページ、あるいは6月の申請書を提出したとき

にいろいろと対策を打つということなのです。さらに周知させるために何かないか。どうして30%だろうということを考えてみますと、この周知率を上げるために何かないかと思うのですが、そこはどうですか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

教育総務課長 比嘉健治 周知の方法は、これまで学校で生徒を通して保護者に配布ということで、なかなか生徒が保護者にそういった案内文を持って行かない部分も多々あると思います。あと、実施した部分については、申請する場合に所得証明書や住民票を承諾いただければ提出不要ということで、申請のしやすい、手続のしやすい方法をとっています。それから、4月に県のチラシだけを配布していますが、申請書と案内を早目に配布することでまた周知もできるのかと思います。ほかの市町村の状況も確認しながらどのように周知をしているのか、それはまた参考にしていきたいと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 この周知のやり方というのは、ぜひもう少し検討していただいて、何かが必要だと。この何かは私わからないものですから、どういう対策、あるいはどういうやり方があるのか、ぜひ徹底して議論をしていただきたいと思います。

あとは、現在、県と市町村が連携して行っている子育て世代包括支援センターの設置促進事業がありますけれども、これは県の事業としてありますが、その支援に対して我が中城村でもどういう取り組みをやるのか、それに向けて補助もあるようなのですけれども、こういった対策を立てていくのか。この促進事業自体がどういう事業なのか、伺います。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(12時04分)

~~~~~

再開（12時05分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

子育て世代包括支援センターとは、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を続けていくことであります。保健師等の専門職員が継続的な相談、及び機関につないでいき、切れ目のない支援を行うことであります。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 まさに課長が言われたとおり、これは妊娠期からある程度一定の年齢を重ねるところまで支援をしていくということであり、これは何も建物を建てるわけではなく、福祉課の中でもこの支援センターに1人担当を置いて、その中で妊婦の方々に来られた場合に、どのような経済状況か、随時少しずつやっていながら、1歳6カ月健診もあり3歳児健診もあるものですから、その中でその家庭、その方はどういう状況なのだろうか。それは先ほど麻乃議員が言った妊娠期からの助成事業というものもありますので、そこで私が言いたいのは今後新たな貧困家庭を生まないために、そういうところからやっていかないと今、貧困にある方たちはそれを是正しないといけない。しかし、これから発生するであろう方々は発生する前に予防をしてしまうということが主な支援内容になっているものです。そこはぜひ担当課として十分に協議して、取り入れられるのであれば各市町村の対応も見ながら、進めていただきたい。沖縄の正社員と、非正規社員の割合に40%以上の非正規社員がいるという中で、働いても働いても厳しい生活環境にあるというのは、これは皆さん大分前から御存じのはずです。それをワーキングプアと言うのですけれども、それをどう支援していくのか、これは沖縄県の大きな政策ではあるのですけれども、本村においても、これは沖縄県がやるのだから我々は関係ないと

いうのではなく、本村においてはどうかと置きかえて、本村で今本当に貧困にあえいでいる方々18.2%、数では簡単なのですけれども、その実態はどうか、またその後ろに潜在的な貧困を抱えている方々がないかということも、福祉あるいは健康保険課のほうでも十分考えて、対応をお願いしたいと思っております。

続きまして4番、農業行政について伺います。我々、課長の答弁を聞いていますとやはり研修センター、それからハウス、そういうのが必要であると。これは、我々一般質問のたびに必ず議員から出てくる問題であります。それを今までの一般質問の中で、担当課として今までそういうふうな議論をしたことがあるのか、伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

以前に読谷村、宜野座村に視察に行きまして、担当課職員何名かと一緒に施設を視察しました。そのときに、中城村としてもやはり必要ではないかと、新規就農者が始める前にそういった施設がないものですから、村としても必要ではないかということで課内では話はしています。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 課長、課内では話はしていると、これは全庁的に話というのは一回も今までなされなかったのか、ただその課だけで。私も一緒に宜野座と読谷に行ったのですけれども、その中で、向こうでは宜野座村農業後継者育成センターという建物もある。そして、農業先進地の施設整備、あるいは研修ハウスの貸し出し等も行っている。あと、後継者育成等も計画的に行われている。そして、後継者育成センターも平成11年度に、これはもうずっと前に開所して、30名以上の卒業生を送り出し、今では村のリーダーとして農業を率先して引っ張って

いっているというような話を伺いました。それを聞いていると、やはり本村の農業というのはまだまだおくらせているというのを本当に痛感した研修でありまして、その中で先ほど課長が必要だと言うだけではなく、それは課内だけではなく全庁的に、今後の農業として10月1日からは新しい農業委員会も始まるわけですからそれを考えて、ぜひこれは徹底して育成していってほしい。そこをひとつお願いしたいと思います。これは先ほども言ったのですけれども、担当職員はどこか単独でも研修地に研修を受けにいったことはありますか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

単独でということですが、ございません。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 これから力を入れていくためにはどうしても研修で外を見る。そして、他市町村の現場を見て、本村はおくらせているということを前提にしていけないと。本当にこの農業経営というのは、危機的な状況にあると思いますので、これは十分理解していただいて全庁的に協議して行ってください。

あとは農地中間管理機構、本村では1名が対応していると思うのですけれども、農地の貸し手、借り手の状況は、これはわからないのであればいいのですけれども、連合審査の中で聞いたものですから、どういう状況なのか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 ただいま資料が手元にございませんので後で調べて御報告したいと思います。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 これは聞いた話なので

すけれども、本村では全然やられていないと。

1件か2件、それぐらいしか貸し手がいないと。本村ではその莫大な耕作放棄地が、発生しているのだけれども、そうすると中間管理機構も利益を上げないといけないというような話がありまして、例えば木や雑草とか、育っている農地は整地しないと借り手がいないという状況では、その整地する単価に合わせてできないというような話も聞いているものですから。そこも農林水産課として、そういったことをやる場合に補助はないのか。あるいは、県の農林部会等、何をしたら解消ができるのか、そこも協議してやっていってください。

それでは のほうに移りたいと思います。これも先ほど、行政としても指導している、指導してトラブルは余りないということなんですけれども、私は「自分がやっちゃえばいいさ」と、ほかのところからどんどんいろいろな草木、そういった類のものが生えてくるが、「自分が刈っちゃえばいいんじゃないの」という話が聞こえるものですから、一生懸命やられている方がとなりの放棄地の分まで仕事量がふえている状況で、これは指導だけでいいのか。あるいは、行政としてちゃんと指導・監督して行って、境界線はやってくださいというような話まであるのかそこはどうですか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

苦情がないということは、多分議員がおっしゃるとおり隣接の地主さんの方々が、少しならば役場に届けず、自分で草を刈っていると思います。それで、苦情が少ないと認識しています。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 資料を見ても、農家数の推移、平成12年度から平成27年度まで

に、これもう3分の1以下に落ち込んでいるわけです。そういうのも考えてみますと、やはり農業は十分対応していかないと後々中城の農業が全部なくなってしまいそうな数字が出ているものですから、これは危機的な状況の数字だと思いますので、十分対応していただきたいと思っています。

あと最後に、ハブの件なのですけれども、その件で現在宜野湾署で12件発見情報があるものですから、ハブ捕獲器が今何台あるのか教えていただけますか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

現在、貸し出し可能な捕獲器の台数は15台ほどあります。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 現在、中城村では皆さんも御存じのとおり、屋敷の中までハブの出現が見られたり、あるいはあわよくばかまれそうな話もあちこちで聞くものですから、そこは発見から通報、そして捕獲まで迅速に対応できるように、広報でぜひ村民にハブを発見したらすぐここ、かまれたらすぐここというような周知をぜひ徹底してやっていってください。以上で終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（12時18分）

~~~~~

再開（13時30分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

午前中に続きまして、石原昌雄議員の一般質問を許します。

1番 石原昌雄議員 皆さん、こんにちは。議席番号1番石原昌雄、一般質問を行います。質問の前に、先日の中城村体育協会主催第62回

中城村陸上競技大会に村長を初め、多くの来賓の参加をいただき、また大会役員にも役場職員及び中学校の生徒の皆さんに御協力をいただき感謝いたします。来月の15日には中頭郡の陸上競技大会がありますので、村代表選手の活躍が期待されます。さらなる応援があればと思います。よろしくお願いします。それでは通告書に基づき、一般質問をします。

大梓1番、防犯灯などの地域安全対策について。学校安全対策については、4月からのツイタモんの導入で前進しました。次に、地域安全対策ですが、街灯の設置や防犯カメラの設置が急務であります。沖縄安全対策事業の進捗状況を伺います。各字ごとに設置計画はどうか。

特に地域の公園の防犯対策はどうか。

大梓2番、吉の浦公園整備計画について。今回の整備計画策定に大きな期待をしています。特に吉の浦公園は、当初の整備から長年の経緯があり、再整備が求められます。機能強化整備基本計画策定の進捗状況を伺います。策定委員会はあるか。どのようなメンバーが構成か。

教育委員会として特に強化する整備はあるか。

大梓3番、中城城跡と観光客について。中城城跡観光への利便性の向上と観光客にもっと記念になったりするような工夫や取り組みができないかを伺います。来客者が記念になる物品の販売はできないか。城跡内で記念写真のポイントを案内表示し、中城城跡での思い出となるような仕組みはできないか。来客者がリピーターになるような仕掛けはできないか。村民が年に一度は家族などで訪れることができるような無料チケットの発行を行い、村民が中城城跡リピーターとなる仕組みはできないか伺います。答弁よろしくお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

大梓1番につきましては、都市建設課。大梓

2番につきましては、教育委員会。大枠3番につきましては、企業立地観光推進課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは御質問の1番の防犯灯などの地域安全対策について所見を述べさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、非常に防犯カメラ等の設置は急務ということは認識はしておりますし、また積極的に防犯灯、防犯カメラ等につきましては、推進をしていきたいと思っております。安全対策をまず第一に、諸問題あるとは思いますが、村としましてはしっかりとした意思を持って、この設置には取り組んでいきたいと思っております。また、地域住民の御理解もいただけるものと確信をしております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 大枠2の吉の浦公園整備計画の進捗状況についてお答えします。

8月17日付で基本計画策定委託業務契約を締結いたしました。現在は基礎条件の整理として、各施設の現状や利用状況の整理、上位関連計画についての把握整理、県内キャンプ、スポーツ大会、イベントの実施状況や動向の情報収集、機能強化に向けての問題点の把握と対処方法の整理等の業務を行っている段階でございます。

の策定委員会については、策定委員会を設置する予定をしています。構成メンバーにつきましては、学識経験者、村内各団体から、村の体育協会、吉の浦総合スポーツクラブ、スポーツ推進委員、老人会、学童保育連絡協議会、議員、教育委員、文化協会、施設利用者等からの代表者、そして村行政職員14名以内で構成する予定を立てています。

教育委員会として特に強化する整備の件についてですが、この施設、またはこの部分を特に強化するという考えは今のところございません。今回の整備計画は、吉の浦会館を含む吉の浦公園全施設の機能強化を図ることを目指して

いきたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 大枠1の から  
についてお答えします。

防犯灯については、6月7日工事発注を行っております。防犯カメラについては、10月中旬に工事発注を行う予定をしています。村で防犯灯は全体で設置箇所が365カ所今回予定しています。その村で235基、自治会で128基、合計で365カ所を計画しています。防犯カメラについては、9自治会で20カ所設置予定しています。設置箇所については各自治会からの要望及び宜野湾警察署と調整を行い、選定をしております。

公園の設置について。吉の浦公園に防犯灯10カ所、糸蒲公園に防犯カメラ1カ所を予定しております。防犯上全ての公園に防犯カメラ等の必要性はあると思いますが、今回の交付金事業について、宜野湾警察署と調整を行った際、実際の犯罪発生箇所を確認したところ、通学路等での犯罪発生が多くあったことから、通学路や村道への防犯灯、防犯カメラの設置を優先しております。ちなみに土地区画整理事業でも山内公園に1カ所設置をしています。以上です。

訂正します、村の管理で235基、自治会で128基、計363カ所になります。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 石原昌雄議員の御質問に答弁いたしたいと思っております。

大枠3の中城城跡には年間13万人余りの観光客が来場しております。一般の観光客や各種イベントの観客に対して、来場者記念の物品販売は現在行っていませんが、議員も考えていらっしゃるように、私も来場者記念品の販売は今後必要だと思っておりますので、検討していきたいと思っております。

についてですが、中城城跡記念写真を撮影するために、現在入り口の城跡来場者記念ボー

ドを設置し、来場者に記念写真が撮れるように設置はしております。場内の記念写真撮影ポイントの表示については、世界遺産の景観に配慮する必要もありますので、生涯学習課と慎重に検討していきたいと思っております。

について、本村の観光形態は旧来物見遊山の観光で、近年の観光形態は参加型観光や着地型観光など、新しいスタイルがふえつつあります。来場者がリピーターとなる仕掛けについては、中城城跡の魅力向上を図り、中城村及び中城城跡ファンのようなものを組織的につくる必要があるのではないかと考えております。

ですが、中城村に立地する中城城跡は村民が誇りに思い、特に強い思い入れや愛着を持つ村民リピーターは重要と考えております。復帰後、中城城跡に遊園地や動物園が開園していたころ、県民の憩いの場としてにぎわっていたように、今後も村民、県民が中城城跡ヘリピーターとして、また憩いの場所として、さらには沖縄の歴史学習体験ができる仕組みを検討していきたいと考えております。御質問のありました年1回の無料チケットの発行については、中城城跡共同管理協議会に提案したいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 それでは大枠1番のほうから再質問をさせていただきます。

現在、工事の発注となっておりますけれども、具体的な工事のスケジュールと、それから次年度以降もこの事業が続くかどうかをお尋ねします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

防犯カメラ、防犯灯の工事については、来年年明けの3月いっぱいには工事を終えていきたいと思っております。それから来年もありますかという話ですが、今回の交付金事業は単年事業ですのでこととして終わります。以上です。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 今回設置されない箇所もあるので、事業が心配されるのですけれども、今回の設置予定箇所には例えば南上原地区においては、防犯カメラはありますが防犯灯が示されていないと思います。南上原地区の具体的な計画があれば教えてください。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

南上原地区については村管理で1基、自治会要望で7カ所の要望が上がっています。防犯灯も設置していきます。それからまだ予算が残っていますので、各自治会に対してもほかにあれば要望を出してくださいと投げかけしていますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 昨年あたり、資料として南上原地区の防犯灯の部分もちょっと説明を受けたところなのですが、実際に事業化されるかという期待をしているところですが、今回のこの議会に示された資料の中には実際に防犯灯の部分が余りなくて、別枠でされるのかというふうに思っていますので、またそこら辺はどうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

南上原については土地区画整理事業に伴って、今坂田線2.3キロメートルありますけれども、その部分については今防犯灯の工事を発注して、来年3月には全部完成します。以上です。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 3月までにこういう工事ができるということで、期待しております。

次に大枠2番ですが、教育長、答弁ありがとうございました。きょう担当課長はいらっしゃらないのですけれども、一応はお聞きします。陸上競技場では、管理棟の充実が必要と考えます。また、テニスコートではフェンス

の老朽化があります。壁打ちのできる場所も検討してほしいという声もあります。また、周回道路をゴムのタータンにしてほしいという要望もあり、今回これも計画に検討していかれるのかどうか。そして、公園全体の遊具や施設に加え、備品についても充実できるようにしてほしいと考えます。具体的な備品計画もありましたら、わかる範囲内でお願います。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 今の段階では、今後策定委員を招集して、2月の末ごろまでに計画の策定を完了させる予定でございます。先ほど申し上げましたけれども、策定委員以外にも有識者、例えば県協あたりのアドバイザーを招聘して、アドバイスを受けながらこの内容の吟味を進めていきたいというふうに考えているところで、具体的にこの施設をこうするというのはこれから話し合いの中で決めていくということで、今の段階では2月の末までにはこの策定を完了させていきたいと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 策定が十分議論されて、今後また長い期間の整備を期待しております。

次の大枠3番について、再度またお聞きします。来客者の声、あるいは現場にいる人たちの声を現在どのような形で採用していることがありますか、わかりましたらお願いします。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

観光客の要望の声ということですが、大きな資金がかかるものについては計画を立てながらやっております。一番お客さんからの要望が多かったのは坂道が多く、足腰の弱い方々は時間がかかり過ぎるということで、それに対して電動自動車を導入した経緯があります。それから、パンフレットの内容についても城跡の専門的な

観光ガイドブックしかありませんでしたけれども、7言語に対応した観光ガイドブックも要望に応えたということでございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 いろんなお客さんが来て、ほかの観光地と比較しながら声は出てくると思いますので、これからも拾い上げてほしいと思います。

次に村民の皆さんにおいても、知人、友人、親戚が中城に訪ねてきた場合、ほかの観光地に案内するのではなく、まず中城城跡に案内したり紹介ができるような体制になってほしいと思います。そのためにも、世界遺産中城城跡をもっと知る機会をつくってほしいと。そこで、先ほどもありましたように、家族利用券など発行して年に1度は中城城跡に行って現状を見たり、案内人の声を聞いたりして、そこで中城に来た人は必ず中城公園を一度見てから北部行くなり、南部行くなりというふうなことができるかと思います。それで再度お聞きしますけれども、その利用券についてどうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えします。

利用券については、これまで民泊のときに民泊者を城跡に案内した場合は、引率者は無料にして、民泊の方々は団体割引のお願いを管理協に行い今現在取り扱います。村民に対しての割引・無料については再度検討させていただきませんが、城跡の魅力を村民が誇りを持てるような仕組みづくりについては、広報誌などを活用して呼びかけをしていきたいと考えております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 ぜひ、また村民が城跡のほうに行く機会を多く仕組んでほしいと思い

ます。

次に、今後のグスク案内人の育成計画というのがありましたら教えてほしいと思います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

グスクボランティアガイドについては、前身としまして生涯学習課が、案内人の養成講座の一環だと認識をしておりますが、今後観光関係の人材も確保しなければならない状況でございますので、生涯学習課と協議をしまして、できる限り人材を確保できるような仕組みづくりを検討していきたいと思っています。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 成り行きは私も知ってはいるのですが、企業立地・観光推進課として今後中城城跡に来るお客さんの対応については、どうしてもそちらのほうに重きがいくと思うし、そういう面では後はそちらの課のほうで音頭をとって案内人とかを育ててほしいと思います。現状、少し言うと結構高齢化が進んでいて、今修学旅行生とかたくさん来るときには手が回らないという状況もあったりして、今後育ててほしいというふうに要望をしておきます。そして最後になりますけれども、多くの村民が来場者を歓迎し、目標が達成できるような取り組みを村長を初め、頑張ってもらうことを期待して一般質問は終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で石原昌雄議員の一般質問を終わります。

続きまして金城 章議員の一般質問を許します。

7番 金城 章議員 改めて、こんにちは。それでは議長の許可を得ましたので、一般質問に移りたいと思います。通告書を読み上げて、質問に変えたいと思います。大枠1．災害対策についてであります。 去る6月19日から20日

の沖縄県中城村においても、豪雨にての村内の災害が起こったはずで、災害状況は何力所でどのような災害があり、また各力所の対策をどのように考えているのか。今議会の補正予算にも組んで、すばやい対応です。これはすばらしいことだと思いますけれども、どのように対策を講じるのか、ぜひお聞かせください。

大枠2．庁舎建設についてであります。これも、この庁舎建設も庁舎が完了するまでぜひ質問したいと思っていますので、ぜひよろしくお願い致します。 庁舎建設の進捗状況はどうか。

今年度内での施工業者への入札の考えはあるかどうか。できるかどうかです。

大枠3．道路行政についてであります。 県道29号線の道路改良計画（北上原から登又）への県への要請をどのように考えているか。これは県道ですので、村の考えをぜひ県にいろんな形で要請できるかどうかの問題で今回質問に上げました。 県道29号線とあわせ国道329号より県道29号線へ、私は東西線と言っておりますが、その要請の計画はあるかどうか。 安里地区において330番地の上のほうの道路計画、あるかどうか。これは大雨のために相当な水量がこの土地と隣接する4カ所の私有地に相当な水の流れがあって、どうしても排水路の整備とか道路整備を考えていただかないといけないと思って、この質問を出しております。

大枠4．環境整備について。 村道の管理体制の取り組みにおいて、今各自治会の助成金の考えはあるかどうか。今、各自治会主幹道路として安里中央線、当間前原線、屋宜被留線とかいろいろありますけれども、そこはほとんどこの道路の近隣の方が意外と整備している方が多くて、そこでまた草花等が多く植えられています。村の管理は、その方々によって多分大分管理しなくてもいいような状況にあると思いますが、それをもっと見栄えよくするために助成金の考えはないかどうか。 維持管理職員におい

て、環境整備の管理状況はどのような計画で行っているか。本村南上原の整備完了目前であるが、別地区の計画は。いわゆるポスト南上原をどのように考えているか。このことについてもこれから中城がいろんな生活環境が変わっております。また、中城の生活環境、自然を生かした計画をまたこれからポスト南上原にあてて、どこを計画してどのような計画にするのかということで質問を出しましたので、以上よろしくをお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、総務課。大枠2番、3番、4番につきましては、都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、御質問の庁舎建設について所見を述べさせていただきます。おかげさまでもちまして庁舎建設、今場所の決定を終わり、実施計画に入っている段階でございます。我々の庁舎というのはある意味、後発組の強みといいますか、今までのいろんな例のいいところをいいとどりと言いますか、そういうことができるアドバンテージがあると思っておりますので、もちろん村民の皆さん、議員の皆さん、いろんな方々からの意見を聞きながら、利用者にとって非常に利用のしやすい庁舎にしていきたいと思っております。また今後とも皆さんの御協力もいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 災害対策についてお答えいたします。

6月19日の記録的大雨により、沖縄県内各地で冠水や土砂くずれなどが発生しました。村内におきましても、これまでにない大雨による多

くの災害が起きております。村内における災害の状況は、村が把握している部分で、道路の洗掘や陥没が4カ所、道路の冠水及び河川の氾濫が24カ所。土砂災害が7カ所。家屋及び敷地内への浸水が52件となっております。それぞれの災害箇所につきまして、村にいて復旧及び対策を講じることができる箇所については、ほとんど終えております。村道ウフクビリ線、村道奥間南上原線、南上原歴史の道付近及び中城城跡内の比較的大規模な土砂災害につきましては、今議会で災害復旧関連の予算を議決していただきましたので、今後、復旧工事を実施する予定でございます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

先ほど総務課長からも答弁ありましたけれども、関連しますので大枠1から大枠4についてお答えします。今回の災害、都市建設課のほうでウフクビリ線、奥間南上原線沿いの地すべりの箇所については応急処置としてブルーシート張りを行っています。それから、トン土のうの設置をしている状況で、ウフクビリ線は現在も片側通行となっております。本復旧の対策工事は災害補助を受けての工事となるため、工法等も含め県と現在調整中であります。

大枠2 . と についてまとめてお答えします。新庁舎建設の進捗状況は、土質調査業務を終え、基本設計の案の縦覧を行い、第2回の建設検討委員会を9月8日に行っています。基本計画の案を諮問し、基本設計を村長に答申してまいりました。次に行うのは、開発申請、実施設計を行ってまいります。工事は次年度に予定しておりますので、今年度内の入札予定はございません。

大枠3 . について、南上原地区の区画整理事業の進捗に伴い、県道29号線の利用者がふえ、慢性的な交通状態が発生しているため2車線から4車線への拡張を要望していますが、中部土

木事務所との意見交換会で「現在西原町上原交差点以南(翁長から上原)の整備事業を進めていますが、これが平成31年度完了予定と聞いています。県としては、南上原土地区画整理事業が完了してから検証を行い、計画するとの回答がありました。交通渋滞の緩和及び交通事故減少を目的に、引き続き拡張整備の早期実施を要望していきたくて考えております。

について、議会において何度か答弁していますが宜野湾市の西海岸と、中城村の国道329号をつなぐ「宜野湾横断道路」の計画は、普天間飛行場の返還を見据えた構想としてはありますが、基地返還の長期化に伴い、実施計画は未定となっている状況であります。国・県に対しても行政懇談会で要望していますが、国・県からの回答としては、新規路線としての採択としては、時間がかかるということの回答でした。

について、村道安里後原線についてはモデル事業で整備を行っています。拡張計画の予定は今のところは持っていません。

大枠4 . について、現時点で各自治会みずから村道を管理したいとの要望や相談はいただいたことにはございませんので、助成金等は必要ないと思います。また、要望があれば自治会等が活用できる地域活動支援事業という道路整備等が行える補助金がございますので、この事業を活用してください。

現在5名の臨時職員と1名の日々雇用の体制で管理をしており、歴史の道を中心に、村道、糸蒲公園を含む6カ所の公園の草刈り等を行っています。特に歴史の道の管理については、約6.4キロメートルの延長があり、梅雨明けの草刈り作業に2カ月以上かかる場合もあるため、苦慮することもあります。年2回地域住民によって行われる一斉清掃で、草刈りに関する要望等の問い合わせは前年度よりも格段に減少しています。今後とも地域住民の協力も得ながら、より一層村道の環境整備に取り組んでいきたい

と思っています。

について、南上原土地区画整理事業も、平成32年に換地処分を予定しておりますので、まちづくりの拠点形成の可能性として幾つかの地区を検討しております。総合計画や都市計画マスタープランと整合性を図りながら検討を行っていきたくてと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 それでは、1番の災害対策について再質問させていただきます。

今回この道路に関して4カ所、排水の氾濫、床上浸水がありました。これは予測していた場所起きたのかどうかお答えできますか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩(14時11分)

~~~~~

再 開(14時12分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

道路の洗掘、それから陥没が4カ所ですけれども、これにつきましては全く当初から予測しているものではございません。河川の氾濫の中で何カ所かは以前にも氾濫を起こしたことがあります。今回のような異常的といえますか、今回の大雨には河川の容量が耐え切れなかったと考えております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 この家屋の浸水は予測していた地域が多かったのですか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

家屋等の浸水が5件ほどございました。家屋とそれから敷地内への浸水を含めると、たしか52件あったと思います。これまで、敷地内への浸水というのは特に、1カ所あるいは2カ所についてはこれまででもございましたので、恐らく予測はできたものだとは思いますが、それ以

外につきましては特に予測ができたものではないと思います。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 今度の浸水や排水路の氾濫は、以前からよく起こる場所が何カ所かあります。その対策を講じないと、毎回雨のたびに浸水し、氾濫する箇所ですので、そこは私の出身の安里地区もありまして、北浜、南浜地区、浜地区も、ほとんどこの箇所は毎回氾濫し、また屋敷内浸水も意外と起こっている場所があります。ぜひ、対策を講じないといけないと。今度の補正予算で、浚渫の予算も入っていましたけれども、毎回そういうもので充てるのではなく、住民に迷惑をかけない程度の対策は講じるべきだと思います。どのような対策を考えているのか、お答えできますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、以前から気になるようなところにつきましては、村としましてどのような改善ができるのかを検討しなければならないと考えております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 それでは、また都市建設課長と農林水産課長に同じ質問です。どういう対策を考えているか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 どのような対策で改善されるかという質問ですけれども、実際今回の氾濫した箇所については、ほとんどが山からの木々等で詰まってしまって、それが最大の原因だと思っています。今浚渫してもすぐ流れるわけではなく、今回と今までの例を見ると、大木が原因であります。奥間も今回そうだったのですけれども、大木で挟まって排水が機能していないというのがありますので、維持管理として、雨が降った場合は河川を回りながら木々等を取り除いていきたいと思っています。今後は維

持管理の範囲で徹底して見回っていきたくと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

今回あふれたところは補正予算を組みまして、浚渫を行うことになっています。ほとんどが土地改良区の排水のほうに詰まっているということで、最近ですが土地改良区を回りながら、どこが詰まっているのか検証して、今後も大雨が降った場合には、その前に浚渫を行っていきたくと思います。それから、土地改良区の周辺の畑の皆さんにも草等が生えていたら、できるだけお願いをして取り除いてもらい、対策を行っていきたくと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 ぜひ、同じ箇所が氾濫し、毎回雨のたびに、家屋の浸水、河川の氾濫は防がなければいけないと思いますので、今の答弁のごとく、ぜひ未然にやっていただきたいと思っています。この災害については、また別の議員から通告書が出ていて、質問すると思いますので、ぜひ早目の対策をお願いします。

それと、砂防ダムも意外と機能していないのです。やはりつくってもつくっても今の山崩れ、土砂崩れ、奥間も安里もそうかもしれませんが、そこに大型化ができればと思っています。ぜひその辺も下地区の排水路の浚渫とか改善もそうですけれども、上地区の土砂崩れの養生も考えていただき、進めていただきたいと思っています。

続いて、庁舎建設でありますけれども、少しだけ課長から、今年度内では業者への施工の入札はできないということですのですけれども、現在基本設計はできて答申も終えて、これから設計が何月までに終わり、庁舎建設に入る業者を選挙、着工し新庁舎が完了するまでの期間、工程を答

弁お願いします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

建設工事ができないのではなくて、今年度はあくまでも基本設計と実施設計の予定でしたので、工事については来年の8月以降に予定して2カ年を予定しています。平成33年1月の正月には引っ越しできるかと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 あと2年半ですか、毎回庁舎建設のたびに同じことを言うのですけれども、本当に今にも壊れそうなこの現庁舎を早く移転していただきたくて、庁舎建設の質問を毎回出しております。基本計画ができて実施設計も早目に仕上げ、新庁舎建設に早目に取り組んでいただきたい。それと前回の庁舎の説明では津波対策で浸水の高さにはまだ達していないという話でしたけれども、この津波対策は新庁舎のかさ上げ等は大丈夫ですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

現庁舎の位置は浸水区域が1メートルありまして、それをかさ上げして今のファミリーマートの下の道路と重ね合わせていきますので、確かに浸水区域の中の下駐車場については、浸水する部分はありますけれども、1メートルかさ上げすることによって回避できるかと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 浸水区域もかさ上げによって解消されますので、ぜひ早目の執行をお願いします。今検討委員会でいろんな設計変更とか、午前中に比嘉麻乃議員からも質疑ありましたが、新しい課の設置要望がありましたけれども、庁舎の広さは検討して広げたいと思いますけれども、この庁舎内のゆとりは大丈夫ですか。将来的な人口増に対しての面積のゆとりです。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

新しい行政改革も含めて、事務室の面積については現在の事務室より1.5倍から2倍ぐらいの面積を擁していますので、十分に機構改革の範囲で面積調整できます。それは心配ないと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 ぜひ、早目に新庁舎ができることを願っております。後退することなく早目に進めていただきたいと思います。

続いて3の道路行政に移りますけれども、現在普天間飛行場、これは県の財政からもらった資料でありますけれども、東西道路は確かに今課長が答弁なさったとおり、この点線で中城には構想しかないのです。この構想があって、協議で普天間飛行場が返還した後にとの答弁は毎回のごとく、東西道路を考えるとということで、国の意見と県の意見、そこは返ってくるという話ですけれども、答弁では。別の地域でも地域からの要望で主幹道路、いろんな計画道路。このサンライズ推進協議会では国道329号バイパスを要請したと思いますけれども、私が言う東西道路は北と宜野湾向けのその道、それも地域の利用しやすい道路体系を、要する村で要請書を作成し、県に要請したほうがいいのではないのかと。別の地域でそういう要請が受けられた事例が、県、国の国道、県道において、あるかどうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 今の質問にお答えします。

要請という話はですけれども、国道バイパス、西原バイパスについても、サンライズ協議会で要請文をまとめて行っています。これも国の南部国道事務所が図面を描き、法線も描き、その中で90%ぐらい煮詰まってきたから、南部国道事務所から要請を国にしたほうがいいというこ

とで、これは国主導でやっています。県道についても、県の計画があるのであれば、早期事業に向けて村議会なりにでも要請して意見書採択して沖縄県及び県議会に要請を行うことで事業化が進展すると思います。宜野湾横断道路については本当に何もまだ見えてこないのです。中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想がありますけれども、この中では明確にあります。これは平成25年1月に沖縄県と関係市町村で作成したものであって、大山から津覇までの横断道路は明確にあり、横断図、縦断図、法線もありますので、基地返還後には、事業採択に向けての要請を行う必要があります。この構想も県の21世紀ビジョンの中にちゃんとたわわております。事業採択については段階を踏んでの養成が必要であり、幾ら議会で要請をしても新規路線事業採択というのは厳しいのかと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 今の課長のこの構想もいいのですけれども、時代は進んで中城村のこの道路の利用度もどういう形で利用するかというのは、やっぱりこれから考えていくべきだと思うのです。私が、前々からよく議会で言うのは村長と課長に図面を渡しましたけれども、新庁舎ができて、当間前原線から上に突っ切って、若南線に通して県道29号線につなぐと。また、新庁舎もそこに来ることで、この道路は上地区と下地区の幹線道路としては相当生きてくるだろうと思うのです。今の奥間から新垣を通して上る県道よりはもっと利用度が高まると思うのですけれども、そういった要請はぜひ、この県・国の構想も確かに年度内のビジョンとして上がるのですけれども、この要請はあくまでこの地域が要請をして、利用度の高いインフラ整備をするべきではないかと、要請もするべきではないかと思うのですけれども。先ほど課長の答弁にありましたけれども、この要請書を作成

して県に上げる分にはそんなに予算はかからないと思うのですけれども、要請書を作成して県に要請する予算はつけれるかどうか。村長はどうお答えです。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今図面を拝見させてもらいましたけれども、要請すること自体は別に問題なくできるような気はいたします。ただ、この図面を持って行ってこんな感じでどうかとか、そういうことではなくて、議員のおっしゃる利用度というのはこれはB/C(ビーバイシー)でしたか、も含めてどれだけの費用対効果が望めるのかも含めた形でしかできないと思いますし、また村道とはいえ補助金なしでは当然できるものではないし、県道のつけかえというのはこれはまた言語道断というような形でもございますし、いろんな消去法でやったときに、では一番何がいいかということは、これから考えなくてはいいことだとは思いますが、ただ要請やれ要請やれでも、その辺は御理解いただきたいところはやっぱり適宜に効果的に要請活動もやらないと、また来たかで終わってもこれは村にとって益になるとは思いませんので、当然毎回のように議会でお話はさせていただきますけれども、損益に絡むものであれば積極的にやらせていただきますし、これから真剣に考えていきたいとは思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 今話している県道29号線、これは先ほど都市建設課長から答弁ありましたとおり、今西原の上原でとまりそうで、翁長から上原まで、南上原換地後にまたこの県道29号線の拡張が始まる。現在北上原から登又までは全然何の計画も出されていない。逆に今南上原の北側から、ローソン前の地区からこの県道29号線の北上原地域、新垣、登又、この県の構想では今の安谷屋までなっているのです。そ

れを県の構想で沖縄市まで持って行こうという新たな構想、これはまだビジョンにも載っていないものでありますけれども、安谷屋の高速入り口も混んでいますよね。毎回朝夕混む。午前中に比嘉麻乃議員からあった、県道29号線北上原も混む、サンヒルズ前も混む、新垣も、皆意外と混雑するところ、この県道29号線の拡張計画と合わせて、この私が図面あげたこの若南線のような通りで、高低差が少ないからどうなのかということと合わせて要請とか要望しないと、この東西線というのはおっしゃるとおり、普天間返還に合わせてつくられるかもしれません。これが何十年後になるか、皆さんが生きている間にできるか。しかし、この県道拡張の計画が上がった段階でその東西線も引っ張っていく計画を要請しないといけないのではないかと思うのです。今、村長は利用度があるかどうかで計画したいという話ですけれども、この県道の拡張計画があったら、利用度は高まると思うのです。ぜひこの要請書を作成するのはそんなにお金がかからないと思うのです。いろんなところで要請運動が起きて、今度、伊是名・伊平屋の大橋もかかるそうですね、何百億円もかけて。国レベルの予算にあるのですけれども、これに載っている伊良部大橋も340億円かけて要請してつくられてあります。この東西道路なんかそれに比べたらかわいい予算だと思うのですけれども。また、県道を村道に格下げして、新たな道路になるのも、県道32号線でしたか、村道に格下げもなるかもしれませんが、新たな県道がまた東西道路としてできれば相当の利用価値だと思うのですけれども、ぜひ今北上原、登又とか、またポスト南上原にかわる地域が出てくると思います。その前に県道拡張も計画を要請し、この県道29号線と国道329号をつなぐ路線はどうしても先に要請していただきたいと思っております。ぜひ、この要請書の費用を考えていただきたい。

次、安里の後原道は、先ほど話したとおり大雨のたびに本当に崩れそうで、どうしても排水の整備、道路計画も考えていただきたい。今、家屋がなければ道路新設はできないという話をよく聞きますけれども、この道路ができれば何件かおうちが建ちそうなのです。ぜひ、今後の計画に取り入れていただきたい。

次、環境整備にお伺いします。今、課長から答弁ありました地域活性化の資金で各地域から上げていただければ、いろんな助成予算があるという話ですけれども、安里中央と当間前原線、屋宜被留線、先ほど話したとおりこの地域が管理しているのです。少しばかり、この花の苗代の補助金もぜひ考えていただきたい。各自治体に地域に花の苗の支給などがあるかどうか、答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 安里中央線と当間前原線は自治会と老人クラブが花植え等をしていて、本当に都市建設課としても喜んでいる次第です。花の苗代は、当間自治会からも老人クラブがやりたいということで申請には来ていました。それで私たちも花の苗代を出そうということでやったのですけれども、当間自治会から取り下げがあり今はないです。安里からも老人クラブでもいいです、自治会からでもいいですので花代、肥料代が必要であれば都市建設課の支援事業で出していきます。それと農林水産課のほうで花の緑化運動で花がもらえenと思います。ぜひ村道いっぱいの花を咲かせてください。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。
7番 金城 章議員 ありがとうございます。たくさんもらいに行きたいと思っております。小さい花ではあるのですけれども、この道路を通る皆さんが心とむような道ができれば、村道としてもいい環境になると思います。ぜひその面で地域には今課長が答弁した費用も御存じな

いだろうと思いますので、各地域にも連絡していただき、各地域で利用するようにぜひ取り組んでほしいと願っております。この維持管理職員、これも人数が足りなくて一生懸命やっていらっしゃるのを道路を通るとき、暑い中本当に一生懸命やってらっしゃるのはわかります。しかし、これは1番と絡めて、この質疑を出しているのですけれども、毎回同じところ、これもどう対策を講じればいいのか。今、国道が除草剤をまいています。村としてはどうですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

国道関係維持管理に問い合わせをしたところ、ラウンドアップをかけていると、ただ人が少ないところでは利用していますよという回答があり、うちも村道であればラウンドアップをまいてもいいのかと思っていますがただ安全ですということでない地域住民というのは不安がありますので、その辺を注意しながら利用していきたいと思っていますけれども、今のところは予定はしてません。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 やはり除草剤は、課長のおっしゃるとおり人害もまた考えないといけないところです。最近国道329号で、除草剤をまいているものですから。

続いて 南上原です。やはり中城の自然を残しながら、またポスト南上原もどの地域になるのかわかりませんが、そこを目指していかないといけないと思います。中城では村長初め、優良田園住宅の条例もつくりましたし、いろんな地域づくりがあるのですけれども、これからの計画としてどういった場所に南上原にかわる地域をつくっていくのか。上地区は南上原を主体として、人口が大分増加していますけれども、下地区にどうか考えられないものなのか。下地区に人口をふやすためにも、考えられるかどうかお伺いします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

確かに、次のポスト南上原はどこですかという話ですけれども、実際は自然的に考えれば県道32号線から北側、井水原あたりから北上原の一部かなと思っていますけれども、先ほど議員もおっしゃったとおり、本当に人口が一極集中していいのかという議論もしないと、次の展開ができないと思っています。それと役場庁舎建設周辺は、今タウン地区として住宅地にしたほうがいいのではないかということで、うちのマスタープランは今改正中ですが、来月議員の皆さんと一緒に都市マスタープラン改正の説明会を行いますので、その中で皆さん方の意見も聞きたいと思っています。ぜひ次のポスト南上原か登又か当間地区なのか。ただ、今の那覇広域の中ではとても役場周辺の開発が厳しいところになっていますので、その辺はどうしても上地区に行くのかと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 ぜひ、上地区だけではなくて、下地区でそういったいい環境、生活環境の良い場所を設定して、考えていただきたい。中城のよさが私自身はこの自然だと思っているのです。今、南上原は都市化の土地改良区になってしまいましたけれども、あのまちもまたあのまちで、また別の魅力があります。しかし、一番の中城のよさは自然だと思うのです。この自然の中にある住宅をどう考えるかということは、本当にこれから村長を初め皆さん、また私も一緒にいろんな話し合いをしていきたい。優良田園をつくるときに、村長も自然の中の住宅というよさを感じて、優良田園条例を設定しましたけれども、一言だけ村長、このこれからのまちづくり、どういったまちづくりをやっていくのか。また、その整備に係るまちづくりが中城に見合っているのか、一言だけいただけますか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

いろんなマスタープランだとか4次振計だとかここにおいてお話しをいたしますけれども、下地区においては実はもう答えはわかり切っております。もう法律の範囲内でできるものは優良田園住宅の受け皿、それと緩和区域程度の受け皿しかございません。ですから抜本的に下地区の緑を残しながら、それでいて住宅も建てて、そして人口がふえて活性化が拍車をかけるように伸びていくというのは、短絡的に話をいたしますけれども、法律を変える、この一点でございます。都市計画区域内をどうやって理解を求めていくか。宮城重夫議員の質問だったと思いますが、離脱まで踏み込んだ話をさせていただきましたが、これが現実に伴うのかどうかは別にして、答えは実はもう決まっていることで、土地の選択肢を広げるというのはその一点だけでございます。上地区についてはいろんな開発、南上原も開発しましたし、それに付随していった、先ほど課長からも答弁ありました井水原、登又、北上原、広がる大地はございますので、それをどう開発していくか。この上地区と下地区は非常に色が違うといいますが、考え方の違いで今後の発展をつくっていくものだと思っておりますので、これは私の任期中も含めて一生懸命取り組んで、できれば抜本的に解決をしていく術を、いろんな力を利用してやっていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 ぜひ、法律改定ですね。しかしながら、調整区域から外していただいてそれを取り組むのもいいのですけれども、ぜひできるだけ自然を残す、緑を添えつける環境づくり、都市化であって緑がないような都市化はどうかと私自身思っておりますので、そこも取り入れながらの改革、ぜひよろしく願います。以上で7番金城 章の質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で金城 章議員の一般質問を終わります。

これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 (1 4 時 4 9 分)

平成29年第4回中城村議会定例会（第19日目）

招集年月日	平成29年9月8日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成29年9月26日（午前10時00分）		
	散会	平成29年9月26日（午後2時31分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	仲真功浩
	2番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣徳正
	4番	外間博則	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	2番	比嘉麻乃	3番	大城常良
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	新垣正
	総務課長	与儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	知名勉	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長	稲嶺盛昌	教育総務課主	安田智
	福祉課長	仲松範三		
	健康保険課長	仲村盛和		

議事日程第6号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 おはようございます。議長の許可を得ましたので、質問通告書の順番に従って一般質問を行います。

大枠の1番、平和教育の充実に向けて。中城村の沖縄戦について聞き取り調査、戦場となった現場調査等の進捗状況をお伺いいたします。平和ガイドの養成について、どのような取り組みをなされてきたかを伺います。フィールドワーク等で活用できる「パネル説明板」等の教材づくりが必要と考えるが、作成にに取り組む考えはないか、お伺いいたします。

大枠の2番、子どもの貧困問題解消に向けて。

5月に実施した小学校5年生、中学校2年生を対象としたアンケート調査の結果から、全体を通して18.2%が貧困層にあたるのが浮き彫りになりました。率直な感想をお伺いいたします。約50%、これは貧困世帯を捉えて数字でありますので、よろしく願います。約50%が赤字で生活している。48%がぎりぎり生活している。余裕があるが2%という結果をどのように受けとめているかをお伺いいたします。

就学援助制度について。「制度を知らない」と答えた世帯が32%、「周囲が気になり利用していない」というのが12%の結果を受けて、今後これらについてどのように取り組むかを伺います。沖縄県の資料によると保護者の「非正規雇用の増大」なども子どもの貧困問題に影響を与えている背景を指摘しております。今後本村でも実態を明らかにし、対策を講ずるべきと考えるが所見をお伺いいたします。

大枠の3番、ごみの不法投棄問題についてであります。ごみの不法投棄が依然として変わらず、当局もその解決に向けてさまざまな対策を講じてきていますが、広く村民にもその問題を共に考える機会を持つべきと考えるが、所見を伺います。処理費用にも限界があり今後、年に数回ボランティアを募り処理していく考えはないか、お伺いいたします。

質問には各議員からの一般質問で、今議会にも上げられておりますので、特に2番ですね。重なるところがあるかとは思いますが、御答弁をよろしく願います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣博正議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会。大枠2番につきましては福祉課と教育委員会。大枠3番につきましては住民生活課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、きのうの御質問にもありました子どもの貧困問題についての所見を述べさせていただきますけれども、きのうも少し述べましたが、最優先に取り組むべき課題だと認識しております。この結果を踏まえて、これからどういったことができるか。本村におきましては立ち上げが早かったものですから、ある程度の予算的な部分でも多少のアドバンテージがあるようでございますので、積極的にそれを活用してこの問題に取り組んでいくと同時に、きのう、きょうの報道でもありましたけれども、いざなぎ景気を超える景気だということでありますが、しかし、実際にはその実感もございませんし、またこういう結果が出ている現実がございますので、それに惑わされることなく、しっかりと貧困問題には取り組んでいくつもりでございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 おはようございます。新

垣議員の質問にお答えいたします。

平和教育の充実についてですけれども、沖縄戦の悲惨さ、そして平和の大切さを後世に伝えていくため、村内の体験者への聞き取りや各種文献調査を行って、村内で起きた沖縄戦の実態を明らかにし、記録に残すことは平和教育の充実に向けて重要な取り組みであると考えています。進捗状況についてですが、平成29年8月末時点で、北上原、南上原、登又、新垣、和宇慶、屋宜の聞き取り調査を終え、現在は奥間、伊集の調査を進めており、現時点で109人の方々から聞き取り調査を実施しております。戦場だった場所や戦跡があった場所の聞き取りが出来た場合は、話者に一緒に現地を見てもらう場合や、話者が現地へ一緒に行けない場合は、現場の写真を撮影し、話者へ確認してもらう等の現場調査も実施しております。

平和ガイドの養成についてですけれども、平和ガイドの養成の取り組みについては、これまで、取り組みはされていません。平成28年度から中城村の沖縄戦調査事業を開始して、まだ調査の途中であり、中城村の戦闘状況や現存する沖縄戦に関する遺跡の位置や保存状況など、これら詳細についてはまだ不明な点多いため、これからの事実が明確になった段階で、ガイドの養成の協力を考えていきたいと思っております。

次に、フィールドワーク等のパネル説明板についてですが、現在、その取り組みについては考えていません。しかし、今年度、一括交付金事業で整備する村指定の戦争遺跡である161.8高地陣地については、説明板までセットで設置していく予定をしております。

大梓2の 就学援助制度については教育総務課長より答えさせます。以上です。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 新垣博正議員の御質問にお答えします。

大梓2の 県平均29.9%よりは低いではありますが18.2%、約5人に1人の子供が貧困の状況にあるという結果を、真摯に受けとめなければならぬと思います。この約2割の子供たちを救い上げていくために、今後も貧困対策事業に取り組んでいきたいと思っております。

貧困層の98%の世帯が赤字ぎりぎりで生活しているという結果を踏まえ、貧困世帯の生活は大変厳しい状況にあると受けとめています。アンケート調査の結果にも、「あなたは将来、夢がありますか」で、貧困層の世帯、小学生が90%、中学校67%と低くなっております。この状況も世帯の経済状況が影響しているものと考えられます。今後も子供たちが大人になっても夢を持てるように、貧困対策に取り組んでいきたいと思っております。

今回の第1回目のアンケート調査は、子供支援員、嘱託員が自分たちでアンケートを作成して、自分たちで学校の先生方と配布し、自分たちで分析をいたしました。今後、議員から指摘があった雇用の形態とか、持家かアパートか、そういう詳しい項目も取り入れてアンケート調査を実施していきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

教育総務課長 比嘉健治 新垣博正議員の大梓2の についてですが、今年度の申請、平成29年が平成28年度と比較しまして100名増加しています。周知はされてきてはいるとは思いますが、該当する保護者から申請がないと助成ができないことから、制度周知は重要だと考えています。周知方法として4月の就学援助制度のチラシ配布、ホームページ及び広報紙へ掲載するとともに、申請月の6月に児童生徒を通して、制度のお知らせと申請書を一緒に配布しています。申請書の期限以降も給食費やPTA会費の納付状況を学校側と連携をとり、制度の周知を行っていきたいと思っております。また、周囲が気になるとして申請を控える保護者へは、平成28年

度より申請を受付する場所を各学校の事務室だけでなく、直接教育委員会でも受け付けができるようにしています。その部分についても周知を図っていききたいと思います。また、申請時の必要書類の所得証明、住民票謄本を役場窓口に取りに行く手間を省き、できるだけ提出しやすい状況をつくるために、今年度より申請者の同意があれば提出不用として簡素化を図っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。
住民生活課長 津覇盛之 それでは新垣博正議員の大枠3についてお答えをいたします。

まず について。不法投棄については、業者や住民のモラルによるところも大きく、「不法投棄はいけないこと」という啓発は非常に大切であると認識をしております。不法投棄の状況写真や処理に要する経費の展示等により、不法投棄の現状を広く周知し、軽微なポイ捨てであっても住環境を悪化させる要因であるといった、モラルの啓発イベントの実施も今後検討したいと考えております。

について、現在、年2回の村内一斉清掃において不法投棄廃棄物の収集を各自治会に依頼をしており、不法投棄廃棄物は村の施設では処理ができないため、村で運搬・処理を業者に委託し処理をしております。また、海岸の清掃といったボランティア活動は随時受け付けており、職員の参加、軍手やごみ袋の提供、収集したごみの運搬・処理を村で行っております。今後もボランティア活動等地域住民の取り組みを募り支援をして行くことにより、不法投棄対策の一端を担えるものと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 それでは、順を追って詳細の質問をいたします。

まず平和教育についてであります。私が幾たびも平和教育について質問を取り上げてまいりました。なぜこのような質問を取り上げてく

るかと言いますと、これだけ大きな沖縄戦があって、記録も随分と残されてはきていますが、それでもまだまだ語りつくせないほど不十分なところがある。そういったところを特に底辺まで聞き取りをすることによって真実がさらに明らかになってくるというところに重きを置いてほしいという思いがあります。それも、また背景には何があるかといえますと、近年の教科書の問題等を見ても、史実がなかったがごとく教科書に書かれていくということは、史実がなかったという形になる。これは歴史を否定してしまうという、まことに不幸な現実があるというのも私がこれだけ口酸っぱく平和教育について取り上げていく意味合いを持っております。

それで、今教育委員会では、これまでになかったほど職員もしっかりと配置して、取り組んでいることは非常に高い評価をしていきたいと思っております。ただ、対象となる体験者がもう高齢な方々であり、日々少なくなっていくという現実を鑑みますと、職員だけで聞き取り調査をしたり現場調査をしたりするというのは、おのずから限界があって時間を要するというのは、これは聞き漏らしを、もう永久に体験者から聞けないという不幸な結果を招くことも十分想定されます。そういった意味においては、村民の中から協力できるような人たちをもっともっと募って行って、今聞き取りを進めておられます職員の補完的な立場で協力できるような体制をつくるべきではないかと思っております。特に近年退職をされた役場のOBの皆さんでも関心を高く持っている方々もおられるようですので、その地域に根差した知識や情報も持っておられると思いますので、そういった方々のネットワークを構築していく必要があるかと思っております。そのような考えを広げていくということを提案したいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 実際におっしゃるとおり、

聞き取り調査に当たっている職員からは、早目に進めないと、うまく話が聞けなかったりとか、それだけ高齢になってきているという指摘がございます。こちらとしても、できるだけ早目にこの事業を進めていきたいと考えています。また、財政とも相談しながら、できるだけ早目に進めることができたらと考えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 ネットワークをぜひ構築していただければと思います。特に感じるのは、私も地域で微力ながら協力したことがあるのですが、職員も若くて知識は豊富に持っているようではありますが、ただ年齢的にも戦争体験者の年齢からすると、かなり若い世代となっていて、お話を聞き取る上においてニュアンスの違いというのを把握するのに非常に苦労しているようであります。それと、中城村の出身者ではないというようなところもあって、その辺はとてもハンデを負っているなという気がしております。一生懸命やっている姿は応援していきたいと私も思っていますので、ぜひ地域から協力者を募っていけるような体制を早急に構築して、聞き取れる時間も限られてきていると思いますので、その辺を十分に認識をされて、今後の事業、活動に力を注いでいただきたいということを要望いたします。

それでは 平和ガイドです。これも前課長にも私はお伺いしたと思いますが、前向きに取り組んでいくと、答弁をいただいたと思うのですが、この辺も認識が引き継がれていないのかなと思っております。ぜひ、せつかく情報を収集して、この沖縄戦の記録を聞き取りするわけですから、それを生かしていくということ。そして輪を広げていくということは、現場をガイドできるような方々を養成していくというのは、私は絶対必要だと思っています。ほかの市町村では平和ガイド養成講座なども開いていて、認定をしていく。そしてそういった方々が成長し

ていくことによって、たくさんの方々が平和についての教育の一端を担っていくという活動に取り組んでおります。平和ガイド等、いきなりフィールドワークをするととなると難しい面もあると思いますので、ぜひ県内にはたくさんの平和ガイドの方がおられますので、村内にお呼びして意見交換をするような段取りからでも始めていく必要があるかなと思いますが、そういった取り組みからする方向は考えられないか、再度お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 今回の段階では、この聞き取り調査の途中で手いっぱいとお申しでしょうか、これの資料がそろった段階で、発刊物がガイドの手助けになるような一助となればなど、いうふうに考えています。まずは高齢化に伴って、この聞き取り調査を優先して進めていきたいと考えています。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 あとは知恵の出し方だと思うのです。担当職員が全てこれも担う、あれも担うとなると、業務上限界があるのも私も承知をしております。だからといって、これを終わらせてからとかというようなことではなくて、チームをしっかりとつくっていく。あるいはまたそういう環境を少しだけ取り入れて、企画展などを一生懸命やられておりますので、そういったときに平和ガイドを県内でやられている方をお呼びして、少しでも知恵をつけていくということは、十分可能ではないかと思っています。私たちも微力ながら、こういったことに対しては協力を惜しまず提供していきたいと思っておりますので、ぜひこれは考えていただきたいと思います。他の市町村では講座なども開いているようですので、いきなり講座を開くということも難しいかもしれませんが、第一歩として顔見せ程度でも意見交換でネットワークを広げていくことによって、情報

がこういった方々から得られるというようなメリットも十分考えられます。そういった平和ガイドとのネットワーク構築に取り組むことによって、組織化されていくものだと思っておりますので、この辺を認識してほしいと思っております。

次に移ります。フィールドワークです。村内でも戦争遺跡が指定されてきて、さまざまな方々がそこに訪れる。特に161.8高地は歴史の道の近くにありますので、歴史の道を散策するついでで、そういったところを見学することもできます。そこにパネル板が設置されている。それとあわせて、先ほどの平和ガイドの件と重なるとは思いますが、必ずしも固定のパネル板の話ではなくて、持って歩けるような、そういった教材をつくっていく必要もあるかなと思います。戦跡を調査した成果として、あるいは聞き取りをしてきた成果として、教材が作られればなと思っておりますので、その辺の教材づくりに対して記録を整理しながら、十分これはついでながらにつくって活用できるようにも生かしていけるのではないかなと思いますが、どうですか。本当は課長がいたほうが答弁しやすいと思うのですが、教育長にいきなり聞くのも何ですけれども、ぜひ課長とも協議しながら、これはできるのではないかと思っておりますので、いかがでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 私も教育長に就任したときに、学校現場以外のことが疎いものですから、教育委員の仲村春吉先生をお願いして二日間、村内の文化財めぐりを案内してもらいました。今、議員がおっしゃっているように、春吉先生も持ち運び用のパネル板を用いて説明してくれたおかげで、非常にわかりやすかったです。予算もかからないのでできそうな感じがしますので、早速また相談して、取り組める分は取り組んでいきたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

ございます。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 担当の職員と、ぜひ調整して前向きに取り組んでいただくことを期待いたします。

それでは大枠2番、子どもの貧困問題についての件を再度お伺いいたします。今回実施したアンケートは、非常に画期的だったと私も評価をしております。これまでにこういうアンケート調査をして、実態を浮き彫りにするということにはなかったと思っております。もちろん県でも初めてで、村としてもそこまで実態が明らかになったというのは、一步踏み込んで前進したかなと思っております。だからといって、もろ手を挙げて喜ぶものではなくて、この18.2%という数字の意味合いについては、深く考えていかなければならないだろうなと思っております。課長答弁の中に、5人に1人が貧困の世帯。子どもの貧困というふうなこと。これは将来にわたって問題が浮き彫りになってくるだろうなと思っております。そういったことを早目早目に手を差し伸べていく。あるいは、それによってさまざまな問題が解決されていく。こういった一人一人の子の人生にとっても、大きな問題となると思っておりますので、そういったものが解消されていくということは、大変有意義なものだと思っております。そういった意味で、今、非貧困というふうなアンケートでは書かれているのですが、非貧困の中でも27%は赤字というような数字が上げられております。ある意味では、潜在的には貧困ぎりぎりのところで生活されているというのが実態として明らかになったと思うのですが、そういったところも踏まえて、今後どのような手を差し伸べていくか、対策をしていくか。また、子ども未来会議の中でもどのような提言があったかを、もう一度お伺いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

これまで何回か会議を持ちました。前年度までは子どもの貧困対策協議会という名称でありましたが委員のほうから「貧困」という言葉はプレッシャーがあるのではないかとということで、今年度から「子どもの未来支援会議」という名称に変えてあります。委員の方からのいろいろな御意見を参考にしながら進めてはいます。児童館の子どもの居場所づくり事業はクローズ型であり、限られた子供に対応する形ではありません。委員からオープン型がよいのではないかとという御意見もあり、その意見を参考に地域の居場所づくり事業「くばっこ」を立ち上げて、今年度からスタートしております。今年度から社会福祉協議会に委託し社会福祉協議会の皆さんの意見を聞いて柔軟に対応できるようになりました。土曜日は、いろいろな子供たちが遊びに来て食事ができるように、オープン型に変更し徐々に移行するように進めていきたいと思っています。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 初めての取り組みが多くあると思いますので、ある意味、手探りでその事業に向いているかなという印象はあります。それでもよりよい方向に今向かっていると思いますので、ぜひ諦めることなく、この数値がよい方向に向くように取り組んでいただきたいと思います。あと、アンケートの中にはなかったかと思うのですが、県の資料の中では、これは教育委員会にお伺いいたしますけれども、不登校の児童にも関連するような影響があるかなと、県の資料の中にもあるのですが、ただ、本村の教育委員会の事務の管理及び出向状況に係る点検評価書の中では、本村では小学校の不登校児童がほとんどないと成果、報告を受けております。不登校予防といのが効果的に行われていることが成果として挙げられていて、中学校でも少しはいるようですけれども、学校復帰

を果たす子供も出てきたというふうに。これはあくまでも平成28年度の成果であります。その後、平成29年度、本年度においては、現状としてはどのような推移をしているか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えいたします。

平成29年度、ことし夏休みを終えて8月時点ですが、全体的に中城村内の小学校に関しては、おおむね良好が継続されていて、不登校は8月時点ではゼロです。中学校は、不登校については4名。不登校に関しては30日以上という条件がありまして、その欠席者が今言ったように小学校は今ゼロ、中学校は4名となっております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 あまり個人の状態について、聞きづらい部分はあるのですが、これが単純な別の理由での不登校なのか、今私が議論をしている貧困の問題とリンクするようなことがあるのか、どのような印象を持っておられるか、把握しておられますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 今の不登校は中学生4名の件数についてになりますが、この4名とも内容的には非行型の状況になっている生徒です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 休憩をお願いします。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時36分）

~~~~~

再開（10時38分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えします。

4名の内訳は男子2名、女子2名で、男子2名に関しては今、教育長から話がありましたように家庭的、親の関係問題が大きくひいていて、やはり博正議員がおっしゃっている経済的にも影響はあると思います。これはちょっと実際に所得とかそういったものはまだ確認がされていませんのが、親御さんの影響がとても大きく響いていると捉えております。あと、残りの女子2名に関しては、今のところ私のほうではこれは掌握しておりません。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 ある意味では、本村の場合でしたら、対象となっているものが現場では把握できている、この問題に対してはですね。ということであれば、非常に対策としては雲をつかむような相対的なものを対策するよりは、ピンポイントで対策ができるということであれば、今後、そういったものの解決にぜひ尽力していただきたいと思います。これは沖縄県の数字では、小学校の不登校というのは、児童1,000人当たりとなっておりますが、全国的に1位という数字が出ているようであります。全国が4.2人に対して沖縄県では5.7人。そういったところからしても、小学校は非常に今の段階では安心できるような状況かと思っております。中学校においても全国が28.3人に対して沖縄県は33.0というような、全国3位の順位とアンケートの結果からは出ているようであります。そういったあたりからも、本村にとっては、この不登校については解決しやすい方向に行けるかなと思います。ぜひゼロを目指して、しっかりとこういった悩みや問題を抱えているような生徒がいれば、一緒になってカウンセラーの先生も含めて解決の方向に臨んでいただきたいと思います。いずれにしても18.2%というのは、全国の数字からすると、全国は13.9%ですか、そういった全国水準の近い目標数値にできるだけ持って行けるような取り組みをして、喫

緊の目標としてその数値に近づけていけたらと思いますが、そういった意味でも今、支援員を配置しておりますよね。今後ともこの支援員の充実に向けては今年度、来年度も含めて同等な支援員を配置していく考えでありますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

支援員2人は嘱託職員であり、1人は児童相談員、1人は児童館で支援員をしていた方を、経験があるということで採用しております。引き続き子供たちとかかわりのある支援員を今後も配置し、取組んでいきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 体制も十分かどうかはわかりませんが、多分大変な思いをしながら福祉課は守備範囲が広いのです、そういった意味では範囲が広いところになっているということで、大変なところもあろうかと思っております、重要な課題ですので鋭意取り組んでもらいたいと思っております。

アンケートの中で経済的な指標が中心であります、その中でも家賃やローンの滞納とかというようなアンケートもあるのですが、実際に県の調査では「ライフラインがとめられた経験があるか」というような中身までかなり踏み込んでアンケート調査されているのですが、次回、そういったところ、非常に危険水準が今回のアンケートよりもちょっとレベルが高いというのか、深刻な問題に踏み込んだ設問にしていくほうがいいと思うのですが、この辺はアンケートの設問の見直しというのはどのように考えていますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

先ほどの答弁でお答えしましたが、嘱託員がほかの業務を兼務しながら第1回目のアンケートを実施しております。詳細な項目部分は省いてありますが、次回からはそれに近づけるよう

に少しずつ細かくやっていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 それでは次の質問に移らせていただきます。

大枠3番のごみの不法投棄についてであります。この問題はずっと以前から議会でも取り上げられて、ある意味、永遠のテーマかなというぐらいに、あまりおもしろくないテーマかもしれないかもしれませんが、でも解決しないといけないし、また環境の問題からしてもよろしくないという問題でもありますので、目を背けることなく取り組まなければならない重要な問題だと思っております。

議会でもせんだって総務常任委員会の所管事務調査で、現場を数カ所担当職員と一緒に回ってまいりましたが、やはり依然としてなくなってないし、ひどいものもあるなど、目を覆いたくなるような光景も見ることができました。そこで、平成28年度の決算報告の中で、今回、決算審査をするに当たって、この衛生費の中の清掃費ですね。この不法投棄関連の費用が約48万円ぐらい不用額として上っているのです。まだ解決していないのに、なぜ不用額がこれだけ上ってくるのか、我々としては考えにくいところがある。使い切っても足りないというような状況が生まれても不思議ではないかなと思ったりもするのですが、課長は引き継いでおりますので、前年度の話をするときやりにくい部分もあるかと思いますが、その辺の不用額として上ってくるということが、議会としては余り理解できないというようなことも委員からはありました。その辺の理由というのは、なぜなのかお伺いします。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

平成28年度の決算で清掃総務費の不用額が生

じておりますけれども、こちらに関しましては、平成28年度は台風とか、そういったもろもろの被害が少なかったということや、海岸漂着物も少なかったというのが要因かと考えられます。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 考えられるとは言ってもですね、現実的に見に行ったらあるわけですよ。やはりそれを処理しないで予算が執行できないというのは、首をひねらざるを得ないところがあるのですが、ほかに本当はもっと理由があるのではないですか。どうですか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

予算に関しましては、当初の予算編成をする場合には前年度並みに組んでおります。活動としては先ほども答弁で述べましたが、ボランティア活動等、いろいろ行っております。その意味で、ごみ処理を村として対策をとっていない状況ではないかと思えます。特に不法投棄の場合は、監視カメラとか、今はネットとか、道路沿いはそういった対策もしておりますので、ごみも少なくなっているというのもあると思えます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（10時50分）

~~~~~

再 開（10時51分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 再度答弁させていただきます。

予算をそれなりにつけていただいた以上、ごみの処理も本来であればその分やるべきだと思います。今後、今年度も当然ながらこういった処理はせざるを得ませんので、十分に与えられた予算を使い切りながらごみ処理をしていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 私たちが視察したのは、平成29年度に入ってからなので、平成28年度は全くゼロになって、平成29年度から新たに捨てられたような印象で感じてしまうのですが、実際そうではないですよ。山野には至るところにあるのです。見つければきりが無いくらいあると思います。ただ、非常に処理するのに崖っばちだったりとか、困難な場所があったり、重機とかマンパワーを必要として、大変手間暇がかかるような場所等に投棄されている実態があると思います。そういったところは非常に難渋すると思います。気持ちはわからないでもないですが、ただ、これだけ予算を議会にお願いをしてつけていたのに、ごみがなくて余ったというのは、理由が通らないというふうに感じますので、しっかりと反省していただきたいと思います。そして今年度も最後の最後まで予算が残らないように、しっかりとこのごみが、もう全くありませんから予算も余りませんでしたら話は通るのですが、そうでないというのが実態ですので、使い切って、この不法投棄を処理する。

また、担当課から何を聞いたかといいますと、「なぜこういったのを残しているの」と委員から質問されたら、「費用がかかるのです」と言うのです。費用がかかると聞いたものですから、組んだ予算では足りなかったのかなと、これを捻出するのもにも苦慮しているのかなと思ったりして、決算の審査をしたら余っているという状況を見ると、これはがっかりするのです。これはもう、じゃあ担当者は変な意味、我々に対して正確な答えをしていないのかなと疑いたくなるような印象を持っています。

そういった意味で、本当に予算が足りなければ、この2番で私が指摘しているように、ボランティアの皆さんを募って、一から十まで業者頼みではなくて、ある程度取りまとめて回収し

やすいような状況をつくっていく。あるいはそういういったごみを収集するようなトン袋とかかごとか、そういったのは当局で提供していただいて、ボランティアがある程度集めて、業者が収集しやすいような場所に移動するとか、こういった費用が少しでも節約できるような環境をボランティアにお願いしながらやっていく。村民の中にもそれだけ協力してもらおう方はいらっしゃると思います。そして課長の答弁の中でもありましたが、手袋などを海岸清掃の場合は提供しているということもありましたが、まだまだ周知が行き届いていないなと思います。これをもっと広報紙なり、あるいはネット上でも、ホームページでもそれをアピールしていただいて、本村の不法投棄をゼロに持っていくというぐらいの気持で、この問題に向かっていただきたいということを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長 與那覇朝輝 以上で、新垣博正議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時55分）

~~~~~

再開（11時07分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて伊佐則勝議員の一般質問を許します。

8番 伊佐則勝議員 ハイサイ、グスーヨー、チューウガナピラ。一般質問とも関連しますけれども、質問の前に、去る6月19日の集中豪雨による土砂災害等が発生しておりまして、特に奥間地区において19日から20日にかけて、執行部の皆さん初め職員総動員で河川氾濫による土砂撤去作業等の迅速な応援体制について、この場をかりまして、改めて御礼をしたいと思います。その節は大変御苦労さまでございました。ありがとうございます。それでは通告書に基づきまして、これより一般質問を行います。

大枠の1番、土砂災害について。 去る6月

19日の集中豪雨により、村内各地で土砂崩れが発生し、河川や排水路の氾濫で道路冠水や住居への床上浸水等の被害が起きたが、村内での発生状況について伺います。奥間地区では、山手からの土砂が河川から氾濫し、中央線入り口から公民館までの村道と生活道路が通行不能になる事態が発生しました。今回の豪雨でかなりの場所で土砂崩れが発生しているが、村内丘陵地帯が県土木部の中頭東部地区地すべり対策対象地区と理解するが、今後の対策について協議がなされているか伺います。奥間の砂防ダム、いわゆる治山ダムについては、かなり以前からその機能を失っているが、対策については考慮しているか伺います。「森の郷おくま」の開発行為に対し、復旧防災計画書に基づく復旧工事の矢先に、さらに広範囲の土砂崩れが発生しました。県の指導があったか伺います。

大枠の2番、土砂崩壊防止対策事業の件。農水省の治山事業予定地として奥間地区で3カ所が挙げられているが、3カ所とも土砂崩れが起きた場所です。喜納原については集落上部にあり、新たに土砂崩れが発生しました。地権者同意もあり早急な土砂崩壊防止対策事業の採択を要請しましたが、県との調整協議は持たれたのか伺います。宇津原と上川原の地権者への説明の継続と同意作業について、業務計画の作成はなされているか、伺います。

大枠の3番、都市計画マスタープランの件。

中城村第四次総合計画の後期基本計画（2017年から2021年）までが策定されました。基本計画との整合性を図りながら、将来のまちづくりの指針となる2017年度見直しの中城村都市計画マスタープランの策定状況を伺います。

大枠の4番、学校防犯システムの件。二学期もスタートしましたが、学校防犯システム「ツイタもん」導入後の利用状況について伺います。以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、総務課、都市建設課、農林水産課のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましては、農林水産課。大枠3番につきましては、都市建設課。大枠4番につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは御質問の大枠3番、都市計画マスタープランの件で所見を述べさせていただきますが、議員おっしゃるとおり、大変大事な中城村の将来をどういったまちづくりをしていくかという、大変大事なマスタープランだと認識をしております。たくさんの方々の意見も聞きながら、そして中城村は特に人口増がはたしてどの程度まで広がっていったら、そこから推移していくのかも含めて、どういったまちづくりが一番適しているのか、たくさんの方々からの御意見などをお聞きしながら策定していくようでございますので、私も一緒になってそのマスタープランについては考えていきたいなと思っております。以上でございます。詳細についてはまた都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 大枠の4の学校の防犯システムについてですが、幸いなことに、1学期間、子供たちが命にかかわるような重大な事件・事故もなく非常によかったなと思っております。子供たちの安全確保の充実に向けて、各学校に防犯カメラを設置できたことはとてもよかったです。議員の御尽力にも感謝いたします。引き続き子供たちの安全安心できる場所の確保に、教育委員会としても続けていきたいなと思っております。詳細に関しては、教育総務課長から答えさせます。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 6月19日の豪雨による、村内での災害発生状況についてお答えいたします。

記録的な大雨により、沖縄県内各地で冠水や土砂災害などが発生し、村内におきましても多くの災害が起きております。村内における災害の状況は、村が把握している部分で道路の洗掘や陥没が4カ所、道路の冠水及び河川、排水路の氾濫が24カ所、土砂災害が7カ所、家屋及び敷地内への浸水が52件でございます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正  
都市建設課長 新垣 正 大枠1の についてお答えします。

先ほど総務課長から答弁がありましたが、都市建設課としては、実際に行った現場を答弁します。6月19日の大雨時の被害状況は全17件、うち大雨による道路洗掘が4件、地すべりが6件、道路冠水及び河川氾濫が7件となって対応しています。床上浸水した住宅については5軒把握しており、うち4軒は奥間地区の奥間久志線沿い付近の住宅で、1軒は浜地区の浜線沿いの付近の住宅となっています。この5軒はいずれも場所は違いますが、同じ河川沿いに住宅があり、河川氾濫が原因で被害に遭われています。

について、今回の河川氾濫の原因は、奥間地区上部斜面が崩れ、崩れた土砂が河川に流入したことで河川が本来の機能を果たすことができなくなったためだと思われています。奥間地区は中頭東部地区地すべり危険箇所の一つであり、現在、土砂災害警戒区域に指定されております。村としては、地すべり対策工事が必要だと考えておりますので、地すべり防止区域指定に向け、県と調整を行っていきたくと考えております。また指定については、地権者の同意が必要であることから、地域の協力が必要不可欠でありますので、その際には御協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

大枠3についてお答えします。平成4年の都

市計法の改定に伴い、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定める事になりました。村では平成11年度におおむね20年後の平成28年を目標年次として、都市計画マスタープランを作成して、まちづくりを展開していますが、新たな都市の将来像を描くため見直しをし、平成29年（西暦2017年）から20年後の平成49年（西暦2037年）を目標年次として策定中であります。9月4日には各課に説明会を終え意見を集約し反映していきたいと考えています。それから議会においても、10月中には改訂の都市マスタープランの説明会を予定していますので、ぜひ参加お願いいたします。その後の予定は、11月から県との協議を開始し、年明けに改訂案の縦覧を行い住民の意見を伺い、年度末の改訂案の策定に向けて進めていく予定をしています。以上です。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

大枠1の です。あと、大枠1の 、そして大枠2の についてお答えします。まず初めに、大枠1の です。これは先ほど総務課長が総合的に報告しましたが、農林水産課に被害があった箇所を報告したいと思ひます。農林水産課では6カ所ありまして、南浜、北浜、和宇慶、津覇、浜、屋宜の6カ所で、氾濫による農作物の被害がありました。以上です。

続きまして大枠1の についてお答えします。治山ダムにつきましては、県の所管のもと管理を行っており、南部林業事務所と協議を行いましたが、治山ダムは満砂により山脚を固定するのが目的であるため、そのための機能を維持するために土砂の取り除きは予定していないとのことでした。管理について浚渫工事は基本的に行っていないため、対策を行うことはできないと。かさ上げによる対策を行う方法があるとの

回答でしたので、今後の対策につきましては引き続き協議をしてまいりたいと思います。

続きまして 森の郷おくまの事業区域内（復旧防災計画内）において、拡大した土砂崩れ箇所につきましては、復旧防災計画の中で県が今後も指導していく予定と回答がありました。

続きまして大梓2の 奥間喜納原地区におきましては、以前にも答弁しましたが、南部林業事務所からの治山事業を実施するに当たり要件を満たさないとの回答がありました。新たに土砂崩れが発生した場所につきましては、今後県と現場を確認しながら調整を行ってまいります。

業務計画につきましては作成しておりませんが、地権者への説明や同意作業につきましては今後も継続して行ってまいりたいと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

教育総務課長 比嘉健治 伊佐則勝議員の大梓4についてお答えします。

防犯システム「ツイタもん」の利用状況ですが、9月現在で津覇小学校75名、中城小学校13名、中城南小学校179名の方がICタグの利用を申し込んでいます。中学校については前回より変わらず1名ということで、現在、活用については防犯カメラのみでICタグの活用はまだスタートはしていません。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 それでは順を追って再質問をしたいと思います。

昨日も1の の件につきましては、金城 章議員からも同様な質問がありました。答弁内容についてもかぶってまいりますので、 につきましては都市建設課長の答弁にありました地すべりが発生した6件の場所、その場所がどこか教えていただければと思います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

1件目がウフクピリ線の交差点で起きています。それから2つ目が奥間南上原線の中腹部で起きています。それからもう一つは、南上原変電所の近くで地すべりが起っています。あと、奥間の3カ所で表面すべりが起っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 地すべりと土砂崩れ、そこら辺を分けるといって、そんなに専門ではないものですから、地すべりの件を確認させていただきました。中城村全体がそうだと思いますが、ほとんど山手の地肌がむき出しになっているところで、やはり県と、いわゆる補助事業でできるところ、難しいところがあるところかと思いますが、県との土砂災害、地すべり地区について協議を早目に進めながら、対策を打っていただければなと思っています。

の答弁の中で、いわゆる土木部の地すべり防止区域指定に向けてということがございました。今、南部林業事務所のほうで、先ほどの一般質問の中に入っておりますけれども3カ所、治山事業で、農水の治山事業で保安林指定をして、事業採択に至るとということが農林ではあります。それと、いわゆる保安林指定と地すべり防止区域指定の違いを教えていただければ助かります。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（11時29分）

~~~~~

再 開（11時29分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。私、農林の側で保安林についてお答えします。

保安林等は山、森林を守ることで、保安林を指定して山の緑を守るということです。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

中城村の国道329号、その上のほうは現在は中頭東部地区地すべりの中であって、ほとんどが地すべり危険箇所に指定されています。これを受けて、今回9月1日と9月7日に吉の浦会館で説明会がありましたが、当間地区と泊地区、今回指定していきます。地すべり防止区域に指定されると、調査費がつかまして、あとはハード事業が入ってきます。それがことし同意作業を行って、中城村では今1カ所は指定されています。これが今、役場周辺。これは平成26年6月に指定されています。あとは津霸小学校の横にも1カ所指定されて、中城村では3カ所指定されているところがあります。これを指定されるとハード事業ができるということになっています。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 保安林指定と今の説明でわかりました。それぞれ、その事業採択において、土地利用の規制がかかると思います。地権者がおりますので。そこら辺の違いはどうなっているか、教えてください。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 保安林に関しては伐採届が必要になってまいります。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

事業採択するには、保安林地区は林野庁、ほかのは国土交通省の事業採択の奪い合いがあって、泊地区についても今、保安林があるものですから、その辺は林野庁がやるということで今、県のほうは協議しています。いずれにしろ、今、保安林のところはほかの部署、あとの斜面地については国土交通省で事業採択を行うと思います。それと、規制の話がありますが、ほとんどが届

出をすれば開発もできます。ただ、これも一定程度の面積要件とか、あとは体積要件がありますので、その辺を県のほうに提出すれば開発はできるということです。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 ではもう少し教えてもらいたのですが、保安林については、いわゆる地権者の同意が必要であると。それと、一切手が加えられなくなると。いわゆる事業採択された場合、土砂崩壊防止事業の採択がされた場合、地権者はその同意した土地に関しましては触れない。いわゆる無償で提供するということになりませんが、いわゆる伐採というか、やはり地権者はその土地を提供するという感じになりますけれども、その防止区域指定の事業採択についても地権者の同意が必要ということですが、そこら辺の地権者の土地については、どのような扱いになりますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

地すべり防止区域に指定をしますと、地権者の9割以上の同意を得て、国土交通省から事業採択を受けることになりますので、その同意は必要になってきます。今月吉の浦会館で説明会をした段階でも、初日の7日の説明会に40名来られまして、その場で同意し捺印した経緯です。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 わかりました。

では次に進みますが、のほうで土砂災害警戒区域指定から地すべり防止区域指定に向け県と調整を行っていきたいとの答弁が先ほどありましたが、それにつきましては持ち帰り、自治会長と相談しながら地域の協力ができるように対応しますので、早急な県との調整協議をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

治山ダムについてですが、それにつきまし

ては南部林業事務所の担当職員の方が現地確認を行ったというようなことですよね。そのかさ上げによる対策方法が可能であれば、ぜひ今後の対策について、引き続き協議を進めていただきたいと思っておりますので、よろしく対応をお願いします。

森の郷おくまの復旧防災計画に基づく復旧工事について、南部林業事務所から指導されておりますけれども、全く動く様子がないのですが、課長として今後、復旧工事が動く見通しがあるかどうか、お聞きします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

南部林業事務所にも、こちらから連絡をとりながら、早目に計画書を出して指導を行ってくださいと、再三の要望は行っております。対相手があるものですから、南部林業事務所としてもなかなか進まないと返事をいただきましたが、私たちとしても、早目に計画書を提出して、早目に対策をとるようにと伝えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 答弁の中で、県の指導が事業区域内という答弁になっておりますが、今回の土砂崩れで、いわゆるその森の郷の所有地外で、ほかの所有者がいる山手まで土砂くずれが発生しております。そこら辺は県の指導は行き届かないということでしょうか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 森の郷おくまに関しては、森の郷が伐採届を出した箇所だけを指導を行っているということです。隣接の地すべりに関しては、県にも今後現場を見せて、どういう対策があるのか今後調整してまいりたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 それでは大枠の2番です。土砂崩れ現場については、早期に都市建設課にて復旧対応をしてもらいました。農道までずっと地すべり土砂崩れがありましたので、そういうふうな対応をしてもらいましたけれども、当時の現場確認はおろか、現在もまだ現場確認をしていないということですか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 前の答弁で1,000万円以上の事業でないといけないということで、その後また土砂崩れがあったと県に電話では伝えましたけれども、現場をまだ確認していないということで、今後また県と調整しながら再度要請をして現場確認を行ってまいりたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 予算の話になりますが、前から1,000万円以上の、いわゆる事業費の問題が出ております。今回、その自治会所有の土地が入っているかどうか、境になっているかどうか、その部分が今回地すべり、土砂崩れを起こしたという場所。それは前々からずっと私のほうからも言い続けております。その部分も含めて事業の採択をしてほしいということなのですが、早目に現場確認をしていただいて、その方向で再度県と調整協議を進めてもらいたいと思っております。そこら辺はひとつよろしくをお願いします。

の宇津原と上川原の地権者への説明の件なのですが、業務計画はまだ作成していませんと。作業は進めてまいりますという答弁なのですが、業務計画を作成しないで今後の継続作業について、誰がいつまでに第一段階として説明会も持つのかという予定というのは持っていますか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

今はまだ業務計画を作成しておりませんので、今議会が終わり次第、職員と調整しながら早目に業務計画を作成し、議員がおっしゃるように説明会だけでも早目に行ってまいりたいと思っています。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 やはり業務計画を作成して、各課とも業務効率を上げたり、あるいは業務改善に結びつけているはずですので、業務の遂行をぜひお願いしたいと思っています。

大枠の3番、10月に議会説明会を予定しているとのことですので、そこで詳しくまた説明を伺いますが、きょうせかくの機会でございます。そのマスタープランに盛り込んだ主だった点で結構でございますので、担当課長より披露を願いたい。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今回の都市マスの改訂については、主なところ、新しくMICEができます。西原バイパスもできてきます。西原バイパスが中城のほうに延伸してきますので、その辺の土地の見直し、あとは市街化区域に編入というのが一番の改訂ではないかと思っています。それから、総合計画でもありますけど新庁舎周辺のタウン地区ということで、きのう村長も答弁しましたが、その辺の土地利用をどうするかと、市街化区域に持ってくるにも50ヘクタールの面積の編入が条件です。飛び市街地です。その辺の絡みもあるものですから、まずはできるところからやっいていこうと考えています。あとは久場の市街化編入。今は特定保留でありますので、これを早目に市街化区域に持っていきたいと考えています。あとはインターチェンジ周辺と登又周辺の市街化編入。あとは南上原井水原の開発といった、もろもろの開発が、20年間で出てくるので

はないかと思っています。今回の改訂は、その辺が中心になってきます。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 あと20年後までの立派なまちづくりに生かせるように、しっかりとお願いしたいと思います。

最後になります、先ほど導入状況の報告をいただきました。今年度の4月から宜野湾市のほうでスタートした学校防犯システム。津覇小学校は1学期からスタートして、中小と南小が2学期からスタートをされたということでございます。現在、県内で11校ほどスタートしているようでございます。そのNPO法人も精力的に各学校、教育委員会へ訪問して精力的に説明会の開催をしているようございまして、来春ぐらいにあと15校ぐらいふえてくるのかなという情報が入ってきております。やはり児童生徒の安心安全に大変寄与するシステムだと思っておりますので、保護者の理解も得ながら徐々に、別に慌てる必要はないかと思いますが、ICタグの活用を児童生徒に今後ともまた推進して行って、学校の安心安全の確保に努めていただければと思います。これももちまして私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(11時51分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

10番 安里ヨシ子議員 大枠1番の認知症について。数年前までは向こう3軒両隣でとなりの人の暮らしがよく見えたものですが、近年は都市化とビルが立ち並び、隣りにどんな人が住んでいるか階上、階下にどんな人が住んでいるかわからない、高齢者にとって住みにくく

なったと言えます。認知症介護にかかわる介護者、家族の苦勞や苦しみは大変なものがあると思います。そこで地域で認知症を支える仕組みと意識の啓発が必要と思いますが、私たちの村では認知症対策はどうなっていますか。各種団体との連携、地域包括支援センターとのかかわりはどうなっていますか。認知症について何でも相談できる窓口の設置（専門家を入れた設置）について、どうお考えですか。認知症への理解と啓発活動について。子供のころから認知症について学ぶ。それについてどう思いますか。

大枠2番の汚水の垂れ流しについて。これは毎日、海辺を散歩している人たちからの苦情で、何とかしてほしいとの声が以前からあります。それは、必ず大潮のときに汚水を流している。環境の悪化で困っている。この分だと海は死んでしまうのではないかと困っています。行政で調査してほしいとの声がありますが、調査し注意することはできませんか。以上について御答弁をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、福祉課のほうで、大枠2番につきましては住民生活課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは御質問の認知症についてでございますね。認知症問題、非常に最近は特に報道でもいろいろ取り上げられておりますし、我々行政としてどういうことができるかというのは常に考えていかなければならない問題だと思っています。認知症にならないようにするにはどうすればいいかという点と、認知症になってからの家族、あるいは地域の方々の協力も含めた対策等、両建てで認知症は考えていかなければいけない問題だと思っています。誰もが通る道、そういう意味では、担当課の福祉課のほう

ともしっかり協議を重ねながら、たくさんの方々の協力も必要になってくるとは思いますが、これは行政の努めとして頑張っていきたいなと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 安里ヨシ子議員の質問にお答えします。

大枠1 中城村も平成27年度に認知症キャラバンメイトを配置しました。認知症サポーター養成講座を吉の浦会館、各字公民館で実施しています。認知症の症状、認知症の予防、認知症の方とのかかわり方を中心に研修を行っております。

中城村社会福祉協議会や民生委員との研修及び施設見学を通し、認知症についての正しい知識、認知症を正しく理解するために取り組んでおります。また、宜野湾警察署と平成29年2月に「認知症高齢者等の見守り及び安全支援に関する協定」中城・宜野湾郵便局と「地域における協力に関する協定」を締結し、高齢者と認知症患者の見守りの充実を図っております。

中城村包括支援センターには4名の認知症地域支援推進員を配置しております。認知症やその人の家族を支援するために窓口での相談業務を行っております。

毎年、11月の「介護の日」の企画として、吉の浦会館にて認知症講演会を全村民対象に行っております。各字公民館では、認知症サポーター養成講座を実施し、その機会に認知症への理解や啓発活動を行っております。

子供のころから認知症の知識及び対応は必要だと思います。その理解を深めていけるように、各学校と連携して講演会、サポーター養成講座を取り入れてもらえるか検討していきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それでは安里ヨシ子議員の大枠2についてお答えをいたします。

御質問にある件については、添石から伊舎堂にかけての海岸線沿いに立地する事業所からの排水かと考えますが、本村と事業所とは公害防止協定を締結しており、それに基づいて事業所は水質検査を年2回実施し、村のほうに結果を報告しております。これまで排水基準を満たしてきております。また、中部保健所による立ち入り検査も実施しておりますが、これまで問題の報告はされておられません。河川、海岸に関しては今後もパトロールを実施し、問題が発生した場合には県と連携し調査対応していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 それでは一つ一つ質問したいと思います。

私たちの歳になると、友達同士が集まると必ず病気の話になると。その中で一番なりたくない病気は何かと聞くと、「認知症にだけはなりたくないね」と。そういう話をされていて、それほど頻度の高い病気で、認知症にかかる人間ではなくなる、人生終わりだと思っている人が多い。福岡県の大牟田市で、地域認知症コミュニティ推進事業を学習してきましたが、私たちが認知症について、いかに理解が足りなかったかというのを思い知らされました。徘徊をするのも、その人なりの理由があり、何もかも忘れていても、そのまま心が残っているようです。認知症の人でも安心して暮らせる地域づくりを考えていく必要があると考えていて、それには地域の各種団体、施設の連携が必要だと思っています。学習意識の啓発に取り組んでいくことが重要だと思います。それについて、ただいまの課長からの御答弁では、警察や郵便局、そういったところと見守りなどを連携しているということのお話ですが、ただ認知症の方が徘徊したとき、声をかけて見守るというより、そういった認知症についての知識を住民みんなに知らせ、認知症についての知識を正しく理解

してもらうのが必要だと思いますが、今回からの計画について伺います。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

先ほども答弁しましたが、認知症サポーター養成講座、現在1,265人講座を受けてサポーターになった方がいらっしゃいます。サポーターが何をするかというと、認知症の方とのかかわり方、認知症について家族や知人に正しい理解を普及します。認知症講演会、認知症サポーター養成講座を開催して、サポーターをふやしていければと考えております。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 現在10人に1人が65歳以上になると言われています。2025年には超高齢化社会に入るわけで、4人に1人が65歳以上になると言われています。現在お年寄りの単独世帯がどんどんふえていき、介護保険から外された介護1、2の人たちで元気な人が保健事業などで吉の浦会館に行ったりノルディック、筋トレなどに行って楽しんでおられますが、腰が痛いとか足が痛いとか、そういった人、家に閉じこもっている人が今はたくさんいます。そういう人たちは体操に行こうと思っても、誰かに迷惑をかけないとその場所まで行けない。公民館に行くにも、遠すぎるとか、歩けないとかがあったりして、それをどういうふうに、外出させるかが課題だと思っています。65歳以上の人、90歳でも元気な人たちもいますが、それはその人の健康状態や生まれ育った環境によって外に出られない、そういった人たちがいます。思い出の場所へ出かけたり、徘徊と言われているそういった人たちがたくさんいます。最近は施設が完備されていて徘徊も少なくなっていると思うのですが、福岡県の大牟田市での認知症についての勉強で、向こうでは「徘徊」というよりは「お年寄りの冒険」と呼んでいるそうです。それは、その人なりの思いがあり、出かけ

たものの、家に帰ることができなくなってしまう。それに気づいた人が声をかけ、関係機関に連絡をする。そういうことができれば、地域の住民が見守る安心な生活ができる。気軽に声をかけられる雰囲気をつくっていかないといけないと思っております。要介護者だけが集まる場所ではなくて、共生型のさまざまな地域の住民が集まる場所づくりを考えていかないといけないのではないかと思います施設の中で地域住民を招いてのコミュニケーションづくりを心がけていき、さまざまな社会資源を整備していくことができないか。認知症の人たちを見守る、それも必要ですが、自分の施設だけよければいいのではなく、施設同士の交流会も必要ではないかと思っております。課長はどのように考えていらっしゃいますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

各施設ごとの交流に関しましては、高齢者が皆さんとお話できるいい機会だと感じております。私たちが各字公民館で行っているちょ筋体操で各字同士の交流は図っています。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 平成18年より認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域密着型サービスが創設をされています。サービスの1つとして、小規模多機能型居宅介護サービスが国のほうから提唱されていて、住み慣れた家から通ったり泊まったり、訪問を受けたりして介護を一体的に受けられる便利なサービスができたということですが、中城村の状況はどうなのか。グループホーム、宅老所、小規模デイサービスなどの状況は現在、グループホームが幾つぐらいあるか。小規模、宅老所とかあるかどうかお聞きします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 認知症の方々が利用されるグループホームについては2カ所、中城愛

誠園、いなほの2カ所があります。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 わかりました。誰でもなり得る病気と言われている認知症は、若年性もあります。本を出版された38歳の方がいらっしゃいます。認知症を隠さず公表し自身の認知症について書いていらっしゃいます。しかし中には足、腰が痛くてお家で昼中は一人でトウルバツテ座っている方もいらっしゃいます。それが認知症につながらないか。福岡市の大牟田市では行政が明確なビジョンを持ち続け、アクションプランというのを実施しているとのことでした。ぜひ本村でも考えてほしいと思います。民生委員の機能を生かして、昔のような向こう3軒両隣のコミュニティづくりで見守り支え、地域、家族介護の支援、地域全体の意識を向上し、一人一人が正しい理解を持つことによって差別や偏見のない、人に優しい社会づくりを目指していけたらと考えております。地域の实情に合ったネットワークの構築を目指して頑張ってもらいたいと考えます。

子供のころから認知症について理解し、年寄りと触れ合う機会を学校でもいいです。子供のころからの教育というのを考えておられるか、なさっておられるかお聞きします。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(13時55分)

~~~~~

再開(13時55分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

私たち吉の浦保育所の園児たちも、全施設ではないのですが、老人保健施設に年長児が祭り等に参加して、高齢者と触れ合ったりしています。小さいころからお年寄りを大事にするという心を持つようになると思います。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 学校では、取り組みがなされていないように感じますので、ぜひとも学校の総合学習の中などで工夫をして、勉強してほしいと思っております。認知症の方を抱えている家族は夜中に何度も起こされ、たまに徘徊されると、心身ともに疲れ果て暴言が出たり虐待をしたり、ついには家族崩壊につながっていくというケースもあり、これが子供たちに与える影響は計り知れないものがあると思っております。だから、子供のときから高齢者や認知症の人に触れ、理解を深める勉強をすることが大切であり、認知症になって子供や孫の顔を忘れ、物事を判断する能力は低下しても、喜び、悲しみ、優しさといった感情は豊かであると言われております。人間としてすばらしい、価値を持った人であることに変わりはないと言われております。だからこそ子供のころより人間が老いていくということを、きちんと教えていく必要があると考えます。教育委員会ではどのように考えていらっしゃいますか。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 学校現場では全校生徒がこの認知症についての学習をするとかということは行っていませんが、職場体験学習で希望する生徒に関しては老人ホームであったりとか、そういうところに出かけて行って、老人と触れ合ったり、あるいはボランティア活動という一環で、老人ホームに出かけて行ってお年寄りの世話をしたりという活動は行っています。私としては、認知症の一つの原因として、人間関係づくりがうまくできなくて、1人になったときに起こる確率が高くなるのかなというふうに捉えています。ですから、幼いころから友達と仲よく楽しく過ごすことを、学校では、いつも学級経営と一緒に友達と仲よく過ごすというところから、一番大切なスタートになるのかなということで、認知症予防のまずスタートになる一つの方法なのかなということは考えています。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 認知症を抱えている家族の中で、認知症を抱えている人を虐待する、そういうことを見て育った子供たちがどういった子供になるのかなというのが心配です。ただ、そういったものを見て育った子供たちについては、ケアも必要ですし、人間が老いていく姿というのを本当にきちんと伝えていかないといけないと思っております。老い先の短い人が若年性もいますが、最後に認知症になって、昔のことや友達のことを忘れてしまうということは何とも悲しいことでもありますので、ぜひ皆さんそういう啓発活動、そして正しく理解をさせる活動をもっと頑張してほしいと思っております。

以上でこの認知症についての質問は終わりますけれども、最後の垂れ流しの件についてですが、これは前にも質問したことがあるのですが、現場のほうを見てきましたか。検査の方法をどういうふうにやられたかお聞きします。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。住民生活課長 津覇盛之 お答えいたします。

現場は先日確認はしております。ただ、排水溝の吐き出し口を目視で確認をしておりますが、特に変わった状況はなかったと思います。ただ本来は、検査に基づいて測定しないと結果としてわかりませんので、その辺は今後検討してみたいと思います。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 課長、見ただけではとてもじゃないですが、私はわからないと思うのです。一応現場まで行ったと思っておりますが、私はきのうも行きましたが、大潮のときに。皆さんは昼いらっしゃいますよね、勤務中のときに。人がいないときに流すというか、地域の人「僕は座り込みをしてでも、これを確認するよ」と。また「サンプルをとってきて見せてもいいよ」とかということで、朝早くとか大潮の

ときに夜遅くに流すとか、そういうことがやられていると。その流れてくるのはヨーグルトみたいなものや、チリシがごちゃごちゃ砕けたようなものもあるということで、「これ絶対ヌガーラチュー、ナランサー」と、「これは辺野古の戦いと同じなんだよ」と、「僕は同じように見ているよ」との話を、きのうはしましたけれども、大体、保健所も海の水しか検査しませんよね。このパイプから流れてくるものをきちんと検査してほしいなと。そうしないと地域の皆さんは納得しません。皆さんも現場まで行っていますので、工場長が誰かに会って、そういう話があるよということをきちんと伝えてきて、その注意もしないと、ただ行って見ただけでは、この前、工場長と知らずに、こんなことをしたら許せないんですけどみたいな感じで言って、後で工場長とわかったんですが、そういった会社の人たちとお話もして、そういったことがないように、地域からこういう話が出ているよということで、きちんとそこは教育しないと。もちろん企業は必要です。企業が入ってこないと中城もあれもこれも村長に要求してかわいそうですが、皆さんそれぞれ要求しますよね。村長は財政が伴うからとかとおっしゃっていますが、財政はなくても企業を誘致するときには、きちんと公害防止協定を結んでいるかもしれませんが、きちんと後の検査とかメンテナンスをきちんとやってほしいです。今までは日本石油のところの川の問題だけが取り沙汰されていて、しょっちゅう川にヘドロがたまっているなど、今はきれいにやられていて環境はよろしいのかなと思っています。環境といたら、川の前は魚が浮いたりもしていましたが、今は皆がいろいろと質問をしたおかげで、きちんとやられていて、向こうの久場、泊の地域づくりがどうなるかというのを都市計画課長も退職なさいますし、私の目の黒いうちにきちんと解決してほしいなと。しょっちゅうあそこを通るたびに草ぼう

ぼうしているんですね。この前まではバラスを敷いてきれいにしてあったのに。貸すこともできない、そして自分で利用することもできない。地域づくりにも力を入れてほしいし、そういった企業がこれから多分たくさん誘致されると思います。そういったときに企業ときちんと公害防止協定を結んで、役場の権限がどこまであるかというのがよくわからないのですが、権限を行使してでもきちんとやってほしいと思います。以上で私の質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩（14時08分）

~~~~~

再開（14時19分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして仲座 勇議員の一般質問を許します。

13番 仲座 勇議員 皆さん、こんにちは。13番、仲座でございます。議長から許可が得られましたので、一般質問を通告書に従いまして始めたいと思います。

大枠1番、特定農地貸付の件。 村民が野菜や花等を栽培して自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めることに資するため、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）の規定に基づき、村民からの特定農地貸付の状況を伺います。

大枠2番、宅配業者の件。 見晴らしがよく、穏やかな住民生活を朝早くから夜遅くまでその作業が続いている企業に、近くの住民が混乱しています。交通安全対策の措置を行っていただきたいと思いますので、所見を伺います。お願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 仲座 勇議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、農林水産課のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましては、住民生活課のほうでお答えをいたしますが、お尋ねの大枠2番についてでございますが、村としてもしっかり精査をして、担当課のほうに指示をして対策を練っていきたいなと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それでは仲座議員の質問、大枠1のにお答えします。

現在、中城村では特定農地貸付法による市民農園を開設しておらず、村民への特定農地貸付は行っておりません。また、農地を貸し出す農家がないため、本村では開設は難しいと思っております。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それでは仲座 勇議員の大枠2についてお答えをいたします。

御質問は南上原にある宅配企業の件と理解しておりますが、同営業所は本年6月に営業を開始しております。業務上、配送車両の出入りが多いものと考えられたことから、本年7月には南上原自治会とともに営業所に伺い、直接所長へ安全運転の徹底と村の交通安全啓発事業などへの協力を依頼しております。また、営業所付近にはドライバーに注意喚起をする立て看板も設置をしております。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 浦添役場から資料をもらってきたのですが、結構歴史があるのです。中城村の南上原地区は畑もなくアタイグラーもないものですから、こういう機会。また遊休地、耕作農地だったと思いますが、どう思いますか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

南上原にある土地だと思いますが、現在、そういった農園をつくってくれとの要望もありません。また各家庭内でアタイグラーと申しますか、そういう野菜をつくっているものですから、役場にも施設をつくってくれと要望はないです。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 南上原じゃない、課長ちょっと勘違いしている。下地区のほうで農地を、遊休地を利用して、個人には貸さないけれども役場には貸すと思うのです。そのところを利用して、もう一度再考をお願いしたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

現在、耕作放棄地が課題になっています。今、現状としてまだ整備していません。農地としてあいている場所はほとんど農家の方が利用しているものですから、まずは耕作放棄地の対策を行って、それから村民からの要望があれば、施設をつくってあげればと思っています。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 浦添は結構歴史が長いですよ。そのところも参考にしながら、無償で2カ年ぐらいになっています。だから、そういうふうにして役場が借りて、こういう割り振りをすると結構やりやすいんじゃないかと思っています。課長、これ資料です。あげます。1はこれで検討してくださいね、課長。1番は終わります。

2番ですが、8月13日日曜日、私はこの現場を、うるさいということで見に行ったんです。アイドリングを荷物を冷やすために。4台がエンジンをかけていたものですから、これはちょっと問題だなと思っていたんです。もう生

活や体調を壊すぐらい大変だと言っています。そこにはまた保育園、幼稚園、それから学童保育、そういう施設もそろっていますし、また駐車場も足りない。軽トラックが、もう住宅のところに車をとめたりして、朝早くから夜遅くまで荷物を積み込みしていたそうです。そこも含めて、やはり指導しながらよく見てもらいたいなと思っていますが、対応は考えていますか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

これまで直接住民からの苦情は我々のところにはございませんけれども、向こうは営業時間が8時から9時までということですので、極力車両のアイドリングは夜間とか早朝は自粛するようにということで、今後また要請をしていきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 今までにも相談を受けたんですが、8月13日日曜日、9時ごろ呼ばれたんです。夜中に見たら4台がアイドリングをしているわけ。もうすごいですよ、やはり。それと、やはり乗り降りする場所は表がいいんじゃないかと思っていますし、住宅地に向かっているわけ。そのところは地元の方は、ここにこういう施設をつくらせるものではないという話でした。どう思いますか、課長。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今、この企業については第二種住居地域で、その事務所がつかれる地域となっています。この奥間南上原線は下が店舗、上は住宅になっていますので、今言っているのは幹線側に出入口という話ですが、土地の地主の使い勝手の話がありますので、これは役場で許可できないとかできるというのは問題はないと思います。現状の用途に適応した土地利用をやっていきます。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 これは住民生活課長をお願いしたいのですが、安全、それと騒音。アイドリングは会ってきたらですよ。そうしたらすぐやめましたよ。翌日からやめています。だからね、説明して協力願いでくださいね。以上で一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、仲座 勇議員の一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（14時31分）

## 平成29年第4回中城村議会定例会（第21日目）

|                                                 |                 |                       |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|-----------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成29年9月8日（金）    |                       |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                       |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成29年9月28日 （午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 平成29年9月28日 （午後3時16分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>( 出 席 議 員 )                      | 議 席 番 号         | 氏 名                   | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 石 原 昌 雄               | 9 番                                | 仲 眞 功 浩   |
|                                                 | 2 番             | 比 嘉 麻 乃               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 大 城 常 良               | 11 番                               | 新 垣 徳 正   |
|                                                 | 4 番             | 外 間 博 則               | 12 番                               | 新 垣 博 正   |
|                                                 | 5 番             | 仲 松 正 敏               | 13 番                               | 仲 座 勇     |
|                                                 | 6 番             | 新 垣 貞 則               | 14 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 7 番             | 金 城 章                 | 15 番                               | 宮 城 重 夫   |
|                                                 | 8 番             | 伊 佐 則 勝               | 16 番                               | 與那覇 朝 輝   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                       |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 2 番             | 比 嘉 麻 乃               | 3 番                                | 大 城 常 良   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 新 垣 親 裕               | 議 事 係 長                            | 我 謝 慎 太 郎 |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介               | 企 画 課 長                            | 大 湾 朝 也   |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典               | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治               | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 与 儀 忍                 | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 比 嘉 義 人   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 津 覇 盛 之               | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 知 名 勉                 | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 稲 嶺 盛 昌               | 生 涯 学 習 課 長                        | 金 城 勉     |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 仲 松 範 三               | 教 育 総 務 課<br>主 幹                   | 安 田 智     |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 村 盛 和               |                                    |           |

議事日程第7号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に新垣徳正議員。

11番 新垣徳正議員 議席番号11番 新垣徳正でございます。去る6月定例会におきまして、比嘉教育長任命に際し、村長の見解は聞かせていただきました。平和行政については、浜田村長、御本人が確固とした信念と識見をお持ちでいつも力強く感じていることでございます。その浜田村長の任命を受けての比嘉教育長の就任ということで、私個人としても大きく信頼いたしております。今後の教育長の活躍を期待しつつ、私の一般質問を行いたいと思います。よろしくお願ひいたします。それでは順を追って、質問させていただきます。

まず大枠の1番において、教育現場における種々の取り組みについてでございます。質問の内容といたしましては、昨年12月の定例会においては、呉屋教育長に伺った、同じような質問をまた比嘉新教育長にも伺いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。教育長就任あいさつの中でも、語られました知育、徳育、体育に関する、それぞれ具体的な所見をお聞かせください。学校現場での平和教育、平和学習の取り組みをどう評価するのかをお聞かせください。教育長になられたばかりでなんなんですが、今まで教育現場で多くのことをなさってこられたので、教育長なりのお考えを述べさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。戦後平和教育の基本とも言うべき、「教え子を二度と戦場に送らない」の教育方針についてどう考えますか。また現行の教育現場においてそのことは実践されていると考へておられますか。沖縄の反基地、反戦運

動を、児童生徒たちへの平和学習の一環として捉えることはできないか。例えば、ガマでの体験学習を通して戦争の悲惨さを伝え、教えるように、辺野古基地建設反対の抗議行動が行われている基地ゲート前で様子を生徒たちに見てもらおうというようなことです。学習指導要領における外国語教育がなぜ英語なのか、それ以外、例えば韓国語、中国語などではいけないのか、あるいは琉球語(ウチナーグチ)などについてはどのように解釈なさっているのか、よろしくお願ひいたします。教科書採択問題について、那覇地区教科書採択協議会において、他社版に比べ、愛国主義的傾向の強いとされる、「東京教育出版」の教科書が採択され、関係各方面から問題提起がなされておりますが、それに関する教育長の見解を伺います。これに関しましては、にしましては、本村が加盟する協議会の直接関係するものではございませんが、同じ採択経緯を得る協議会としては気になる場所がありますので、その辺をお答えいただければと思います。以上、よろしくお願ひいたします。

議長 與那覇朝輝 今、議員からもお話しがありましたように、村長の平和学習等の取り組み等は従来より表明されておりますので、教育長からすぐ答弁をお願ひいたします。教育長比嘉良治。

教育長 比嘉良治 おはようございます。新垣徳正議員の御質問にお答えします。

の知育・徳育・体育のバランス良く育てるための具体策に対してですけれども、まず教育基本法による教育の目的は簡潔に2つ述べられております。一つは人格の完成。つまり自己実現で自分自身や周りの人が幸せに過ごせるようになること。もう一つは社会で活躍できる人材の育成。村長も教育ファーストの考え方で、将来の中城村を背負って立つ人材育成をすることを常に考へておられます。共通認識の元に進めていきたいと思っております。知育に関してです

けれども、「確かな学力の向上」で次の3つが柱となります。一つ目は基本的な知識・技能を習得させること。二つ目は思考力・判断力・表現力の育成。そして三つ目は学習に対する望み方、意欲です。この3つを授業改善を中心に推薦していきます。徳育に関しては、豊かな心の育成です。道徳の授業を要として、中心に全ての教育活動で推進していきたいと。体育に関しては、体育の授業を中心として運動会などの体育行事、部活動などで推進していきます。これらのことは全て、学校経営計画に年間の指導計画として児童生徒の実態、それぞれの学校の実態に合わせて計画がなされています。その計画に基づいて推進していきます。

の平和教育、平和学習についてですが、学校は学校経営計画に平和教育の指導に関する年間計画を作成していて、その計画に従って平和教育を実践しています。また各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間や行事などでも指導を行っています。

の教え子を二度と戦場に送らないということに関しては、もちろん私も賛成です。もちろん学校現場において、平和学習として教職員は戦争は二度と起こさないというスタンスで指導をしています。しかしながら、学校における平和教育は戦争のことではないと考えています。学校では戦争の恐ろしさや命の大切さ、そして人間としてやってはいけないこと、いじめがなく友達と仲良く学校生活を送ることができる等をきちんと指導を行っています。

の沖縄の反基地・反戦運動を平和学習として取り組むことは考えていません。学校は基本的に中立の立場であることを考えると基地の実態や戦争の恐ろしさ、平和の大切さを教えていきますが、基地に反対するかどうかは保護者や本人の判断だと考えています。というのも、生徒の親にはいろいろな職業の親がいらっしゃいます。それによって収入を得て、生活をしてい

る保護者もいらっしゃいます。そういうことを考えると親や本人の判断に任せるべきではないかという考えです。

の学習指導要領の外国語がなぜ英語なのかについては、学習指導要領は日本全国どこに住んでいる児童生徒も同じ教育水準を保障するものです。そこに英語を基本とすると明記されています。また、世界的に今の現状として、英語が主流とされている情勢を考えますと他の国の言葉より英語を教えるべきだと思っています。ウチナーグチに関してはとても大事だと思っています。現状として学校現場で教えるには教師自身もウチナーグチをわからない。時間確保の面でも学校でウチナーグチを教えるのはとても難しいことだと考えています。

那覇地区の教科書採択については、中頭地区ではなくて他地区の採択ですので、その場に私がいたわけでもなく、意見を言うことは控えたいと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

11番 新垣徳正議員 ありがとうございます。教育長、思っていたとおりではございませんが、これは前教育長にも同じような回答をもらっております。基本、誰も皆さん戦争に賛成している方はいないと思うんですね。皆さん戦争には反対ですよ。それはみんなよくわかっております。ですから反対だからといって、その戦争が反対というある一つの意思表示的なものでこういうことができないのかなというふうなことがあるものですから、戦争は反対と言って心に思っているだけでは、今までのようにやはり戦争は起こってしまうのではないかと。それぞれが日々毎日、意識しながら何かにつけ「いや、戦争は反対ですよ」ということを言う必要があるというふうに思います。先ほど親御さんの話もありました。とても悩ましい問題ではあるんですが、その辺に関しましては、教育者としてはそれぞれの子供たちの立場であったり、

そういうのをおもんばかりで教育はやっていくべきだとは私もそれは十分思っております。その質問の中の1番の知・徳・体に関しましても、それはそれぞれ学習指導要領であったり、そういう中から実施すべき要項、項目もあると思いますので、これもまた我々がどうのこうのと言ってするものでもございません。2番目の学校教育の現場での平和教育についてもそうなんですけど、これは学校行事の一つですから、学校の年間の授業計画において、そのときの時期的なものもあると思いますが、6月になったら慰霊の日を中心にして、子供たちに平和を訴えるための平和学習に取り組んでもらうというようなことは、今までやってこられたことであるというふうに認識はしております。

3番目の件なんですけど、これにつきましては、「教え子を二度と戦場には送らない」。学校の教職員に対しまして本当にとても意識してほしいと思うんですね。この教育関係に関わっている方たちに対しては、まずこれを基本にしてほしいんですよ。自分たちの子供たちをもう二度とこういう戦場の場に送らないという。それはなぜかと言うと、皆さん御存じのように、先の大戦において、教育、そして全ていろいろな面において、「やれ戦争、戦争」というふうに突き進んだ、そういう苦い経験をこの国は持っているわけなんです。そこから大きく学んで、もうそれ以上、あんな悲惨な目に、自分たちが教えている子供たちにはさせない。そして自分の子供たち、孫たちにもさせまいというふうな思いがあって、この教育現場で今まで取り組んできていることと思っております。実はつい先だってなんですけれども、現場の教職員を含めた中頭地区の教育学習会に参加する機会がありまして、その中に参加してきたんですけど、その中で、現在、教職員組合の加盟率が40%という話があり、そのことでこの方は数字的には決して40%というのは低くない数字だというふう

におっしゃっていたんですね。数字で示される以上に意識を供用する仲間がいるということを確認しているということで、加盟率は40%ではあるんですけども、加盟はしていなくても同じような意識を持っている仲間たちがいるということで、するとその方がその仲間のことをサイレント・マジョリティー的だと、そういう存在だというふうに言ったんですね。それですごくそのことを考慮しても好意的に捉えているという話をされていたんですけど、私はそれにちょっと納得するところもあるんですけど、その反面に大いに疑問を持つところがあったんですよ。何かと言うと、果たして本当に現場の教師が、その方がおっしゃるようにサイレント・マジョリティー、皆さんよく御存じだと思いますけど、いわゆる物言わぬ多数派なんですよ。この物言わぬ多数派でいいのかということなんです。逆に教師であるべきものは、教師たるものというのは、物言わぬ民は滅びるということをしかりと自覚を持って、教壇に立って、そのことを示していくべきだと私は思っているんですね。ここで物を言ってしまったら何かがあるのではないかと。思いはあるんだけど、今、物は言えないんですというふうな、まるで以前にもそのようなことがありましたよね。私はその戦時中生きていたわけではないんですけど、今までの戦後史が戦前のことを示すように、今の平和教育、平和学習の中で聞き取りをするときにでも、子供たちが、お年寄りたちに「なんでそのとき戦争はいやだと言えなかったの」「なんでそのときに戦争をとめようとしなかったの」という質問をよくされますよね。そのときに方々が答えるのは「そんなときにはそんなことは言えないよ」と。その時代でそんなことを言ったら、「おまえは売国奴だと。それで非国民だと言われて、それで排除されるんだと。そんなときにそういうことは言えない」ということを言われるんですね。まさにこの状況が今あ

るんじゃないかなと、それも教職、教育の現場でサイレント・マジョリティー的な「物言わぬ多数派」がそういう教師が出て来てしまったときに、果たしてその子供たちに対して、ちゃんと向かい合っていけるかということをしごく疑問に思ったんですね。まず教師が向き合うのは子供たちであって、決して国ではないと思うんですよ。国の顔色を伺いながら、まともな教育環境が確立できると言えるかと言ったら、決してそういうことはないと思うんですね。教師自身が確信を持って「ナランサー、ナラン」と間違っていることは間違っているんだということ、それが当たり前でできるような環境。そういう教育環境をつくってあげるべきだと思うんですね。それが今の教育者が担う役割だと私は思っているんですよ。悲しむべきことに国策を遂行するにはまず教育からというのがあるんですね。昔からその構図があって、それで最近、この構図が既にもう教育現場において、完成されつつあるのではないかというふうに、私は個人的にすごく懸念しているところがあります。まさに戦前戦中のような皇民化教育の伏線が引かれ始めているのではないかなというふうにすごく危惧される所を私は感じているんですね。それでそういう平和教育についての質問をさせていただくんですが、先生方は本当に厳しい状況だと思うんですよ。今、ここ最近もさまざまな制度が、特に教育評価制度もその一つなんですけれども、教員制度ですね。それもその一つではあるんですが、国や文科省の指導に異を唱えれば職を失う。処分の対象になる。おかしな話ではあるんですけども、実際にこのようなことが、この今の教育現場で起こっているんですよ。教育長もよく御存じだとは思いますが、例えば君が代のピアノ伴奏を拒否して処分された教師もいます。そして国歌斉唱の歌を歌わなかったということで、これも処分されている教師もいらっしゃいます。国家法を制定す

るに当たって、国はそれはなんら義務的なものではない。それに罰を加えるようなものではないということをはっきり言ったんですが、しかし、国はやはり頭がいいんでしょうか。今度は、教育指導要領のほうでくくるようにしたんですね。ちゃんとこれをしなさいというふうに。どっちが上位法になってしまうのかはわからないんですけども、この教育指導要領のほうで、今度は先生方は縛られるようになってくるんですね。学力テストもその方向性にとってかわるのではないかというふうにすごく危惧されるんですが、ある先生の話では、この学力テストの結果が、その制度の評価の対象となり、受け取る給料にまで影響を及ぼすのではないかという懸念の声もあるそうです。例えばこの教員評価制度ということに関しても、ではその教員をどういうふうに評価するのかというのはすごく難しいところだと思うんですよ。製造業であれば、これだけのものをつくって、これだけの残業をしてこれだけの物ができたというふうに一つの形ができますよね。でも教員の場合には、ではどうかと言ったら、それを評価するような何か目につくようなものはないと思うんですね。何かと言ったら、その学力テストです。この学力テストで自分が受け持っているクラスの子供たちの成績がグリーンと上がれば、その人の評価が上がる。次のクラスになった人の教師がそれに力を入れていないわけではないんですが、それぞれの教師の役割、個人的なものがあって、ちょっと学力テストの評価を下げってしまった。そしたら前年の先生に比べたら、今回の先生は学力テストを悪くしたということで、それで評価が下がるというふうなことは、当然わかってきますよね。果たして、教育というのは本当にそれだけのものかということになったら、私は違うと思うんですよ。その辺、すごく今の教育者、教師の方は、すごく大変なところに置かれているのかなというふうに思いはするんですけど

れども、だからと言って、そこをよく最近言われるそんたくですか、その上のほうを選択して、こうなったらああなる。ああなったらこうなる実際になるわけではないかもしれないとか、いろいろなことを考えながらも、やはり自分の身は自分の保身ですよ。人間ですからそれは仕方がないと思います。もしそうなったら職を失う。そんなことになったら、もしかしたら結婚して子供もいるかもしれない。そういう方々の生活も全て崩してしまうようなことにもなるかもしれないのは重々わかっているつもりはあるんですが、でもやはり何のために教師になったかということなんですよ。本当にただ多分皆さん、教師になるときはその子供が好きで、そして子供たちの将来をおもんばかって考えて、少しでも子供たちの将来の力になってやろうという思いを持って私は教師になっていると思うんですよ。多分比嘉教育長も最初のころはそうだったと思います。今はそうじゃないというわけじゃないんですが、そういう初心的な思いがあったのではないかと私は思っているんですけども、そういう中において、二度と教え子を戦場に送らないということを今の国の教育方針、文科省の方針に従って、本当に実践できる先生方がどの程度、いるのかというのがすごく疑問に思うところなんですよ。教師にとっても本当に大変厳しい環境にある中で、先生方にあえて私が、言わせていただきたいんですけども、自己保身に走るなということ。子供たちと子供たちの将来を守ってあげてくれとそう訴えたいんですね。先ほど話したように、先生方にも生活というのがあって、大変無責任な発言と思われるかもしれませんが、先生方には本当に職業教師にだけはなってほしくはないんですよ。本当に教師とはなんなのかということ、昔の教師の話をよくするんですけど、我々が小さいときの環境もそういう環境でした。この間の議員控室のほうでもそういう話があった

んですけども、昔の先生方は家庭訪問のとき、本当にどこかの国の王様が来るような待遇で各家庭で迎えたと思うんですよ。掃除してきれいにして、いろいろな普段食べないような物まで準備して、それでまた子供たちは子供たちで自分のお家に来る前に前の先生が行っている家庭に出向いて、家の前で待っているような状況がずっとあったんですね。それほど以前の教師、先生というのはすごく聖職と言っても不思議ではないぐらいの存在だったと思います。最近、よくこの職業教師というふうなことがあって、ある一部の教師の不祥事で、本当に一部の教師の不祥事なんですよ。その教員評価制度ができたのも、それを口実に教諭を縛ろうというふうなことで出てきたと思うんですね。ごまんという教師の中から、本当にこの0.0何%の魔が差した教師のせいで、教師全体が縛られている状況が今あるのかなというふうに思っております。それに対しては、本当は現場からもっと声を挙げてほしいというのも実際あるんですよ。ぜひ職業教師にだけはなってほしくないというのをこの場をかりてでも教育長に伝えておきますので、また教育長からも教育現場のほうでも、そういうお話をさせていただければと思います。これは教師だけではなくて、我々議員も単なる職業議員で終わってしまったらだめだと思うんですね。同じように我々も自戒する意味でも、それは私もすごく思っているところなので、職業議員にだけはなりたくないとも思っております。ぜひそのところでまた一緒に教育、そして我々議会も一緒になってやっていけたらと思っておりますので、よろしくお願いします。以前にも同じようなことを言ったと思いますが、学校においては教師が、そして家庭においては親が先ほどもそういう話もされていましたが、また地域においては大人たちが平和な未来を子供たちに残していくことが我々、大人の責任であるというふうに考えております。ぜひ我々も

一緒になって頑張っていきましょう。教育長におかれましては、教育長の責務として現場教師が本来あるべき環境で自由に子供たちへの教育に取り組めるように外発の盾となり、子供の側、そして教師の側、現場主義の立場でもって職責を果たしていただけますことを期待しております。ということで、今後とも本村の平和教育については、担っていただきたいと思います。長くなりましたが、これには答弁はいたしません。

あと 同じようなことではあるんですけども、教育長、これはもう学校の中立性それで政治の不介入というふうなことで、反基地の問題とか、そういうものには余り関わらないというお話ではあったんですが、あえて言わせていただきますが、この間、歴史資料館での平和展がございました。私、ちょっと足を運んで見させてもらったんですけども、その入り口のところに戦争と平和について、来館者の書き込みのコーナーがあり、小さいメモ用紙に書いて、それをぺたぺた張りつけるような状況でつくられていたんですが、しばし足をとめて拝見しました。書かれているのは子供たちが多かったですね。字を見てこれは小学生や中学生が書いたものだな。メッセージだなというふうに自分は思って、読んでみたんですけども、当然、全部読んでほとんど皆同じように戦争はだめです。平和が大事なんだとほとんどそのようなことが書かれていたんですね。私はうがった見方で、誰か一人でもいいから、「戦争大賛成。平和なんてくそくらい」というようなことを書いてあるのではないかとあって、一生懸命探したんですけども、何一つありませんでした。それも当然だと思ってはいるんですけども、それで一つ感じたことというのは、多分先ほど教育長がお話をなさったこれまでの学校における平和教育の取り組みの結果がこれらの寄せ書きにつながっていて、戦後の平和教育を学ぶ過程において、沖縄戦の実情を通して戦争がいかに悲惨で

平和がいかに大切かを実感できる教育が確立されているものだというふうには私は実感したんですね。だからそのことに関しましては、それは大いに評価されることだと私自身は考えているところなんですけど、しかし先ほどの話のように、現実的な平和学習であり、平和教育の推進を図ることもまた必要だと、最近すごく感じているんですね。それが私のいう先ほど言った反基地、反戦運動の平和教育への取り組みの提案なんです。皆さんよく御存じのように沖縄県においては、70年以上にわたって戦後、米軍基地の存在があらゆる社会問題として、形を変えて存在していました。いまだ解決されることのないこの問題は戦争と平和を考える上で、決して避けて通ることのできない大きな問題であると認識いたしております。そのことを本村の平和学習の一環として捉え、課題の一つとして確立してもよいものではないかなと考えているんですね。基地というのは、どうしても戦争につながるんですよ。その基地から出ていく軍用車両はどこに行くんですか。その基地から飛びだっていく戦闘機はどこに行くんですか。全て戦争につながるんですね。軍事基地というのは、そういうことも踏まえると戦争と平和というのは、必ずしもあの悲惨な沖縄戦で終了ではないんですね。そこからつなげていくのもまた教育の一つではないかなと私は思うんですね。先ほど教育長も話をされていたように大変難しい問題ではあると思うんですよ。別に私は何もここでそのクラスの中で、「基地は反対だよ。基地はあってはならないよ。こんな米軍基地の軍雇用員なんかは勤めてはだめだよ」というような話をしてくれとは言っていないんです。この実態を見せてほしいんですよ。それで子供たちにそれなりの考えをさせてほしいんですね。この間も話したんですけども、私たちはよく辺野古へ行くんですが、吉の浦会館で子供たちに「どこに行くの」と聞かれたときに、「辺野古へ行くんだよ」

と言ったら、「えっ、何、辺野古って」と言われましました。すごく悲しいんですね。そういう受け答えをされると。辺野古の基地に反対しなさいと言っているわけではないんですよ。どんな活動をしているのか。この基地はどういうところなのか。このフェンスは、自分たちが生まれる前からもうある。地面からこのフェンスはニョキニョキと生えてきたのかとそういうことも考える必要があると思うんですね。そういう思考を先ほど教育長が言っておられたように、創造性豊かな子供たちの教育、それぞれの思考を育てる。洞察力を身につけさせる。そういう教育なんです。それは必ずしもこの1 + 1から生まれてくるものではないと思うんですね。そういうところに行って、その基地の状況、これがもう普段から当たり前になっているフェンスが一体何なのか。そしてこのフェンスの中と外との違いは何なのかというのを考えさせればいいと思うんですよ。こちらが悪いとか、こちらがよいという判断は彼らがするんですよ、子供たちが。飛び立っていく戦闘機を見て、「わぁーカッコいい。自分もあれを操縦してみたい」という子供もいて当然だと思うんですね。でもわからなかったら何にもならない。知らせなかったら何にもならないと思うんですね。それも一つの平和教育、平和学習の一環だというふうに捉えてもいいのではないかと私は思っております。毎日、基地のゲート前で座り込んで、警察、機動隊に排除されて、当局からは犯罪者扱いまでされながらも、なぜその人たちは警察当局の言う道路交通法違反を犯してまで米軍基地の撤去を訴えるのか。沖縄戦の語り部からよくお話を聞きに行くように、こういう人たちから話を聞くのもいいと思いますよ。沖縄戦の実相を知る語り部の数がどんどん高齢化して少なくなっていくと、戦争を伝えるものがなくなるのかというふうによく聞くんだけれども、そうではないんですよ。その辺野古の基地のゲ-

ト前にいけばそういう人たちが座り込んでいるんですよ。警察に足を引っ張られ、手を引きずられながらも行動する人たちに聞いてみるんですよ。「どうして、そんなことをするんだ」と。「警察の方は交通妨害だ、あるいは道路交通違反だと言っているんですけども、なんでそんなことまでしてあなたたちは座っているんですか」ということを聞いて回ればいいんですよ。それはそういう人たちから話を聞いて、それを聞いた、子供たちが判断すればいいんですよ。その人たちが言っているのが正しいのか、悪いのかという判断は、できると思うので、ぜひそういう取り組みもしてほしいなということを思うんですが、今までも平和学習の教育に関しては、平和がいかに大切かという。戦争がいかに悲惨なものかは、この沖縄戦の実相を通して子供たちに伝えてきたと思っております。それはすごく評価すべきものだと私も思っておりますが、いかにしてその戦争はいけない。平和が大切だといいいながらも、ではどうやったらその戦争をなくして、その平和を築いていくのか。その平和構築するのかというのを今から教えていく必要もあるのかなと思うんですね。子供たちはただあの中に書いてあるように手を合わせて、「ああ、戦争は起きませんように。ずっと平和でありますように」と神様に祈れば、平和がやってくる。そのような感覚でしか戦争と平和を捉えていないのかなと。あまりにも現実味がないのかなというふうに思ったんですよ。ぜひそのことも考慮して、子供たちには現実の問題として、そういう問題があるというのを知らしめる教育も必要かなと私は思っておりますので、特にこの沖縄県においては、もう戦後70年間ずっとそういう基地が存在してそれが当たり前になって、そしていろいろな問題があるということも考えさせる機会にもなると思います。考えるということで、人はどんどん成長すると思っておりますので、ぜひその辺の取り組みもしてほし

いなというふうに思いますが、先ほど教育長、それは我が教育の部分ではそこまではやらないというような話をされておりましたが、今の私のお話を聞いて考えが改まったのかどうか、お聞かせいただけますか。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 基地の実態を知らせるという面では不足している面は子供たちに伝えるべきだなというふうなことは思いました。しかしながら、現場に連れて行くのはやはりこれは保護者本人の判断に任せたいなと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

11番 新垣徳正議員 そういうことなんでしょう。各クラスでの取り組みとか、そういうのもできると思いますので、ぜひそれなりの取り組みもしていただければというふうに期待いたします。

続きまして、5番目の英語教育なんですけれども、これは前回、呉屋教育長も同じようなことを言われたんですが、今は英語が世界共通語だと。それで一番認識されている言語だというふうにお答えしていただいたんですが、実は私そのことにも甚だ疑問なところもあるんですが、なぜわざわざ国はここにきて英語教育の推進を図るのかということを考えてことがありますかね。教育長。なぜここで今、英語教育なのか。今までそんな英語教育とかそんな重要ではなかったんですけれども、ここ最近、小学校の3年生まで英語でということを行っている。どういう思惑があると思いますか。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 背景にあるのは国際社会で活躍できる人材を育成することにあると考えています。やはり世界的情勢の中で今英語が主流であるということを考えますと、コミュニケーションの能力の一つのツールとして、英語が重要であると。実は今中学校においては、国

語より英語の実数が多くなっています。それに関して私自身は国語を優先すべきだという考え方を持っているんですけども、国語をきちんと学習の中で抑えないと、英語が間違っただけの国語の解釈になるのではないかというふうな考えはあります。ですから私はそういう考えではあるんですけども、今現状としてはそうなっています。根本は国際社会で活躍できる人材を育成することに背景があるのかなと捉えています。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

11番 新垣徳正議員 最後に、今挙げた3つの点、学校における平和学習で基地問題を取り上げていただくこと。そしてウチナーグチのほうも考慮していただくこと。そのことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣徳正議員の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩(10時42分)

~~~~~

再開(10時52分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして宮城重夫議員の一般質問を許します。

15番 宮城重夫議員 皆さんおはようございます。ただいま議長のほうから許可が出ましたので、宮城重夫一般質問を始めたいと思います。先ほどやはり新垣徳正議員の72カ年間戦争の後遺症はまだ沖縄は払しょくされていない。今後も続きそうな状況である現状から見て、徳正議員の熱い思いと壮大なテーマに対する一般質問の後にはちょっとやりにくいんですけども、頑張っていきます。それでは質問書に基づいて質問を行います。

大枠1番ですね。社会福祉事業に関して。指定就労継続支援B事業所きりりに対する村行政のかかわりはどうなっているのか。事業内容

は、どのような支援活動をしていますか。利用者は何名で、支援する職員は何名ですか。事業費の総額は幾らで、村からの助成額は幾らですか。で中城村障がい者地域活動支援センターむつみに対しては、先ほどの質問と同じ内容での御答弁をお願いします。

次、大枠2番。この件に関しては私自身結果は知っていますけれども、村職員の仕事に対する情熱と実行力を村民に知らすためにもあえて質問をしていきます。

2番、道路管理について。当間地内村道吉の浦線と当間前原線が交差する地点付近で安里方面から役所方面に車で向かう時に一時停止線で街路樹の枝に吉の浦運動公園方面からの視界が遮られ交差点を通過するときに大変不便です。交通安全確保のために街路樹の枝打ちはできないか。当間集落内道路で当間46番地、30番地、31番地付近で側溝のふたが開けられ、駐車場からの車の出入りのために車道と駐車場段差をなくす目的でふたが斜めにおかれ長さ約20メートルにわたり道路上に突起しています。地域住民から危険との苦情がありました。現場を確認して改善できないか、お伺いします。以上、答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは宮城重夫議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、福祉課のほうでお答えをいたします。大枠2番のほうにつきましては、都市建設課のほうでお答えをいたしますが、私のほうでは大枠2番の 大変個人的なことでもありますけれども、私も1カ月ほど前にこの御質問の交差点で、あわやという場面に遭遇いたしまして、これは改善しなくてはならないものだなと思っていた矢先にこの質問がございますので、しっかりと担当課と応急措置はされているようでございますけれども、今後、この箇所はおそらく交通量もふえてくる箇所だと

思っておりますので、今後、抜本的な改善策はないかも含めて、検討をして当初の改善はされているようではございますけれども、今後も注視していきたいなと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 宮城重夫議員の御質問にお答えします。

大枠1の きらりは障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業所として、県の指定を受けています。村内には同じようなA型、B型事業所が10カ所あります。きらりの現在の登録人数が15名、1日10から14名程度が利用しています。職員は5名が常勤しています。活動内容としては、石焼き芋・パンの販売、民間事業所の清掃作業、肥料販売等を中心に就労に必要な訓練として実施しています。村からの支援としましては、ほかの10カ所の事業所と同じように障害福祉の扶助費から毎月約170万円、月や利用者の人数によって、若干変動はありますが約170万円を毎月支払っています。

地域活動支援センターむつみは、地域支援事業の必須事業として社会福祉協議会に村が委託しております。登録人数は16名ほど、1日3名から多いときで10名程度が利用しています。職員2名を配置し、アルミ缶のつぶし、さおり織り、手工芸、レク等を通し地域との交流を図っています。今年度は822万2,000円で村と委託契約を結んでいます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 大枠2の について、お答えします。

について、道路利用者から連絡があり、現場を確認し街路樹の伐採を行いました。現地は交通量が多い交差点であることから定期的に管理を行うことで、歩行者・自動車が快適かつ安全に利用できるよう維持管理してまいりたいと思います。

について、通常、村道からの乗り入れ加工等を行う際には、道路施工承認申請が必要となり村から許可を受けなければなりません。現地については、申請もなかったために利用者に対し、加工する際には申請が必要であること、無断で排水ぶたを加工しないように指導しております。その際に現場復旧も行っています。地域の方も都市建設課に連絡すれば、こういう維持管理についてはすぐ対応しますので、自治会においても道路管理者に連絡するよう周知をお願いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 まずはこのほうから早速の対応を都市建設課、そして職員の皆さんのやる気度に対して、本当に感謝いたします。それをまた村民にも私からも大いにアピールしていきたいと思います。

続きまして、に移ります。今回の社会福祉事業関連での一般質問を思いついた根拠というのは、実は去る8月25日に当間の集団健診が吉の浦会館でありまして、その日に受診に行っただけです。ちょうどその日にきらりの利用者さんが支援者に伴われ受診に来ていました。彼らのしぐさや行動を見て、平日どんな生活をしているのか知りたくなって、後日、社会福祉協議会のほうを訪れて、きらりあるいはB型就労支援センターを視察して、結果、疑問に感じたことをきょう一般質問で聞きたいと思っています。今回の衆議院の解散選挙と同じく短期決戦で一般質問の締め切りまでが10日間だったので、非常に日にちがなかったので不完全燃焼に終わるかもしれないけれども、再質問を進めていきます。社協の総予算は幾らですかね。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

平成28年度の社会福祉協議会の決算報告から御報告したいと思います。社協の全体的な歳出の決算額が7,754万8,000円余りであります。歳

入のほうは7,945万5,000円となっております。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 その中から5名の職員あるいは2名の職員も含まれたわけですか。きらりの職員とあるいはむつみの職員の給料も含めてですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 先ほど報告いたしました歳出決算額については、きらり、むつみ、全施設のとして入っております。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 その中で事業所の利用者が3名から10名、あとはむつみが15名ぐらい。その利用している方々の人数に対しては事務所と言いますか、その中はあまりに狭すぎるのではないかと思うわけですよ。作業もむつみのほうでアルミ缶つぶしとか、そういうことをやっていて、レク活動、さおり織りとか、いろいろ活動はやっているんですけども、その活動をするアルミ缶なんかをプレスする場所なんか日よけもないし、雨宿りもない、炎天下でやっているような感じですけども、その現状はどうですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

私たち福祉課が委託しているむつみに関して答弁したいと思います。確かに、私も何度か足を運びましたが、室内はバリアフリー対応とはなっておりますが、人数的に少し狭い部分もあると感じられます。アルミ缶つぶしに関しましては、コンクリートのひさしはありますが、真夏にはやはり太陽が当たり、利用者にはふびんを感じさせている部分はあると思います。その件で社会福祉協議会の職員と協議をしましたが、まず敷地が狭いので、今後、協議をしていく予定ではあります。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 むつみについてもい

ろいろな障害を持っている方がいらっしゃると思うんですね。その方々が一緒にそこにいるわけですよ。大広間みたいなところでやられているし、むつみに関してもそうです。あとはきらりに関しても、作業場はあるんだけど、職員のテーブルもあったかは記憶は定かではないけれども、ないような感じなんですよ。作業は新聞紙を広げて作業をするというんだけど、この15名の方々が座って食事もそこ。作業もそこ、休憩もそこという。きらりにおいても先ほどのむつみみたいに狭いと。あまりにも酷過ぎるのではないかなと思いますね。テーブルが1個あって、そこでお菓子の容器。箱を組み立てるとか、新聞紙を何か菊栽培農家が使うとか、菊栽培農家が箱詰めするときに、雨が降ったとき、水分を吸収するために新聞を敷くんですよ。あの新聞を全面広げるものだから結構幅取るわけです。あのスペースでそういった作業もやる。休みもする。食事もすると。そういったことからして、根本的な解決はその施設自体を移動しなければいけないと思うけれども、それは当面財政的にも無理があるので、とりあえず向こうの現場と相談して改善できるかどうか、伺います。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

先ほど答弁しました就労継続支援B型事業所きらりにつきましては、村内にA型、B型合わせて10カ所あります。きらりもこの10カ所同様な立場で村は接していかなければならないと思います。きらりに対しての修繕等は、社会福祉協議会でやるという認識はしております。むつみに関しましては私たちが委託をしておりますので、修繕に関しましては相談しながら必要な経費は計上していきたいと思っております。今、議員がおっしゃったとおり1日3名から10名通う方がいらっしゃいます。そのときはやはり狭いと感じておりますので、支援員、社会福祉協議会

の職員が協力し合って、施設見学、買い物に出かけているようであります。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 確かにそういった場所から外に出るというよりも、利用者に対してはいい訓練かもしれないけれども、本来ならばこの施設内でやるべきだと思うんですよ。場所が狭いから、外に出る回数を多くするとか、工場に清掃にいったり、確かにそれも必要ですけども、やはり本来ならば施設内でこういった作業ができるか。あと先ほども申しましたけれども、自閉症とか、目とか、いろいろな音に反応して触り出すとかそういう利用者の方もいらっしゃいますし、またずっと黙っている利用者もいらっしゃいますし、そういう方々があまりにも狭いスペースで1カ所でやれというのは本当に酷だと思う。ぜひこのきらりに関しても、これは村の予算でできないかどうか。平成28年度の決算で例を取って、3款民生費で1項1目社会福祉総務費で951万3,000円の不用とか、3款1項3目障害者福祉費699万円の不用が出ていますよね。合計で1,700万円ぐらい出ていますよね。そういったのを例えばの話、平成29年度においても社会福祉センターに任せきりではなくして、村からの助成としての対応はできないかどうか。結構3款で社会福祉費で出ていますよね。今後もし出た場合において、流用できないかどうか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

社会福祉総務費、障害福祉費の不用となった金額につきましては、歳入予算が充当財源となっていますので、他の予算への流用は難しいと思っております。地域活動支援センターむつみの必要な修繕費等に関しましては今後、社会福祉協議会職員と相談しながら当初予算あるいは補正予算で必要な経費は計上していきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 ありがとうございます。例えばそのプレハブ増築にしても、平成29年度補正第3号で保育所等改善支援補助金で1,650万円の補正があるわけですね。例えば私が一番気になるのは保育所等とあるものだから3款内だったらこの先ほど述べた設備にも使えるかどうか。保育所等とありますので、改修についてどうですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

保育所等整備事業に関しましては、認可保育所、小規模保育所等を含んでいます。それは子供たちのための予算でありますので、地域活動支援センターむつみ等に流用はできません。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 流用ではなくて、例えば平成30年度にその事業を充てられないかどうか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

議員がおっしゃっているように国、県の補助事業があるかどうか、今後調べて、あればその補助事業を活用してまいりたいと思います。なければ先ほど答弁したとおり、必要な経費は予算できちんと計上して修繕していきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 あと平成29年、この一般会計補正予算書からですけれども、障がい者相談員支援事業嘱託報酬120万円の減、嘱託員報酬の原因というのはなんですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

平成29年度より新たに一括交付金を活用しまして、保育所の巡回、心理士を当初予算で2名分計上しました。2名に関しまして、1名の方は応募があり採用をしました。残りの1名の方

に関しましては、ハローワーク、沖縄県社会福祉協議会で募集しましたが、現在採用に至っておりません。その半年分の嘱託員の報酬を減額しております。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 大まかでまだ時間的にちょっと私が勉強不足でちゃんとした質問ができていないような気がするんだけど、先ほど課長からありましたように必要な経費は現場と相談して予算を組んでいくと。村長に伺います。やはり平成29年度予算においても村の一般会計、特別会計を含めての総予算が大体125億円ぐらいというんですね。その中で25億円は3款の福祉課長が運用していますので、ぜひ現場に派遣して、この現場と調整しながら予算をつけてもらうよう村長の答弁を伺います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

当然のごとく、福祉関連予算というのは非常に大事な部分でございますし、充実もさせていきたいと思っておりますので、新年度予算につきましてもしっかりと現場の声と、私自身も現場に足を運んでどの部分が足りてないのかも含めてしっかりと真剣に検討をしていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 福祉課長もやる気満々ですので、村長の後押しをよろしくお願いいたします。これをもちまして私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、宮城重夫議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(11時22分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて外間博則議員の一般質問を許します。

4番 外間博則議員 こんにちは。午前引き続き4番 外間博則一般質問を行います。その前に通告書の訂正がございます。大枠2番の潮垣線ですけれども、字が間違っています。潮垣線ですけれども、瀬垣線なっています。潮垣線です。本村には瀬垣線というのはございません。訂正よろしくお願いたします。

それでは通告書に基づき、一般質問を行います。

まず大枠1、教育行政についてであります。

小学校、中学校生徒の不登校やいじめの現状はどうか伺います。児童生徒の下校後、家庭内での教育指導をどのように行っているか。非行や暴力によるそういう家庭の教育について伺います。

大枠2、潮垣線の交通安全について伺います。

村道潮垣線は朝夕渋滞と交通量が多いため事故が多いです。また朝に関しては、小学校児童生徒の通学路としても多く利用されています。そのために事故等を解消するためのスピード規制や飛び出しによる事故等も何度かありますので、その対策、看板等を設置できないか。設置状況はどうか伺います。

大枠3、農業委員の選任についてであります。

9月30日で任期満了となり、10月1日から新体制で選任委員による農業委員会が開催されます。これまでと一部変わった点もございますが、その農業委員会の進行・方針を伺います。以上、簡潔でよい答弁をよろしくお願いたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは外間博則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、教育委員会のほうで。大枠2番につきましては、住民生活課。大枠3番につきましては、農林水産課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは大枠2番の潮垣線の交通安全についてでございます。私自身の自宅もこの潮垣線沿いでございま

して、議員がおっしゃる交通量の多さは身に染みて感じておりますので、前にも答弁があったと思いますが、現在、村としてできうる限りの対策と、それとここはどうしても標識関連などは警察関係になると思いますので、そこへの要請等はしっかりやらせていただきたいなと思っておりますと同時に、現在進行中の国道329号の拡幅で右折だまりが南上原と新垣のほうに予定されておりますけれども、それが早期に完成するとこの交通量の多さもずいぶん軽減されるものだと思っておりますので、それもしっかりと早目に進められるように頑張っていきたいなと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 教育行政について、お答えします。

まず学校は、第一に子供たちの安全・安心が最優先されなければならないと考えています。

についてですが、不登校とは年間に30日以上休むと不登校になります。まだ年度の途中ではございますが、現時点では去年より少なくなるだろうと予想しています。またいじめの定義というのは、当該児童生徒が一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものとされています。実際に本村でもいじめは数件発生しています。いじめをゼロにすることはとても難しいことで、どの学校でも起こりうる可能性はあるという緊張感を持って対応するように校長会等でも話をしているところです。学校はいじめられた側の子供の精神的なケアはとても重要で大きな事案は臨床心理士であるスクールカウンセラーにつないで相談を行っています。さらにいじめた側の子供の指導もとても重要で、学校生活の過ごし方や再発防止に向けて保護者を交えて相談会を行って指導をしているところです。

については、学校では長期休業中や家庭や

地域での過ごし方等の指導は機会あるごとに指導を行っています。特に夏休みの前あたりは生徒指導担当あたりから全校生徒に、あるいは校長から全校児童生徒に話をしています。ところが学校の休みの日や夜間の日の指導、過ごし方、しつけ等に関しては基本的に親が責任を持って指導すべきで、教育の第一義的な責任は親にあると考えています。詳細に関しては、主幹のほうから述べさせてもらいます。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 それでは大枠1のですね。不登校いじめの現状についてなんですが、お答えいたします。

平成29年度8月末時点での不登校については、小学校はゼロ人、中学校は4人となっております。いじめについての発生件数は、小学校・中学校とも3件となっております。

大枠1の、家庭内での教育指導はどのように行っているかという質問に対して、お答えいたします。先ほど教育長からありましたように安全指導については、長期休業前とか、適宜行っております。特に年度始め、安全指導、問題行動の予防等については、学校説明会、学級懇談会、PTA総会、家庭訪問など、校長や教頭、学級担任、そして生徒指導担任から保護者に対し説明しております。そしてまた安全面の文書も配布しております。そこで家庭内でも保護者において、安全指導または問題行動の予防については、しっかりと家庭でできることはまずは子供にしっかりコミュニケーションをとって声かけをすることを協力依頼しております。下校後の家庭内での教育指導については、やはり保護者の教育力が大きく左右されます。保護者が家庭で、しっかりと幼児期から発達段階に応じて、しつけやルールを教えていかなければならないと考えております。保護者の教育力を高めるために、学校ではPTAの専門委員会な

どで子育てに関する講話や教育講演会などを実施しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。  
住民生活課長 津覇盛之 それでは大枠の2についてお答えをいたします。

村道潮垣線は、本村を縦断する道路であり、通学・通勤路または生活道路として非常に交通量の多い道路となっております。特に、南浜から津覇にかけては道路幅員が狭く歩行者にとって非常に危険であることは、これまでも議会において御指摘を受けてきております。通学路及び歩行者の安全対策として、路側帯のカラー舗装による整備、ドライバーに対する注意喚起として、立て看板を複数箇所に設置を行ってきております。速度の制限標識、道路標示は交通規制であり、警察・公安委員会の所管となるため、村独自の設置はできない状況となっております。今後、警察署への要請について検討をしていきたいと考えています。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それでは外間議員の大枠3についてお答えします。

中城村では9月30日の現農業委員会の任期満了に伴い、新たに農業委員が6名、農地利用最適化推進委員が6名、計12名で新体制がスタートします。農業委員については必要業務となった「農地利用の最適化の推進」に重点を置き、また近隣市町村・農業会議と連携を取りながら研修会等を重ねてまいりたいと思います。また、農地利用最適化推進委員につきましても、主に担当区域の現場活動になりますが、農業委員と連携を密にし、お互い一緒になって「担い手への農地利用」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」の課題に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 それでは順に再質問してまいります。

まず の小学校や中学生のいじめや不登校についてでありますけれども、中学校、小学校を合わせていじめの件数が3件あるという報告を受けましたが、今でもまだ金銭ぜびによるいじめの報告等はあるか、伺います。いじめの中身を詳しく教えてもらえればと思います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えいたします。

いじめについて小学校は3件ありまして、中城小学校はゼロ件、津覇小学校で2件、中城南小学校で1件と、小学校はその3件になっておりまして、中身につきましては学級での級友同士のトラブルがいじめに関わっているという報告は受けております。ですから金銭とかではないです。中学校の3件につきましても、1年生での1件、そして中学校2年の女子、これは一人の女子に対して、3名の女子がいじめているということで、これも人間関係の問題で、仲間外れにしている状況です。中3男子も3年生同士のいじめで上げられてきていますが、プレゼンテーションをするときに赤外線の光が出るレーザーポインターで顔近辺のところを指した、いやがらせをしているということがあり、生徒指導で指導しているというのが上がっております。以上です。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 いじめの内容を伺いましたけれども、レーザーポインター、これは危険ですよ。危険なものをそういうふうに対処というのは、児童の保護者にはどのような措置をされたのか。また注意をされたのか、お聞かせ願えますか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えいたします。

こういった問題が発生した場合は、生徒指導担当がおりますので、そこでまず子供たちの状況を把握して、実際の行動についての確認が終わった後、保護者にも連絡を入れまして、保護者相談会を持って謝罪の場を設定しております。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 また教育総務課に集中しますけれども、いじめによる不登校であるのか、いじめられるから学校に行きたくないとか、そういう理由の不登校であるのか、その辺もお聞かせ願えますでしょうか。不登校の理由ですね。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えいたします。

不登校の中学生が4名おりますが、これはいじめではなくて遊び非行型の非行の内容で不登校になっているということで聞いております。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 不登校については、一昨日の新垣博正議員からも質問がありました。その件に関連するかはわかりませんが、実際に金銭的トラブルがあつていじめられたり、不登校になったりという理由もあると思いますけれども、実際にあったお話がありまして、これは夏休み期間中、終盤8月20日ごろでしたか、高齢者相手ですけれども、商品券がありますね。サンエーとか、大型のスーパーなどで発行している商品券を持ち歩いて高齢者を対象にしたかはわかりませんが、現金と交代したいということで、高齢者から直接お話しを伺いました。現金にして1,500円ほどと言っていましたけれども、500円の商品券3枚になりますかね。これを持って現金に換えたいといっていて、金銭せびりなどでお金が必要になったのか。そういう

実例がありましたので、この中身の詳細については聞いていないですか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えします。

今、議員から出していただいた金券の金銭との交換というものに関しては、全く学校現場の話では出ておりませんので、今初めて聞いた状態です。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 ただいまの件に関してはまたいじめが絡んでいるかは定かではありませんが、これは味を占めてしまって親の財布から抜き取ったり、商品券を現金に換えて自分の小遣いにしたいというのもやはり教育上いいことではありませんので、その子に聞いたら小遣いが少なく、商品券を現金と交換したという話をしているとのことだったんですけれども、聞いたら小学校6年生と言うんですね。それで中学1年生ぐらいあたりからそういう金銭せびりみたいないじめを受けているのではないかと考えられないかどうかですね、それを家庭内でもそういう指導をしてもらうように実際にはありましたけれども、お話はないということですので、そういうふうなことがないようにいじめの内容をちゃんと追及して指導に当たっていただきたいと思います。この件については以上で終わります。

続いて大枠2番、それでは潮垣線の安全対策について再質問いたします。

先ほど課長のほうから答弁がございましたけれども、具体的に表示板ですね、その件については具体的には速度規定はないですよ。その看板の具体的な設置されている看板の現況をお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

具体的な看板の種類といいますが、まず注意喚起看板ですけれども、「歩行者の飛び出し注意」とかですね、「スピードを落とせ」等の看板となっております。それを現在、この注意喚起看板については15カ所に設置しております、あとは速度規制標識ですけれども、今把握しているのは潮垣線においては5カ所となっております。以上です。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 それでは先ほど宮城重夫議員からもございました潮垣線の横の線ですね。横の線と東西線の当間前原線ですか、運動公園への通りですね、当間前原線です。この通り沿いから下のほう、運動公園に向かう十字路があります。向こうの山城商店の十字路ですね、向こう側でも慣れた方だと思わんですけれども、ほとんど通り慣れた方がここは優先ということで、知っているもので減速することはないですね。ずっと突っ切ってしまう、左右の確認も怠っているんじゃないかなと思います。急ブレーキでとまるのも、しばし見かけるので、そういう「飛び出し注意」とか、そういう表示も必要ではないか。と思いますけれどもどうですか。今の前原線にかかわらず潮垣線全体の交差点です。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

潮垣線以外の交差点の件も含めましてですけれども、優先道路部分についてはそういった注意看板とか、具体的に黄色い看板で設置しております。まだ細い道路といいますが、支線的な部分についてはその辺の設置がなされていないところもあると思いますので、今後、確認しながら必要があれば設置に向けて検討したいと思います。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 先ほども村長から潮垣

線の交通量について、奥間の右折だまりの道路拡張で削減されるんじゃないかと、車両台数も減るんじゃないかというお話でしたけれども、現在も事故があり、つい最近も事故がありました。8月20日でしたか、同じ議員ですけれども、村民の方が接触事故を起こしてまして、御本人は事故を当てられた側で軽い接触事故で済んだんですけれども、いろいろ注意を払っているんですけれども、やはり飛び出しが多いと、かなり危険ですよ。歩行者であればもう大惨事ですよ。そういう箇所が何箇所か潮垣線にもありますので、用心、注意して、速度を落としてもらえようという看板設置ではなくて、そういう「飛び出し注意」など、注意して見るようなそういう看板の設置は考えていないですか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。  
住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

今、職員と検討しているのは、特に飛び出し、狭い道路では危険ですので、最近、看板で子供が飛び出すような絵の看板がございますので、その設置も検討したいと思います。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 車両の往来も多いということで、一番重視するのが歩行者との接触事故等や車の接触事故も多発している潮垣線でありますので、ぜひそういう対策を講じていただきたいと思います。

続いて、大枠3番に移ります。ことし9月30日までの任期となります農業委員の選任についてであります。これまで選挙委員として10名を候補に挙げて、選挙で選ばれた方が農業委員でした。資料を見てもと実際に農地、現地に出向いて調査を行うのが利用最適化推進委員ですね、この方だけですが、現在この6名の方の農業委員で経験者の方が5名いらっしゃいます。今現在、任期中の3名いらっしゃいますね。継

続という形になりますけれども、農業委員として残ると、現在、現役の方3名が含まれた6名の体制です。その中で推進委員として初めての方もいらっしゃいます。農業を行わない方もいらっしゃいます。その中で本村は農地の総面積が576ヘクタールあります。その中で1人当たりの担当区域が100ヘクタールとあります。その100ヘクタールを、新しい農地も把握していないと思うんですよ。新しいメンバーで構成されているので。こういったところで地域によっては何原、何原ということではありますが、100ヘクタールは大きい面積と思います。パトロール等はどういうふうに行っていくか、遊休地もございまして、また耕作放棄地の指導をどのように行っていくか、概要を少し教えてもらえませんか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

推進に関しては、農業委員が決めます。外間議員のおっしゃった農地の割り振りは推進委員がやります。中城南区域、中城北区域という二つに分かれます。南のほうが伊集、和宇慶、南浜、北浜、津覇、奥間、浜、安里、南上原。北区域は、当間、屋宜、伊舎堂、添石、泊、久場、登又、新垣、北上原です。それぞれ3人の推進委員が担当いたしまして、業務を行います。どのように行うかということですが、今回は初めてなものですから、私たちもどのように進めていけばいいのかが、まだ手探りの状態なものですから、今後農業委員と推進委員が決まりましたら、推進委員と隣市町村等と勉強会を持ちながら連絡を密にしながら、10月1日スタートに向けて行ってまいりたいと思っています。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 それでは10月1日から

新体制で農業委員会が開催されます。その中でももちろん急務ではありません。大変もう遊休地の解消と耕作放棄地の再利用というのも農業委員の指針の中にありますので、その遂行していく上で集積化はこれまで同様、宅地への転用等はこれまで申請を行って農業委員の方で議論を重ねて意見で決定しています。その中で6名の方がまだまだ見えませんよね。まだ農業委員の指針の中にある業務について、これからですけども、これまでは地元の方、いわば選挙委員の場合は、その地元からの推薦などを受けて、地域をよく知った方なんですよね。これまでの農業委員の方々はそのいうふうに構成されました。今回、10月からですから、大変急務な農業委員活動になると思いますけれども、あと1点だけ、その急務の状態の中で推進事業として農地の最適化で、農地を守る農業委員であります。転用等はもちろんこの職務指針にもあります。通常業務であります。その中で耕作放棄地は、一番の重要課題であると私も認識しております。その農業委員の作業をもっと耕作放棄地についてどのように指導していくのか、お聞かせ願えればと思います。最後の質問にいたします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

耕作放棄地の件ですけども、ことし10月1日から新農業委員会がスタートしますので、私が指導というよりは、農業委員、推進委員の方が決まりましたら、会議を持ちまして、今後どのようにしていくか。農業委員、推進委員と話し合いをして、決めてまいりたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 今の答弁でしたけれども、これから10月1日から大変急務ですけども、

も、近隣市町村との研修も行い、農業委員会を活性化させていくとそういう答弁でしたので、私のほうも農業委員の出身ですので、活性化できるような推進事業を今後行っていただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で外間博則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(14時10分)

~~~~~

再開(14時20分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて新垣善功議員の一般質問を許します。

14番 新垣善功議員 こんにちは。議長の許可を得ましたので、これから通告書に基づきまして、一般質問をいたします。

まず1点目、大梓1のサトウキビの干ばつ対策についてでございます。これにつきましては、一般質問提出後に台風18号の影響により本島内にまとまった雨をもたらし、キビには恵みの雨となりましたが、提出以前は今年の夏は連年に比べ、降水量も少なく35度以上の記録的な猛暑日が続き、6月末から8月末までまとまった雨が降らずサトウキビに水不足が深刻化していましたが、それに対する村の対応について伺います。

2点目、ごみ(粗大ごみ)不法投棄(ポイ捨て)対策についてでございます。粗大ごみの不法投棄対策については立看や監視カメラ等で対策をとっているようですが、後を絶つことができなく、いたちごっこの状況に感じられますがもっとよい対策はないのか。検討したことはあるのか。課題はなんなのか。また、村内の村道、農道、県道にはごみのポイ捨てが見受けられますが対策について伺います。

それと3点目、国道329号バイパス道路建設の進捗状況についてでございます。これにつきましては、20年ほど前から国道329号バイパス

道路については検討されてきて平成29年度は西原町内のルートについては国はほぼ決定し調査費を計上されているようですが、中城村地内のルートについてはどうなっているか。国との協議の進捗状況について伺います。

それと4点目、新庁舎建設について。新庁舎建設については建設場所を決定し、基本設計の段階中のようなのですが、建設場所については津波の浸水地域でしかも9月1日の県の中部土木事務所の泊地区及び当間地区地すべり防止区域の地すべりの被害の及ぶ区域内になっているが、この建設場所について再検討すべきと考えますが、村当局の考えを伺います。それと用地買収の進捗状況及び平面図の件でお聞きします。以上です。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、農林水産課。大枠2番につきましては、住民生活課。大枠3番につきましては、都市建設課。大枠4番につきましては、総務課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうではお尋ねの大枠4番、新庁舎建設についての所見を改めて申し上げたいと思います。

御承知のとおり、議会の中でも度々発言をさせていただきましたけれども、建設場所についてはもう既に決定をし、議員も書いてあるとおりでございます。今、新しく新庁舎をつくるために職員も頑張っているところでございます。今現在、開発行為の申請までの準備を終えているところでございますので、議員お尋ねの再検討すべきではないかという部分に関しましては、再検討はいたしません。これをしっかりと進めていくものであると思っております。これも御承知のとおりだと思いますけれども、新庁舎建設に伴い、新たな中城村のまちづくりに着手してまいります。中城村は上地区に関しましては

南上原を中心に都市化され、そして発展を遂げていこうと予測されます。下地区につきましては、庁舎建設に伴い、まちづくり構想をしっかりと描き出し、そして北は久場へ向けて、南は伊集に向けて安里、当間地区を中心に広がっていくものだと考えられますので、ぜひ議員のほうも御理解のほどをお願いしたいと思っております。詳細につきましては、担当課のほうで答弁をさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それでは新垣議員の大枠1についてお答えします。

サトウキビの干ばつ対策につきましては、ゆがふ製糖工場、J A、中城村の関係組織と連携し、サトウキビ生産農家に対して灌水資材の貸出及び浄化水の無料配布を行う準備をしております。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それでは大枠2についてお答えをいたします。

不法投棄の対策としては、津覇・伊舎堂駐在所と連携し、時間帯をずらしながらのパトロールや監視カメラによる抑制効果、道路脇へのネットフェンスを設置する物理的対策及び看板等を活用した啓発効果により、新規発生件数及び処理量は減少傾向にあると思われませんが、抜本的な対策とはなっておりません。今後の検討として、監視カメラの増設による抑制効果の強化を図るべきと考えますが、不法投棄は電力の供給が困難な場所での発生が多く、電源の確保などに課題がありますが、写真撮影タイプなど大きな電源を必要としないカメラの活用も検討しております。また不法投棄、ポイ捨てはともに人間のモラルによるところが大きく、心に訴える対策も必要と考えます。村道や農道については、職員によるパトロールの強化に加え、啓

発効果の高い看板等の設置を検討いたします。
国道・県道については、早期発見に努め、収集等の早期対応を道路管理者へ要請をしまいいります。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 では大枠3及び大枠4について、お答えします。

について、中部市町村会から「沖縄中部地域の道路網の整備促進に関する要請書」を国へ提出しており、国道329号沖縄バイパス、与那原バイパス並びに中城村・北中城村を通る国道329号バイパスの早期実現が要請内容になっております。現在国で調査を進めている箇所は、西原町きらきらビーチ付近から中城村内におけるルートであり、中城以北のルートについては、新たな道路が完成した後に交通量や地域計画等を踏まえた上で検討されるものだと考えております。

大枠4、新庁舎予定地は、「地すべり防止区域」のがけ高さの2倍の距離に入っている区域のため、「地すべりの被害が及ぶ区域」として位置づけられています。実際の調査は区域指定後に行うものです。海拔は、土砂災害の危険性は低くなりますが、津波災害の浸水高さが高くなります。当候補地は、津波浸水高1メートル未満ですので、1メートルの土地のかさ上げで対策ができ、斜面地は地すべり防止区域指定後、県が地すべり対策工事を行うので地すべりの危険性は当然低くなり、両災害に耐えうる庁舎になると考えています。また、用地買収については、地権者6名で用地買収4人と借地が2名となり、平成30年度購入予定をしています。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。
総務課長 与儀 忍 新庁舎建設場所の再検討についてお答えいたします。

基本的に村長、それから都市建設課長がお答えしたとおりでございます。まず庁舎建設につきましては、平成25年10月に策定しました「中

城村新庁舎建設基本計画」を基本に中城村役場庁舎建設検討委員会からの答申、庁内の若手職員等で構成する「庁舎建設プロジェクトチーム」での議論や庁議を経て、現在の計画地へと決定しております。新庁舎建設計画地は、御質問にありますように計画地の一部が津波の浸水が想定される1メートル未満の区域で、また、計画地の3分の1程度が土砂災害警戒区域とされております。しかし、このことにつきましては、既に、中城村役場庁舎建設検討委員会でも議論されたのち、同委員会からも、「国道329号沿いの吉の浦公園入口の向かい山手側から吉の浦公園までの区域のうち、津波、高潮、土砂災害の危険性が低い場所」として答申された中において示され、選定した場所でございます。計画地として選定した時点以降に、津波の浸水域について見直しがあり、これまでよりもさらに山手側へ浸水域が広がった。或いは、地すべりの危険性が指摘されていなかったが、新たに危険性があることがわかった、ということであれば、再検討の可能性もございますが、そういうことではございませんので、現時点での建設計画地の再検討を行う予定はございません。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 それでは1番、2番、順序を追って再質問をいたします。

まずサトウキビの干ばつの対策については、それなりに関係団体と連携をとって対策をとったということについては、危機管理からしてもよいと言っていいでしょう。それと今後の問題として、今村ではそういう干ばつ対策として、農業用水対策施設補助事業があります。上限10万円として、井戸を掘ったり、また池を掘ったりをした場合の補助金等があります。これについて、これまで何名の方が利用したか、伺います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

平成26年度に6件、平成27年度はありませんでした。平成28年度は4件の申請がありました。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 課長、その効果について把握しているか、伺います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

効果については把握していません。井戸の水がなくなったといったお話は当農林水産課には情報はありませんでしたので、井戸を掘ったことで冠水は行き届いていると思っています。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 これまで10名の方がこれを利用してありますが、これに対して井戸を掘ったり、あるいは池を掘って、水害対策をしている方の現場を見たのか。視察してどうなっているか。そしてその10名の方々の感想を調査したことがあるのか。補助金を出しっぱなしではいかんと思うんです。それがどうなっているか、確認したかどうか伺います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

直接、現場に行き確認はしていません。ほとんどの方が野菜をつくっていると、サトウキビとか、農家の方々ですので、間違いなく補助金をいただいて活用していると思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 課長、こういう補助金を出して利用してもらっている方々と会って、その方々の意見とかを聞いて、次の事業に生か

していくというのが大事だと思うんです。それで特に今後、地球温暖化、いろいろなものがあって、沖縄に台風も来なくなってしまう、恵みの雨も農業の用水も、もう少なくなっていますので、今後、その農業用水の確保について私から提言ですけれども、伊江村では、ため池をつくっています。本村の土地改良を検証したところを農業には水が大事ですけれども、この水を確保する施設がないです。今、津覇ぐらいでしょう。ほかないですよ。今後、農業振興をしていくにはやはり農業用水の確保をどうするか。今放棄耕作地もありますから、それを利用してそこに池をつくって、農業者が自由に水をくみ上げて、自分の畑にかけようような方法、個人個人10万円ずつあげてではなくて、まとめてやる方法を考えていくべき時期にきているんじゃないかなと思いますので、ひとつそれを検討していただいて、いろいろメニューがあると思うんですよ。一括交付金も使えないかどうか、まず検討していただいて、地場産業振興についても検討していただくことを願います。

次2番目、粗大ごみの件につきましては、先日も新垣博正議員からありましたように、確かに統計上は減少してきているけれども、予算も余り不用額も出て、そしてさらに現場を見たらまだまだ不法投棄の物はたくさんあるんです。これを私なりに分析をすると仕事をしているか、としか言えないんですよ。不用額は出るは、現場を見たら不法投棄のごみはたくさんあると。そういうことですので、予算を無駄遣いしてはいけませんけれども、やはり予算は使い切るという気持ちで一生懸命やっていただきたい。その辺、考慮していただきたいと思います。監視カメラを10台設置して、どういう効果が出たか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

監視カメラにつきましては、6基を導入して

おります。これはそれぞれ重点ポイントがありまして、海岸沿い、南進道路沿い、泊の保全地区などが、移動が可能な施設ですので、適宜必要なところに置いて、監視をしております。監視カメラを設置した箇所については、大分ごみ量等は減っている状況です。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 これはダミーでも効果出るんですか、今度設置するのは本物みたいですが毎回言っているようにダミーではいかんということを書いてきました。そして、今回、監視カメラを設置するのであれば、しっかりとやっていただいて、この不法投棄、特に電化製品とか、粗大ごみをなくすという意気込みを持っていただきたいと思えますし、道徳のない人については検挙も辞さないということで、やっていただきたい。そのためには総務課には元警察官上がりもいるでしょう。そういう方も活用して、一人ぐらいは見せしめでもいいから捕まえて、効果を出していただきたい。それと農道とかにはポイ捨てが多いですが特に村長、出勤時や帰る場合も見受けると言うんですけれども、わざわざ買い物袋に入れて捨てられているのが見えるんですよ。そして新垣の奥間から新垣線に行く県道も本当に多いんですよ。向こうは県道ということで、皆さん方は放置していると思いますが、それは村内のことですから、それについてはしっかりとやっていただきたい。それとポイ捨ての件ですけれども、村にはポイ捨て条例はないですよ、ごみの。条例を上程していただいて、そしてポイ捨ては違法ですよ。あるいはポイ捨ては禁止になっていますよということ、看板等ですか、やるべきではないかと思えます。そして、立て看のデザインの内容はあれでいいのかどうか。他市町村も参考にしながら立て看のデザイン、工夫を私は考えるべきではないかと思えますけれども、その辺をひとつ考えて、今後そういうポイ捨てもな

いように。そして村内からそういうごみの不法投棄をなくすように努めていただきたいと思います。それと職員のパトロール実施状況について、ちょっと伺いますが、どういう状況ですか。この前、総務常任委員会はこの不法投棄について調査しましたけれども、パトロールはしていると言っていますけれども、本当にやっているのか、非常に疑問を感じたものですから。というのは「不法投棄は違反です。やってはいけません」という看板を立ててあるんですけれども、その看板が結局はススキや木の枝で見えなくなって、効果がないんですよ。それでパトロールしているということがいえるかどうか。もしパトロールをしているんだったら、鎌ぐらい1つ持って、あるいはのこぎりを持ってちゃんと見えるようにやるべきだと思うんですよ。そのためのパトロールだと思う。ただ車に乗って、ドライブしているだけではどうかと思いますが、そのパトロール状況はどうなっているか、伺います。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。
住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

現在、常時パトロールということではございませんけれども、今臨時雇用職員が一人おまして、例えば通報等により、ごみがあるとなった場合には回収をしたり、そのときにある程度の重点的なポイントは、回るような形をとっております。看板についても、今後はデザインもいろいろ他の市町村の状況等も見ながら検討していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 村長、ひとつごみのポイ捨て条例を議会に提案する、そういう考えがあるかどうか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

御提言は非常にすばらしい御提言だと思いま

すので、今ちょっと確認しましたら、法律があつてそれで上位法で条例なのか、いろいろ手続のやり方はあるとは思いますが、基本的には今議員がおっしゃるような程度のできたら私個人的には罰則規定も含めて、しっかり村のその不法投棄に対するというか、その姿勢を明確にすべきだと思っておりますので、今の御提言については、真剣に早急に取り組んでいきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 それで条例を真剣に考えていくということですが、ひとつその際、罰則なき条例はつくらないでほしいと思う。条例をつくるのであればある程度の罰則を設けていただきたい。そうしないと効果が出てこないと思っておりますので、ひとつその点はよろしく願ひいたします。それとパトロールする場合の日誌みたいに記録はつけているのかどうか。これはデータをちゃんととらないと後の対策が取れないと思っております。ただぐるっと回って、きょうは何もなかったのではなくて、回ってみてきょうの1日の業務、何時から何時まで回ったというのを、ちゃんとデータを取っておけば、後々の対策が取れると思うんですよ。非常にデータというのは大事ですので、よく考えていただいて、データを取っているかどうかですね、課での業務日誌なんかはありますか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。
住民生活課長 津覇盛之 お答えいたします。

日誌、パトロール等については、今把握はしておりませんが、職員にも確認をとって、もしそういった日誌がつけられていなければ、今後、パトロール等については記録していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 それとそういうパトロールをして、不法投棄が特に和宇慶下の南浜付近ですが、農道なんかには冷蔵庫とかそういう

のを不法投棄されていますし、また、伊舎堂の上の付近にもありますね。そういうところのデータを取ってしっかり分析していただきたい、それと我々総務常任委員会からは、この不法投棄の場所の地図を要求しましたが、これはでき上がっているかどうか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。
住民生活課長 津覇盛之 お答えいたします。
資料については、ただいま作成中ですので、でき次第、提出したいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 こういうデータをしっかりやっているか、いないかによって仕事をしているか、していないか我々はそれでしか皆さん方を評価しませんので、どこに捨てられて、そして同じところに不法投棄されて処理したところにまた捨てられている箇所は、大体何カ所ぐらいあるか。それとももう不法投棄されたところを片づけたところにはもう二度とそこには不法投棄はないのかどうか。そして不法投棄の分別、そういうのも私はちゃんとやって、後々の対策に生かしていくべきだと思うんだけど、そういうのまでやっているかどうか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。
住民生活課長 津覇盛之 お答えいたします。
今御指摘のありますことについては、把握はしておりませんが、やはり職員とも今後協議しながらそういったデータに基づいて分析ができるように対処したいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 ひとつ課長、よろしく願ひいたしますよ。課長だったらできると思いますので、頑張ってくださいね。

それでは3点目に移りましょうね。この国道329号のバイパスについては、これはもう20年前からいろいろ言われていました。ようやく今西原町は土地利用構想をつくって、ゴルフ社南西石油の横から通ってきて、和宇慶までという

ことで、国とも話し合いはでき上がっているそうですね。それできのうの答弁の中にもありましたけれども、このバイパス道路ができたルート沿いの土地利用の構想とか、あるいはこの付近のマスタープランなんかは検討されているかどうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

西原バイパスについては、国の事業評価監視委員会で決定をし、今現在、調査を進めています。それでルートについては、和宇慶、津覇あたりが終点になるだろうと思っています。その後、マスタープランを今見直しをしていますけれども、来月議員の方にも説明をし今2つの拠点が市街化編入を変更しようということになっていますので、西原バイパスができれば南浜、北浜、和宇慶の土地利用も変わってくるのではないかなと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 ひとつそれについては、しっかりマスタープランを早目につくって、我々議会にも説明していただきたいと思います。特に村長、3期目の当選のときに海側のまちづくりに力を入れていくということでありますので、それとも整合性がとれるようにしっかり中城村のまちづくりのプランですか、下地区をやっていただくことを強く切望いたします。このルートについては以前からの話では和宇慶のほうの国道329号に上がるということだったけれども、その後、全くその話は国との協議はないのかどうかですね。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

少し事情をお話して、私が答弁させていただきますけれども、当初予定されていた中城ルートがあって、実はそこで話はとまっています、私が村長に就任したときにそれを再開するにはどうすべきかと、いうならば湾岸道路をそのま

ま北上させて、中城村はやってもらいたい。しかしこれでは予算的な部分とか、そういうのが非常に厳しいと。ではできるものからやりましょうということ、今議員がおっしゃる和宇慶ルートあるいは津覇ルートとかいろいろ出てきまして、そこから中城村としたらとにかくできるものから先にやってくれとこれを頓挫させるのが一番困るということで、私が村長就任になってからそれではルートはどこに持っていくかということで、我々は当然、なるべく北上させて奥間、浜、あるいはできたら久場あたりまで行くのが一番いいんですけども、それはまた現実的な部分とは離れてしまうところがあるものですから、現実的な選択肢として今和宇慶とあるいは津覇このあたりのルートをしっかり選定して、ではそこ向けに最初にできるものからやりましょうと、そのあとの北上ルートについては、これができ上がった後に先ほど担当課長から答弁があったとおり、今後の情勢を見てこれをまた北上させていきたいと思います。今決定づけられているところでございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 これはもう以前のおりで、まず和宇慶に国の最初の南部国道事務所案に沿ってやるということ。その後は、今村長が答弁した中で理解していきますので、それで村長の下地区のまちづくりに力を入れているということでありますので、そういうのも勘案しながらひとつ国道バイパス、我々以前の議会としては泊まで持っていく、泊から北中城に上っていくというような案もいろいろ要請活動をしてきましたけれども、国はそれは聞き入れなかったということで、理解します。3番目はこれで終わらしましょう。

では4番目ですね。新庁舎につきましては、村長及び総務課長からもありましたように、全く見直しをするわけではないということで、これ

については理解いたしました。私も新しく9月1日の説明会で新しく聞くですけれども、これはそのときにはそういう協議もあったかどうか、議論もあったかどうか、この庁舎検討委員会の中でその山手の地すべりが来て、そして今建築予定地の、これはこの前の県の説明では吉の浦会館付近まで被害が及ぶということなんです。県の説明では、それはどのぐらいの被害があるのか。例えば今建設する場所ではどれぐらいの土砂災害が流れるのか、安里の件もあると思いますが、どのぐらいの被害があるかそれを協議されたことがあるのかどうか、そういう説明できますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

まず現在、JA給油所の上あたりというのは土砂災害警戒区域に指定されています。検討委員会の中ではそのことまでは既に示されていたものだと考えています。その中で計画地の山側3分の1程度が土砂災害警戒区域に入っていることであったと記憶をしております。それから今、吉の浦会館まで来るというお話がありまして、それにつきましては今回新たに地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域に県は指定をしたいと。指定した後に対策工事まで行いたい。そういうような確か9月1日は説明会であったと考えております。この吉の浦近辺まで来るというふうなことで、これは確か水平長、最大幅の2倍まで地すべり防止区域外の被害区域としているような感じで受け取られていますが、実際は詳細調査を行わないとどこまで被害が及ぶかどうかはまだ現段階では示されないものと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 私もこれは初めて9月1日の説明会で聞くものですから、こういうのは全く想定してなかったんですね。地すべりをして国道ぐらいまでだろうという考えだっ

たんですけれども、県の説明では吉の浦会館手前までなっているものですから、今課長の説明の中でも2倍を想定してやっているということですから、ただ私がなぜ見直し、再検討すべきではないかなということは、まずはそれについてもう一度、地すべりがあった場合に今建設する場所はどれぐらいの被害が出るか、それをまずは議論すべきではないかと思うんです。その中でそこでも大丈夫というのであれば、当然見直しをする必要はないと思うんです。そういうのもしないで、ただもう決めたからそこに決めるということではいかなものかと思うんです。前、前の検討委員会の人たちを集めてこういうことなんですということで、そして実際に災害が起きた場合にどの程度の影響があるのか全くないのか、影響があったらどの程度の被害状況が出るのかは議論すべきではないかと思うんですけれども、どうですか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

先ほども少しお答えしましたけれども、まずは詳細調査をやらないと仮に地すべりが起こった場合にどの程度の被害があるかというふうなところまでは出せないと考えております。今2倍の話が出ておりますので、そのことにつきましては、実はこの2倍であるという話はどちらかと言いますと、地すべり防止工事を実施をするための事業採択のために、事業実施の際にまずはピーバイシー費用対効果を求めなければならぬと、そういうところから今2倍という数字が示されているという認識をしております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 一応とりあえずこれはどの程度の被害が来るかは皆さん方はその中で詳細に調査してもらえますか。その結果は議会にも報告してもらえるかどうか。村長、こういうのは私はやるべきだと思うんですが私はこの場所に反対はしていないよ。ただ、新しくそ

ういう問題が出てきてから、それはもう関係なくではなくて、みんなで集まって検討して被害がどの程度あるか、ないかを調べて間違いないというのであればそれでいいんじゃないですか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

地すべり防止区域の指定は、今県のほうで行う予定であります。その辺のハードに関しては県及び国がやることになっているんですけども、この当間の地区については、県がやることになっております。県が地すべり防止区域を指定し詳細調査を行い、それから地すべり防止工事を実施するというで計画しております。ですから村で直接被害がどの辺まで及ぶかという調査につきましては、村独自ではこれはできないものと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 これはできないということで、別に皆さん方は内々でどのぐらいの被害が出るかはある程度は計算すべきではないか。それは専門委員もいるんでしょう、その中には琉大の先生も専門がいるんでしょう。集めて検討やるべきだと思うんですよ、私は。それはもう皆さん方に任せますので。それと用地買収だけど、6名の方で4名の方はもう了解済みだと。残り2名については私の情報では借地ということですけども、そういう公用地につきましては、借地でいいのかどうか。私は、買い取りが大原則だと思うんですよ。まさしく今の中城村を見た場合は借地が多すぎる。中城小学校ももう買い上げてくれということでありますし、吉の浦会館も借地で、最近の話によると買い上げてくれと。以前から買い上げを要求されています。当時、買い上げをしていれば今まで支払った土地料というのは必要なかったわけですよ。今から買い上げるとなると、評価も上がって値段も上がるし、さらに今まで払った地代も無駄になるわけですね。だから今回、公

用施設については、私は買い上げをすべきだと思うんですけども、村長、この点について。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

おっしゃることはよく重々承知しているつもりでございますし、また基本的には議員おっしゃるとおりだと思います。買い取れる部分であれば、今回もあえて借地でということではございませんので、先方の都合で借地ならいいですよということでございますので、ではこれを売らないからここは外して、どこかでということではなくて、一つの土地としてまとめてその中の一部が借地ということでございますので、その辺は御理解をいただきたいと思ひますし、また公共施設、もちろん買い取りができてやれるのが一番いいんですけども、社会情勢にもよると思ひますが、場合によれば借地でもできないよりはいいのではないかという考え方のもとにやっていくのもまた一つの方策ではないかなと思ひてはおります。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 私としては本当に買い取りが大原則だと思いますし、それが買えなければもうどうしようもないという村長の考えも理解できますよ。ひとつできるだけ買い上げるようにさらに努力を重ねていただきたいと思ひます。それともう1点は、もう庁舎建設についてのことなんですけれども、これは通告書にはないんですが、庁舎建設の一つについてですから、それについて質問させていただきます。この平面図を見た場合、農業委員会の部屋がないんですよ。選挙管理委員会、あるいは教育委員会はあっても、農業委員会の部屋がないんですよ。これはどういう理由でしょうか。特に村長は今後、新しく農業委員会がスタートしますので、事務局体制を強化していくと真剣に考えますと答弁されていますね。それと矛盾するのではないかと思いますし、なぜそれがない

のか。見落としなのかどうか。答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

農業委員会の部屋がないという話なんですけれども、これについては各課、全部総務課から住民生活課、15課のヒアリングを受けて農林水産課とも協議をしながら今の事務室がありますけれども、その面積を大きく取ってありますけれども、農業委員会を新たには設けていないと。これは各課全部のヒアリングを受けての図面です。そういうふうに現在はなっています。以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（15時12分）

~~~~~

再開（15時12分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 きのうの則勝議員の一般質問でもありましたけれども、部屋については余裕がありますので、これはまたその完成した後に機構改革等もありますので、その中で課の編成が少しずつ変わってくるのではないかなと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 ひとつ村長、この辺は十分考えていただきたい。これは農業委員会、それから教育委員会、選挙管理委員会はある意味では村長部局とは違いますので、これから村長も事務局体制を強化して真摯に真剣に考えていくということですので、ひとつその件はお願いをいたします。それとこれは私の一つの提案ですけれども、職員の図書室はつくるべきではないかと思うんですけれども、村長はどう考えますか。議会の図書室はありますが、職員の図書室。というのは私は職員の自己啓発を促す意味でもつくるべきでは、行政の本という

のは一般の書籍よりは値段が高いんです。そういう意味でも図書室をつくってそれでお家に帰って勉強ができるような環境づくりが必要ではないかと思うんですけれども、その点村長のお考えをお伺いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

突然の御提言でただ非常にいい話だとは思いますが、基本的にはただ職員、自分自身で自己啓発もできるようなレベルになれば一番いいと思っていますし、最初は手助けしていくということの考え方からいけば、我々がそれに沿って環境を整備するのもまた我々の立場だとは思っておりますので、十分勘案させていただいて、より職員の資質向上に努めていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 ひとつ最後に農業委員会の部屋の件、それから職員の図書室の件については、真剣に考えていただきたい。職員の資質向上なくして村の発展はありませんので、これは私の持論です。人づくりですよ。職員も勤務中に勉強するのではなくて、お家に帰って本を借りて帰って、お家で自分の仕事に対する勉強をするというそういう環境づくりをしていただきたい。これは余談になりますけれども、ずっと以前に、新垣盛繁村長が勇退される場合に職員の資質向上のためにということで100万円寄附しましたよ。しかし、その後、この100万円がどうなったかは私は知りませんが、そういうこともありますので、村長が勇退される場合は、職員の資質向上のために100万円を寄附するぐらいやらないと村の発展はないと私はその持論です。やはり地域づくりは人づくり。まちづくりも人づくりですよ。そういう意味でもひとつしっかりとさせていただきたいと思えます。以上で終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、新垣善功議員の

一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会（ 1 5 時 1 6 分）